

博士論文

20世紀転換期ハワイ華僑社会の政治活動に関する研究

令和6年9月

広島大学大学院総合科学研究科

総合科学専攻

吳 憲占

目次

凡例

| | |
|--|----|
| 序章 | 1 |
| 1. 問題の提出 | 1 |
| 2. 先行研究 | 3 |
| 3. 用語と史料の説明 | 7 |
| 4. 本稿の構成 | 8 |
| 第1章 『清議報』に見る清末の華僑社会 | 10 |
| —維新派の海外活動との関連から— | 10 |
| 1. はじめに | 10 |
| 2. 『清議報』と華僑 | 12 |
| (1) 戊戌変法の波紋 | 12 |
| (2) 『清議報』の成立と華僑 | 13 |
| (3) 『清議報』における華僑認識—その誌面構成を中心に— | 13 |
| 3. 『清議報』に見る清末の華僑社会 | 14 |
| (1) 華僑の苦境 | 15 |
| (2) 華僑社会の団体 | 16 |
| (3) 華僑の政治参加 | 18 |
| (4) 華僑社会の祝典 | 20 |
| (5) 『清議報』がつなぐ華僑ネットワークと共同体意識—ハワイ華僑社会を例として | |
| — | 26 |
| 4. おわりに | 27 |
| 第2章 梁啓超のハワイ訪問をめぐる一考察 | 30 |
| —「名は保皇、実は革命」という通説の検討を兼ねて— | 30 |
| 1. はじめに | 30 |
| 2. 梁啓超のハワイ訪問について | 30 |
| (1) 先行研究 | 30 |
| (2) ハワイにおける戊戌変法のなごり | 32 |
| (3) 上陸前後の動向 | 34 |

| | |
|---|-----------|
| 3. 「名は保皇、実は革命」について | 39 |
| (1) 馮自由の記述について | 39 |
| (2) 孫文の記述について | 41 |
| (3) 「名は保皇、実は革命」という説と孫文崇拜 | 43 |
| 4. おわりに | 45 |
| 第3章 清末維新派の海外亡命と華僑社会..... | 47 |
| —ホノルル保皇会の設立とその法人化に注目して— | 47 |
| 1. はじめに | 47 |
| 2. ハワイ華僑社会の形成と政治化 | 48 |
| (1) ハワイ華僑社会の形成 | 48 |
| (2) ハワイ華僑社会の政治化 | 50 |
| 3. 保皇会の設立 | 51 |
| (1) 設立初期の動向 | 51 |
| (2) 法人資格の申請をめぐる対立の激化 | 53 |
| (3) 法人資格申請の失敗 | 58 |
| 4. おわりに | 62 |
| 第4章 清末華僑の政治活動に関する一考察 | 65 |
| —ホノルル保皇会（1900—1903）を中心に— | 65 |
| 1. はじめに | 65 |
| 2. 1900年ホノルルチャイナタウン炎上事件による華僑社会の紛争 | 66 |
| 3. 中華会館の主導権をめぐる保皇派と領事派の争い | 68 |
| (1) 中華会館に対する保皇派の衝撃 | 68 |
| (2) 2次選挙と仲裁による紛争解決の失敗 | 72 |
| (3) 法廷での対決 | 74 |
| 4. ホノルル保皇会会員の家族縁座事件と中米交渉 | 76 |
| (1) 縁座と保皇会 | 77 |
| (2) アメリカ政府の見解と清政府に対する交渉の提起 | 77 |
| (3) 中米両国の認識のずれ | 79 |
| 5. おわりに | 81 |
| 終章..... | 84 |

| | |
|---------------------------------|----|
| 1. 本文のまとめと論点の整理 | 84 |
| 2. 本稿の位置づけ | 86 |
| 3. 今後の課題と展望 | 88 |
| 参考文献一覧（五十音・ピンイン・アルファベット順） | 89 |

凡例

1. 本稿で用いる漢字は、人名などの例外を除いては、すべて常用漢字を用いる。
2. () 内は著者による注記である。ただし史料の原文に () がある場合は、[] を使う。……は中略を示す。
3. 英語圏の人物や研究者の名前は初出時に、カタカナあるいは漢字表記の直後に括弧()に入れてアルファベット表記を付す。
4. 本文中における研究者の敬称は、すべて省略している。

序章

1. 問題の提出

本稿は、中国近代史を中国本土からだけ見る視点を超えて論じることを目指している。具体的には、20世紀転換期（1898－1903）におけるハワイ華僑社会の政治活動を題材として、従来の革命およびナショナリズムという視角からではなく、清末華僑の主体性という観点から議論するものである。

華僑と中国近代史に関する記述において、「革命」という言葉は疑いなく中心的な位置を占めている。しかし、1911年の辛亥革命がアジアに初めて共和国を生み出したことが示すように、民主共和制は当時の世界において決して主流とは言えない。さらに、清朝政府が従来の華僑政策を変えるにつれて、続々と建立していた在外公館は華僑の保護や待遇改善に努めている¹。華僑にとって、自らが頼りになる政府を樹立するには、必ずしも革命を講じなければならない必要はない。もちろん筆者には従来の革命史観を全面的に否定はしないが、改良から革命へ、あるいは改良と革命の二元対立のようなアプローチだけでは、歴史の全貌を把握しきれないと考えている。

孫文の活動を中心とした革命史の叙述と表裏一体をなしているのは、ナショナリズムに基づくアプローチである。確かに共和制を目指す孫文の革命派であれ、立憲君主制を理想とする康有為の維新派であれ、海外亡命中の政治家は各自の政治主張において深刻な対立があるにもかかわらず、両者とも華僑社会において中国人としてのアイデンティティの形成や国家意識の鼓吹に努めている。世界各地に散在する華僑は、中国に近代的な国家を樹立するための不可欠な部分として亡命政治家により動員されるようになった。かくして華僑のアイデンティティの醸成が特筆される叙述において、華僑のナショナリズムを刺激するのは、まさには列強の侵略・圧迫である。

しかし、「華」が代表する華人性は生まれつきの特質として重要であると同時に、他者との共生を意味する「僑」も不可欠な特質であると思われる。ホスト社会の生活、伝統や態

¹ 官民共同で華僑の待遇改善を求める実証研究として、園田節子『南北アメリカ華民と近代中国—19世紀トランスナショナル・マイグレーション』東京大学出版会、2009年があげられる。

度を除いて、華僑社会の全貌を理解することはできない²。たしかに中国からの亡命政治家の活動を契機に、華僑社会は高度に政治化するようになったが、海外へ出向き移住先で生きる道を切り拓くために、華僑は常に現地社会を意識しながら自らの活動を行わなければならなかった。むろん華僑にとって、母国とのつながりも重要であるが、マイノリティとして現地の主流社会と良好な関係を構築するための応対が現実的には喫緊の課題であった。一方で、アメリカの華人排斥運動のような厳しい姿勢を採らなくても、現地のマジョリティ社会は治安維持のために、華僑社会の安定を確保しようとして、その動向に注目している。さらに、政府の対外関係を担当する出先機関として、在外公館も華僑社会において華僑の保護などを通じてその存在感を示している。こうして、華僑は近代国家志向の政治亡命者だけでなく、ホスト社会や清朝政府との関係も意識しながら自らの政治立場を考慮し調整しつづけると言えよう。

以上のような問題意識に基づき、本稿は世紀転換期のハワイ華僑社会に注目して、清末華僑の政治活動について考察する。

まず研究対象の設定の意義と理由について説明する。

ハワイ華僑史に関する叙述において、孫文は避けられない存在である。周知のように、孫文はハワイで少年時代を過ごし、1894年に現地華僑の協力を得て初の革命組織としてホノルル興中会を結成した。このように、中国革命の起源と深くかかわるため、ハワイ華僑史はしばしば革命史の枠組みのなかに置かれて議論されるようになった。しかし、20世紀転換期のハワイ華僑社会の場合には、こうした中国の政治革命へのかかわりを軸とする歴史叙述のみに収束できない展開をみせている。すなわち、多くの華僑が戊戌政変で海外亡命中の康有為や梁啓超など清朝による近代化を目指した維新派に共鳴し、孫文の革命派とは対立関係にあった保皇会を通じて積極的に政治活動を行っているのである。以上が筆者がハワイに着目する第1の理由である。

また、ハワイ華僑の政治地位や生存環境は、一連の政治変動によって厳しくなりつつあったが、華僑社会とホスト社会との関係は、アメリカ本土のそれよりもはるかに友好的であった。異人種間の結婚や二重国籍が可能になり、華僑社会の孤立が緩和された³。こうい

² この点について、Kuhn, Philip A. *Chinese among Others : Emigration in Modern Times*. Rowman & Littlefield Publishers, 2009 が示唆的である。

³ Ma, L. Eve Armentrout. *Revolutionaries, Monarchists, and Chinatowns: Chinese politics in the Americas and the 1911 revolution*, University of Hawaii Press, 1990, pp. 21-22.

うわけで、華僑社会とホスト社会との交渉や衝突において、華僑の政治活動がどのように進んでいくかを考察することが可能になる。また、ホスト社会との交渉が頻繁であるがゆえに、ホスト社会の見方を記録している英字新聞を含めて関連史料の利用も便利である。これが筆者がハワイに着目する第2の理由である。

研究時期を世紀転換期に設定したのは、この時期にハワイ華僑社会が複雑な歴史的状況に直面したからである。

1893年にアメリカ系の白人勢力によるクーデターでハワイ王朝が崩潰して以後、長期にわたり政治的に不穏な環境におかれたハワイ諸島は1898年、アメリカに合併された。この過程の中で、華僑をめぐる境遇も不安定な状態に陥っている。例えば、1900年のホノルルチャイナタウン炎上事件が象徴的に示すように、華僑はしばしば白人が主導する現地社会から差別的取扱いを受けている。他方、1898年に清朝領事館がホノルルに設置され、清朝政府は社会統制の一環として、これまで自律的な状態にあった華僑社会に直接関与するようになった。

一方で、世紀転換期の中国も激動の時代を迎えた。1895年に孫文らの興中会は広州で初めての武装蜂起を試みたが失敗した。1898年、日清戦争の敗北による刺激を受けて展開された戊戌変法は政変によって頓挫し、康有為ら維新派は海外亡命を迫られた。彼ら亡命政治家の活動を契機に、太平洋を隔てたハワイの華僑は中国本土との間に未曾有の関係を築くようになった。

本稿は、このような世紀転換期のハワイ華僑社会における政治活動の展開について、これまで中国本土の歴史を中心に論じられている革命とナショナリズムのアプローチと異なり、ハワイ華僑自身の主体性に主軸を据えながら多角的な視点から分析する。

2. 先行研究

続いて、本稿が全体として参照した主要な先行研究を分野別に整理しつつ、その成果と問題点について述べる。

まず、ハワイ華僑社会を扱った先行研究について整理する。初期の研究として、ハワイ華僑自身による著述があげられる。ハワイに渡る中国人の歴史を語り継ぐという志に動かされた若者たちは、1929年と1936年と2回にわたりハワイ華僑の歴史と現状を紹介する

『檀山華僑』を出版し、とくに孫文について貴重な同時代史料を残している⁴。だが、著名な人物や社会団体に着目するこれらの本は紹介にとどまり、本格的な研究書とは言い難い。

ハワイ華僑社会に関する初の研究書としてあげられるのはクラレンス・E. グリック (Clarence E. Glick) の研究である⁵。グリックは、ハワイ華僑が成功した多民族社会ハワイの一員として定着できたことを高く評価し、移住から定住までのハワイ華僑社会の成立史をたどるが、ハワイ華僑社会の世紀転換期の変動については説明不足である。パトリック・アンダーソン (Patrick Anderson)⁶は孫文の早期の革命活動を 1890 年代におけるハワイの政治状況と関連させて考察し、孫文とハワイとの関係について新たな史実を明らかにする。アンダーソンはまたハワイ現地の動乱に巻き込まれた華僑の動静を紹介し、世紀末の華僑社会をとりまく政治状況を知る上で参考になる。だが、孫文の活動に重きを置くため、梁啓超のハワイ訪問と保皇会の成立については詳しく説明していない。

続いて保皇会に関する研究を紹介する。

保皇会は海外の華僑社会において設立された最初の国際的な組織とされるが、先行研究の大部分が維新派人物を中心に展開されている⁷。保皇総会の会長である康有為にとって、それがあくまで将来的に帰国し、再起するための道具にすぎないと主張する研究もある⁸。副会長の梁啓超の場合、彼の華僑の慣習に対する批判に注目し、その梁啓超の「啓蒙者」

⁴ 鄭東夢編『檀山華僑』檀山華僑編印社、1929 年、『檀山華僑第二集』檀山華僑編印社、1936 年。

⁵ Clarence Elmer Glick. *Sojourners and Settlers, Chinese Migrants in Hawaii*. University of Hawaii Press, 1980.

⁶ Anderson, Patrick. *Sun Yatsen, Robert Wilcox and Their Failed Revolutions, Honolulu and Canton 1895*. Routledge, 2021.

⁷ 例えば、保皇会が起こした武装蜂起に注目する研究として、桑兵『庚子勤王与晚清政局』北京大学出版社、2004 年が代表的である。賈小葉は、異なる時期に発表された二つの保皇会の趣旨説明書における文言の変化に着目して、康有為の政治理念と活動を考察している。同「己亥庚子年間康有為的勤王思想与実践」『史学月刊』、2019 年 12 期。維新派と華僑が展開する経済活動について、方志欽・蔡惠堯「評康有為的商務活動」『廣東社會學』、1997 年第 2 期、蔡惠堯「試論保皇会失敗の内部原因」『近代史研究』1998 年第 2 期、蔡惠堯「康有為、譚張孝与瓊彩樓」『歷史檔案』、2000 年第 2 期などが挙げられる。人物を中心とする研究としては、蔡少卿「梁啓超訪問澳洲述論」『江蘇社会科学』、2018 年第 2 期などが挙げられる。

⁸ 高偉濃『二十世紀初康有為保皇会在美国華僑社会中的活動』学苑出版社、2009 年、24 頁。

としての側面が強調されている⁹。このように、保皇会に関する研究があるにもかかわらず、康有為と梁啓超などの中国本土の中心的な人物に焦点が当てられる。

保皇会に対する歴史的評価について、保皇会は1900年の庚子勤王時期までは、ある程度評価されているが、その後、「保皇党」と呼ばれ、革命派と対立する文脈で描かれる傾向にある。康有為の「答南北美洲諸華商論中国只可行立憲不能行革命書」¹⁰は、海外流亡時期に革命と対立する彼の姿勢を示す文章としてよく知られている。反対に、孫文の「敬告同郷書」¹¹は、ハワイの華僑社会における革命派の劣勢を一変させるカギになったとみられている。すなわち、研究史においては、保皇会が革命派の論敵として描かれており、保皇会に参加する華僑の人数の多少があくまで革命の雰囲気の消長の指針と見なされている。

その背後には、中国本土を中心にする「革命」と「ナショナリズムの啓蒙」という研究の視座がある。具体的には華僑たちが組織した保皇会の盛衰を清末革命史の枠組みに置いて検討し、改良か革命かという構図の中に清末華僑を位置づける傾向がある。すなわち康有為の維新派と孫文の革命派との間に揺らいでいる華僑は、いかにして改良から革命に傾くようになるのかという問題意識で把握する¹²。そして、中国本土で変法を唱えた維新派が啓蒙者として想定され、「華僑を昏睡から覚醒させ、救国に奮い立たせる触媒」となったと評価されるように¹³、華僑は啓蒙を待っている受動的な位置に据えられ、華僑の主体性が過小評価される恐れがある。これはいわば「本土中心主義」ではないか。実際に、華僑社会は決して維新派の全てを受け入れたわけではない¹⁴。

⁹ 最新の研究としては、李夕菲・吳捷「從流亡生涯看梁啓超團結引領華僑在晚清變局中的作為」『清華大學學報（哲學社會科學版）』、2023年第1期があげられる。

¹⁰ 姜義華・張榮華編『康有為全集』第六集、中國人民出版社、2007年、312–333頁。

¹¹ 尚明軒編『孫中山全集』第二卷、人民出版社、2015年、45–47頁。

¹² 例えば湯志鈞「論康有為與保皇會」『近代史研究』、1981年第3期、同「康有為的海外活動和保皇會前期評價」『歷史研究』、1994年第2期、任貴祥「論華僑與保皇會」『華僑華人歷史研究』、1996年第4期、同『中華民國專題史華僑卷』南京大學出版社、2015年13–57頁、秦素菡「美國華僑對保皇會的支持與貢獻」『華僑華人歷史研究』、2009年第3期、同「保皇派在美國華僑社會的主要活動述評」『廣東社會學』、2009年第5期、庄國土「論清代華僑與海外保皇派」『八桂僑刊』、2012年第2期などが挙げられる。

¹³ 任貴祥『華僑與中國民族民主革命』中央編譯出版社、2004年、34頁。

¹⁴ 例えば、維新派が押し付ける孔子崇拜は横浜華僑社会に分断の危機を招くことになった。藤谷浩悦「横浜大同学校と孔教—戊戌変法の与えた波紋を中心に」『歴史学研究』第803号、2005年。

このような研究現状は、維新派を中心とする史料の利用状況からもうかがわれる¹⁵。確かに華僑を中心とする史料もある。例えば保皇会のリーダーと康有為や梁啓超ら維新派との間の書信集が出版されたが¹⁶、史料の多くは保皇会の会務を取り上げていることもあって、関連研究では保皇会の政治と経済活動以外の華僑社会の状況についての検討が不足していると思われる。また、近年以来、華僑社会の史料に基づく研究が出ている¹⁷。しかしそれはやはり保皇会の政治活動を研究の主軸に据えるものであり、華僑社会に対する保皇会の影響は詳しく論じられていない。

しかし、保皇会の基盤を作り上げた華僑は、はたして従属的な存在にすぎなかつたのか。この問題について、華僑の主体性を重視する北米の研究者の成果があげられる。その先駆けになったのは、アメリカの華僑社会における維新派と革命派の抗争を跡付けた L. イブ・アメントロート・マー (L. Eve Armentrout Ma) の研究である。マーによる研究はアメリカ華僑社会の歴史と構造から華僑社会の政治化を論じ、ハワイ保皇会についての指摘が有益であるが、ホスト社会の反応などについて更なる検討が必要である。また、譚精意 (Jane Leung Larson) は康有為の門人であった祖父を持ち、家族が保存する資料などを利用し、在野の研究者として活躍している¹⁸。郭美芬はオーストラリアの保皇会を華僑社会における

¹⁵ 例えば康有為と梁啓超の年譜が広く引用されている。また辛亥革命の元老とされる馮自由が著した『華僑革命開国史』、『革命逸史』、『中華民国開国前革命史』などの歴史叙述も、このような改良から革命に進むという図式に影響を与えたと思われる。

¹⁶ 方志欽・蔡惠堯編『康梁与保皇会—譚良在美国所藏資料匯編』天津古籍出版社、1997 年。同資料は譚良が残した保皇会に関する資料の計 451 件の中の 126 件を編纂したものである。編集者はまえがきにおいて「保皇会の活動に関係しないものは選択しない」と説明している。譚良、広東省生まれ、字は張孝、康有為の早期の弟子の一人である。1899 年渡米、後に保皇会ロスアンゼルス分会の会長を担っている。

¹⁷ 例えば、ニュージーランド華僑である李海蓉は、1898 年から 1902 年まで発行されたオーストラリアのシドニー華僑による新聞『東華新報』を利用して、オーストラリア保皇会の創立と発展を追跡している。「保皇会在澳洲的興起—基于『東華新報』的媒体伝播理論与量化分析」『華僑華人歴史研究』、2015 年第 2 期、同「澳洲保皇会創立探源—以『東華新報』及澳洲保皇会原始档案為主的分析」『華僑華人歴史研究』、2017 年第 3 期。

¹⁸ Larson, Jane Leung. "Articulating China's First Mass Movement: Kang Youwei, Liang Qichao, the Baohuanghui, and the 1905 Anti-American Boycott." *Twentieth-Century China*, vol. 33, no. 1, Nov. 2007, pp. 4–26. なお、譚による「保皇会論壇」(Baohuanghui Scholarship)において、多様な資料が公開されている。

新たな有力層による主導権の確立という視点から把握している¹⁹。胡若辰は1905年の米貨排斥運動における保皇会の役割を再評価している²⁰。最新の研究として、陳忠平（Chen Zhongping）が新たな史料の発掘に尽力し、ネットワーク研究という手法を用いて、北米の保皇会に関する新しい知見を提示した²¹。これらの研究はともに華僑社会内部から保皇会の主体性を把握するものとして示唆的である。

ただし、以上の研究はいずれも北米大陸に重きを置くものである。中国近代政治史に重要な地位を占めると筆者が考えるハワイの華僑社会についての研究は十分とは言えない。ハワイ保皇会を扱う中国語の研究は主に亡命政治家の記載に依拠して、梁啓超と孫文による華僑の動員を中心に論ずるものが大部分である。それに対して、グリックは、「家族主義からナショナリズムへ」という視点に立ち、ハワイにおける保皇会の成立とその政治的意味を概説した²²。しかしその成立に伴う華僑社会の動向および現地社会との関係性をめぐって、さらなる考察が必要である。

3. 用語と史料の説明

本稿が扱うのは、一つは戊戌変法に参加して戊戌政変で海外亡命を迫られた康有為と梁啓超など彼の門人である。康有為や梁啓超を中心とするこの政治グループは明確な集団意識を持っており、近代国家への追求から立憲君主制に基づく政治改革を求めていたが、彼らの活躍時期が長いこともあり、同時代の人や研究者によって「保皇党」、「改良派」、「維新派」、「立憲派」など多様な呼び方が使用されている。本稿では、維新派に統一する。また、維新派の政治主張に感銘して保皇会の創立に関わったり保皇会に入会した華僑のことは「保皇派華僑」と呼ぶことにする。

もう一つには、海外に居住している中国人について、血縁、文化、国籍や移出・移入国の視点によって、研究者は異なる研究分野において、「華僑」、「華人」、「華裔」、「華民」など様々な名称を使用している。本稿では「華僑」という言葉で、20世紀前後のハワイに居

¹⁹ 郭美芬「二十世紀初澳洲都市化下華裔社群的「華僑」叙事与政治結社」『中央研究院近代史研究所集刊』第71期、2011年。

²⁰ 胡若辰「保皇会与抵制美貨運動」『近現代國際關係史研究』第十九輯、世界知識出版社、2022年、196–212頁。

²¹ Chen, Zhongping. *Transpacific Reform and Revolution: The Chinese in north America, 1898-1918*, Stanford University Press, 2023.

²² Glick. pp.248-249.

住していた中国人移民のことを指している。だが、アメリカの国籍を取得した中国人移民に対して米籍華人という名称を使用する。

本稿が利用する主要な史料について、中国語史料としては第1章で主に維新派が横浜で創刊し、世界各地の華僑社会に読まれている『清議報』を利用する。『清議報』を中国近代政治史や思想史の分野において考察することが盛んであるが、華僑史の史料として利用するものはまれである。

英語史料としては、まず梁啓超とハワイ政府との談話記録や、ホノルル保皇会の法人化登録に関する申請書類、陳情書、裁判記録などハワイ公文書館における所蔵資料があげられる。これは各方面の政治活動を示す一次史料である。また、第4章においてはアメリカ国務省と清朝外務部との交渉に関する公文書を利用している。

それに加えて、英字新聞を通じてホスト社会の世論を検討するにあたり、ハワイの主要新聞紙を利用する。主としては、梁啓超や保皇会のことについて立場が正反対である二つの英字新聞を利用している。一つは *The Pacific Commercial Advertiser* (以下、*Advertiser* 紙と略称) であり、もう一つは *The Hawaiian Star* (以下、*Star* 紙と略称) である。在ホノルル日本領事館の調査によれば、1911年の時点では、*Advertiser* 紙は 4500 と第1位の発行部数を誇り、*Star* 紙は *Evening Bulletin* (以下、*Bulletin* 紙と略称) と並列して 3500 部と第2位の発行部数がある²³。英字新聞は華僑社会にも読者を持ち、たとえば華僑が英字新聞を利用して論戦を繰り広げたがゆえに、豊富な同時代史料として利用できる。これらの英文史料については、従来の研究では十分に活用されたとはいはず、この点に本稿の史料上の特徴の一つがある。

4. 本稿の構成

本稿は4章構成となっており、各章でメディア、人物、団体、事件という四つの角度から、20世紀転換期のハワイ華僑社会の政治活動について検討する。

第1章では、『清議報』という華僑が深く関わる維新派の言論機関を素材に、各地の華僑社会において発行された新聞紙も利用して、清末華僑と維新派との関係を再検討したい。具体的には、保皇会の基盤をなしている華僑社会の実態を俯瞰しつつ、『清議報』のつなぐ

²³ 「亜米利加合衆国」JACAR（アジア歴史資料センター）Ref.B02130589900、米国其他ニ於ケル新聞紙ニ関スル調査／明治44年10月印刷（政三-5）（外務省外交史料館）

華僑ネットワークについて議論する。また、近代国家思想や国民意識を持ち込もうとする海外亡命政治家に対する華僑社会の反応を通じて、華僑の主体性を検討する。

第2章では、梁啓超のハワイ訪問について、主として現地の英字新聞や文書を中心に分析し、あわせて我々は「名は保皇」だが、「実は革命」を目指している（名為保皇、実則革命）と梁啓超が虚偽の宣伝をして勢力を拡大したという通説を再検討する。梁啓超のハワイ訪問の実態に迫りつつ、その訪問に関する記述及び研究史を整理し、従来の華僑史研究における「中国本土中心主義」という特質を指摘した上で、中国近代史における梁啓超のハワイ訪問の意義について考える。

第3章ではホノルル保皇会の成立とその法人化に注目して、維新派の海外亡命と華僑社会、そして華僑が身を寄せるホスト社会との関係について論じたい。具体的には、華僑社会、清政府領事館、ハワイ準州政府の動向と英字新聞の論調に見るホスト社会の世論を描き、華僑社会の政治化における主体性とその世界史における位置づけを探る試みである。

第4章では、ホノルル保皇会と清朝領事との対立を軸とし、1900年のチャイナタウン炎上事件の寄付金問題、1902年の中華会館主導権争い及び保皇会員の親族縁座事件を取り上げて、華僑社会の政治変動を考察しながら、ホノルル保皇会をめぐる複雑な力関係を解明したい。さらに、ホノルル保皇会の歴史的意義を検討するために、華僑社会内部の状況に注目するだけでなく、華僑が身を置くハワイ準州、そしてアメリカ政府と清朝政府の動向も視野に入れる。

そのうえで終章において、本論文を総括し、今後の研究の展望を示す。

第1章 『清議報』に見る清末の華僑社会

—維新派の海外活動との関連から—

1. はじめに

戊戌政変後、康有為と梁啓超らは日本とイギリスの保護の下、無事に清朝政府の追捕を逃れて、海外での亡命生活を始めた。彼らは日本亡命の最初の頃、朝野の名士を歴訪して、光緒帝を救出するために奔走していたが、それは徒労に終わることとなった。結局、康有為は清朝政府の圧力によって、1899年3月22日に日本の退去をせざるを得なくなった²⁴。

日本を離れた康有為は英米からの支援を獲得するため、まず1899年4月カナダに到着した。ここで彼は現地の華僑から予想を超える歓迎を受けた²⁵。けれども、カナダを経由してアメリカに入境する試みは、華僑とカナダ官庁が積極的に協力したにもかかわらず、アメリカ政府の拒否によって達成できなかった。アメリカの援助を断念した康有為はやむなく5月20日にモントリオールを離れて、英國の援助を乞う旅に出たが、ロンドンで冷遇された彼は、何の成果もないままに再びカナダに帰った²⁶。

外国の援助により光緒帝の復権を実現させようとする維新派²⁷の構想は、頓挫したのである。しかし、康有為は華僑社会で勤王事業を再生させた。それは1899年7月20にカナダで成立した保皇会である²⁸。保皇会は字面通りに光緒帝の救出と復権を急務とする組織

²⁴ 康有為と梁啓超の日本亡命とその後の動静、および日本側の応対は、永井算巳「清末における在日康梁派の政治動静（その1）」『信州大学人文科学論集』第1巻、1966年を参照されたい。

²⁵ 「游域多利、温哥華二埠記」『清議報』第15号、光緒25年4月11日、「康南海在鳥喊士晚士咲埠演説」『清議報』第17号、光緒25年5月1日。

²⁶ 康有為に対するイギリス政府の態度と応対については、李海蓉「英國政府對康有為流亡態度之考釁—兼論保皇會的沒落」『史林』、2019年第1期が詳しい。

²⁷ 戊戌の変法時期に活躍する維新勢力は多岐にわたるが、本稿では康有為をはじめとする政変で海外亡命を迫られた者をさす。

²⁸ カナダ保皇会の創立の経緯について、陳忠平（Chen Zhongping）は新史料の発掘に基づき、先行研究の見解を若干修正したうえで系統的に考察する。特に創立に関わるカナダ華僑の役割を強調する点で示唆的である。Chen. pp. 33-41.

である²⁹。それ以降、1907年の帝国憲政会への改組³⁰まで、保皇会は維新派の海外活動の拠点として機能している。

『清議報』は、日本亡命後の維新派知識人により創刊され、1898年12月23日（光緒24年11月11日）に横浜で発刊され、旬刊誌として1901年12月21日（光緒27年11月11日）の第100号まで発行された。カナダ保皇会が成立した後、康有為によって保皇会の機關紙に指定された。『清議報』は戊戌変法を継承したものとして、光緒帝の復権と変法運動の再開を鼓吹しながら、日本経由での近代思想と知識の導入に積極的であった。ゆえに『清議報』に関する先行研究は政治史や思想史の分野において盛んである。一方で、『清議報』は世界各地の華僑社会に向けて発行されており、華僑自身もその読者として設定されるため、華僑社会に関する内容が数多く記載されている。『清議報』を利用して日本の華僑社会を研究する成果は存在しているが³¹、日本以外の地域の華僑社会に関する資料が十分に検討されたとは言えない³²。

²⁹ 康有為「保救大清皇帝公司叙例」『康有為全集』第五集、中国大学出版社、2007年、144–155頁。

³⁰ 保皇会の改組について、前掲「清末における在日康梁派の政治動静（その1）」、王大文「康有為改組「保皇会」前後史事考辨」『清史研究』、2013年第4期を参照されたい。

³¹ 維新派は滯日中、華僑学校の開設、華人商業会議所の成立、日本の条約改正に伴う内地難居令をめぐる請願運動などの分野で活躍している。とくに梁啓超は華僑の代表と推挙され、日本側に向けて演説を行うことがある。「記中国人請求内地難居事」『清議報』第20号、光緒25年6月1日。康有為が世界各地に周遊しているのに対して、梁啓超は亡命生涯の大部分を日本で送っている。これも梁啓超がより深く現地の華僑社会に関与できた一因と思われる。『清議報』の記載を活用して前述の課題を扱う研究は伊藤泉美『横浜華僑社会の形成と発展—幕末開港期から関東大震災復興期まで』山川出版社、2018年が代表的である。また、神戸華僑については、神戸中華会館編『落地生根—神戸華僑と神戸中華会館の百年』研文出版、2013年、106–110頁を参照されたい。華僑の主体性を重視する上述の研究は示唆的であるが、日本以外についてはまだ検討の余地があると思われる。

³² 例えば、平塚順良はベトナムにおける維新派の著作の受容を考察した論文において、『清議報』第82号、光緒27年5月1日に掲載された「致薛錦琴書」の東アジアにおける流布の状況を検討する際、「『清議報』が越南に伝来していた確かな証拠を文献から探し出すことはできない」としている。しかし同誌に掲載されたベトナム華僑の投書（「哭告華人」『清議報』第16号、光緒25年4月21日）から見れば、ベトナムに『清議報』が流通していたことは自明であろう。平塚順良「ベトナム漢喃研究院図書館所蔵の『日本維新列家慷慨詩』および福田英子「致薛錦琴書」について」『立命館文学』第648号、2016年。なお、平塚は論文において触れていないが、この「薛錦琴」は維新派と密接な関係を有する人物として、

本章では、『清議報』という華僑が深く関わる維新派の言論機関を素材に、各地の華僑社会において発行された新聞紙も利用して、清末華僑と維新派との関係を再検討したい。具体的には、保皇会の基盤をなしている華僑社会の実態を俯瞰しつつ、『清議報』のつなぐ華僑ネットワークについて議論する³³。また、近代国家思想や国民意識を持ち込もうとする海外亡命政治家に対する華僑社会の反応を通じて、華僑の主体性を検討する。

2. 『清議報』と華僑

(1) 戊戌変法の波紋

戊戌変法は維新派による政治改革として、そのインパクトは国内にとどまらず、海外の華僑社会にも波紋を広げた。例えばシンガポールに居住していた邱菽園³⁴が早くも国内の維新の気運を察知した。彼はそれに呼応して『天南新報』を創刊し、変法の成果と華僑社会の改革を宣伝した。

東南アジアのような華僑が広く進出しているところだけでなく、変法運動はアフリカ大陸までにその動静が響き伝わっているようである。例えばイギリス領東アフリカで生計を立てていた華僑は、国内の変法運動に感銘して、万里を遠しとせずアフリカから帰国した。しかし、広州から上京する途中で、突然に政変が起こった。変法の失敗を目にした彼はついに絶望的になり、再び故国を離れた³⁵。

要するに、戊戌変法は失敗に終わったが、華僑の共鳴を喚起した。その共鳴こそが政治的遺産として、後に維新派の海外活動の拠り所となったといえよう。

保皇会の支援でシカゴ大学に留学し、譚良の家に下宿したことがある。前掲『康梁与保皇会——譚良在美国所藏資料匯編』、13 頁。

³³ 劉洋、王潤澤はジャーナリズム論の観点から、海外における『清議報』の販売ネットワークとその特徴を整理し、中国人留学生、維新派および革命派の新聞紙の発行における『清議報』の役割を指摘している。しかし『清議報』と華僑社会とのつながりについて更なる研究が必要であろう。「聯通五洲—清季海外政治報刊『清議報』発行網絡研究（1898－1901）」『編輯之友』、2023 年第 7 期を参照。

³⁴ 邱菽園（1874－1941）、シンガポール華僑。旧名は煥菴、字は宣娛、号は菽園、嘯虹生、星洲寓公など。邱菽園の維新思想と活動、また維新派との交際について、李元謹『東西文化的の衝突と新華知識分子的三種回響：邱菽園、林文慶、宋旺相的比較研究』新加坡国立大学中文系・八方文化企業公司、2001 年が詳しい。ちなみに、『天南新報』は後に保皇会の機關紙の一つに指定された。

³⁵ 「客述旅非洲華人近況」『清議報』第 11 号、光緒 25 年 3 月 1 日。

(2) 『清議報』の成立と華僑

『清議報』が横浜で創刊された背景には、維新派と横浜華僑の交流がすでに彼らの渡日前に始まっていたことがある。1896年冬、華僑子弟のための学校を建てようと考えた横浜華僑は鄭汝盤を派遣して、孫文の紹介で上海に赴き、康有為のところに教員を求めた。ゆえに康有為が推薦した門人の徐勤が横浜大同学校の学長に就任した³⁶。これを契機に、維新派は初めて海外に活動の拠点を獲得した。

日本に亡命して間もなく、言論陣地の樹立が当面の急務として維新派の日程に上がった。維新派は印刷事業を経営する馮鏡如らの華僑から支持を得て、雑誌の運営資金、人員と場所を提供された³⁷。かくして『清議報』は横浜を拠点に、世界各地に広く発行されることになった。その裏表紙に載せられる代理販売店のリストによると、中国本土以外の配布先は東京、京都、神戸、長崎、シンガポール、仁川、ソウル、ホノルル、ウラジオストク、シドニー、バンクーバー、ビクトリア、サンフランシスコ、ロサンゼルスなど世界中に遍在している。ちなみに、『清議報』の代理販売の多くは華僑の商店または新聞社が担っている。そして、各地の華僑による新聞社は『清議報』の販売を担いながら、『清議報』の文章を自家の新聞に大量に転載している³⁸。

(3) 『清議報』における華僑認識——その誌面構成を中心に

『清議報』の誌面は主として論説、ニュース、海外記事の翻訳などからなるが、第13号（光緒25年3月21日）から、「外埠³⁹近事」という欄を新設して、華僑社会のことを専門的に紹介している。これは康有為がカナダに到着した後のことである。最初の文章は「域多利亞埠倡設學校勸捐啓」で、カナダのビクトリアの華僑学校の設立への寄付を呼び掛けるためのものである。その内容と開設時期から見ると、維新派がカナダの華僑の熱意に感銘して、この欄の新設に乗り出したと推測できる。また、『清議報』には世界各地の情報を

³⁶ 馮自由『中華民国開国前革命史』上編、革命史編輯社、1928年、41頁。大同学校の成立について、維新派と革命の間で見解が異なっている。前掲「横浜大同学校と孔教—戊戌変法の与えた波紋を中心に」を参照されたい。

³⁷ 馮自由「横浜『清議報』」「革命逸史」初集、商務印書館、1939年、92—93頁。

³⁸ 例えば『東華新報』は1899年3月15日から、「譚嗣同伝」をはじめ、梁啟超が『清議報』に発表した戊戌六君子の伝記を転載している。

³⁹ 外埠は「よその都市と町」（『現代漢語大辞典』上海辞書出版社、2007年）を指す。ここでは華僑が集まる海外の都市という意味で使用されると思われる。このタイトルからもうかがえるように、日本に活動の拠点を置くとはいえ、海外亡命中の維新派は依然として中国本土を中心とする視点を貫いていた。

紹介するための「中国近事」、「外国近事」、「外埠近事」という3つのニュース欄が設けられたように、華僑のことは「中国」と「外国」のどちらにも属せず、特別視されることになった。

ところで、『清議報』第34号からの誌面構成の調整により、「外埠近事」欄は「殖民雜俎」欄に変更された。ここで、「外埠」という中国内地からの視点が一変して、華僑自身の生活に視点を設定するようになったと思われる。変更の趣旨について、編集者は以下のように説明する。

ああ！我が中国の民衆は4億人、周囲2億里に及ぶといえども、貧しい国ではない。ただ内政は治まらないだけに、民生が日増しに切迫している。官が殖民をしないので、民は自ら殖する。続々遠く離れて生計を求めるしかない。殖民の責任者は今なお悟らない一方で、殖民の行政を有利に導くこともできない。このような状況で、アヘン吸煙室と賭場に出入りしたり、[殖民地の治安官に]銃殺されたりすることも怪しくない。このような甚だしく国辱的なことを時々耳にしている有識者は、ただ脾肉の嘆をかかっているのみである。私が久しくやりたかったのは、日本人の殖民協会にならい、各埠の志士を広く結んで、通信員を設けて、各地の政治情勢を取材してまとめて掲載することである。ただなお氣脈を通じていないため、ここに先駆けとして、まず2、3の同志が郵送してくれる記事を掲載する。幸いに海外の賢才に教えていただき、我が同胞に恩恵を与えることを願う⁴⁰。

ここで、「殖民」は帝国主義的な土地の占有ではなく、生計の維持に迫られる移民と同じ意味だと考える。すなわち清政府の無関心や無責任ぶりを批判した上で、海外事情を国民に紹介するという本来ならば国家が担うべき役割を分担しようとする姿勢を取るといえよう。また後述のように、この参入姿勢は、華僑社会の権力バランスに衝撃を与えていた。「各埠近事」から「殖民雜俎」への変更によって、より積極的に華僑社会に関与しようとする維新派の考えが読み取れると思われる。

3. 『清議報』に見る清末の華僑社会

⁴⁰ 「殖民雜俎」『清議報』第34号、光緒26年1月1日。

『清議報』には華僑に関する文章が大量に掲載されている。それはニュースソースによって、次の3種類に大きく分けられる。まず、他の新聞から転載された華僑社会及び列強の植民地の華僑政策についての記事である。転載元は中国国内の新聞と日本語、英語など諸外国の新聞、および華僑自身が発行している新聞を含めて、多種多様である。次に、世界各地の華僑から寄せられた投書である。投書は広告、掲示文、請願書、論説など様々な体裁がある。転載された文章と異なり、これは読者としての華僑が直接に自分の声を表すものである。最後に、保皇会の会員通信と会務報告である。

以下、『清議報』に掲載された華僑に関する文章に基づき、維新派との関連から、清末華僑社会について、四つの視点から検討したい。

(1) 華僑の苦境

すでに述べたように、華僑社会は維新派の到来を歓迎した。その背景には、華僑が苦境に喘ぎながら、国家すなわち清政府の支援に頼りがたいことがある。

『清議報』には華僑の苦境を描く文章が多い。その中に最も悲惨なのは苦力である。例えばインドネシアのパダンの華僑商人は連名で苦力貿易の過酷さを暴く掲示文を『清議報』に寄稿した。つまり、苦力は中国人代理の勧誘または脅迫の下で契約書に署名した後、植民地に輸送され、常に危険な労働環境に置かれて奴隸的に酷使された。万が一鉱山に送られたら、「10人に1人しか生き残れない」という惨事までも起こる。苦力貿易の内情を披露したうえで、文末に投稿の目的を次のように説明する。

華僑は〔契約の〕裏面を知らないまま、危機にさらされることを窺かに恐れている。これを救援するために、貴社の力を頼まなければいけない。ゆえに如実に貴社の皆様に告白して、この投書の掲載を願う。中外の商人及び読者の諸君がこの内情を広く流布させ、務めて我々華人がこの内情を悉く察するように願う⁴¹。

以上からみれば、『清議報』は維新派の華僑に対する一方的な発信機関ではなく、華僑の間にも発信元として活用されているといえよう。言い換えれば、『清議報』という国際的なメディアを通して、華僑の声と感情が共有されている。

さて、少数の華僑商人が肉体の苦しみを免れられるとしても、白人の人種差別がもたら

⁴¹ 「巴東招工苦況述聞」『清議報』第34号、光緒26年1月1日。

す精神的な苦痛はどうてい逃れられない。例えばフランスの植民官員は防疫を口実にして、ベトナムの華僑に老若男女問わず身体検査を強行した。その過程はまるで「西洋人が娼妓を検査するようだ」と訴えられた。検査が終わった後、不合格という名目で華僑に賄賂を求めることが多い。それに応じなから下獄されて牢死する人もいた。このような侮辱に対して、寄稿者は次のような悲鳴ともいべき問い合わせをした。

ああ！人は皆、国を有する。どうして我々だけにないのか。肉食の者〔為政者〕はいやしく、未だ遠謀することができない。我々が望むのは、シナ同志がただちに大計を定め、別に良策をはかり、人民を塗炭の苦しみと倒懸の難から救うことである。それは私たち4億の人が共に切望していることである⁴²。

以上のように、悲惨な境遇は華僑のナショナリズムを刺激した。これは清朝政府の無能への不満と絡んでおり、新たな勢力に対する期待を抱きながら、維新派を華僑社会に迎えた。

（2）華僑社会の団体

異国に暮らしを立てる華僑は相互扶助の目的で、地縁・血縁あるいは同業の関係を通して、様々な集団を結成している。維新派の到来で、華僑社会に新たな団体ができた。これらの団体は新たな趣旨と方式によって結成され、華僑社会にいくらかの影響を与えていている。

維新派が華僑社会に提唱した団体の中において、悪習矯正を掲げる「戒鴉片煙会」は最初のものである。光緒24（1898）年閏3月、国内の変法の機運が高まる中、徐勤と横浜の華僑および清国の横浜総領事の主導で、中国人に蔓延しているアヘン吸煙の悪習を根絶するための「戒鴉片会」が成立した⁴³。当該会は横浜の大同学校を総会にして、上海、マカオ、広州、桂林、香港、梧州に分会を設けた。徐勤は序文で、アヘン吸煙を纏足と科挙と並んで「中国の三害」の一つと見なして、禁煙を富國の根本に位置付けた⁴⁴。

変法の推進の一環として設立された「戒鴉片会」は政変の後にも存続している。例えばホノルルの華僑は横浜の総会の要請で「檀香山戒鴉片煙分会」を立てた。5人の理事は『清議報』を通じて、ホノルル分会の設立の経緯と入会方法を伝えたうえで、華僑の入会を勧

⁴² 「哭告華人」『清議報』第16号、光緒25年4月21日。

⁴³ 「戒鴉片煙会倡始人名」『知新報』第51号、光緒24年閏3月11日。

⁴⁴ 徐勤「戒鴉片煙会序」『知新報』第52号、光緒24年閏3月21日。

めた⁴⁵。

知識の普及に努める華僑社会のエリートによる団体もある。例えば、ミャンマーの華僑が保皇会の募金を利用して、同胞の見聞と識見の伸長を掲げる小型図書館を設立した⁴⁶。この図書館は中国語の名を「広智学会」と定め、「英華藏書樓」と漢訳される英語名を付けたという。そして「智識を交換し、見聞を広める」目的で、土日の夜に定期講演会を開催することとした⁴⁷。なお、この図書館は『清議報』を受け入れている⁴⁸。また、シンガポールの華僑が「好学会」を組織して、定期的に学術と国政の問題について講演会を開き、時々数百人の参加者があったという⁴⁹。

いうまでもなく、保皇会も華僑社会に多大な影響を与えた。既述したように、従来の研究は保皇会の政治活動と経営事業に注目するものが多い。しかし保皇会は社会事業にも積極的である。康有為は内部抗争、アヘン吸煙と賭博など華僑社会の悪習を度々指摘して、その根絶を求めた。保皇会の華僑は、これに積極的に対応した。例えばカナダ保皇会のリーダーは康有為と緊密に連携して、華僑のコミュニティ改革と差別反対運動を推進した⁵⁰。

また、維新派が変法期から提唱してきた女権と女学の思想も保皇会に継承された。それは「女子保皇会」である。例えば、『清議報』はホノルルの華僑商人の妻が結成した「女子保皇会」を紹介した。この「女子保皇会」の会員は40名あまりに達し、会堂に光緒帝の肖像が安置され、週に2回の演説が行われた。集会で男女平等と一夫一妻を提唱しながら、纏足の悪習を痛烈に批判した⁵¹。

一方、新たに成立した団体としての保皇会が、既存勢力との間に華僑社会のリーダーシップをめぐって確執を起こすことは容易に想像できる。とくに華僑社会が緊張状態にある場合、保皇会は新たな勢力としての存在感をアピールした。

⁴⁵ 「檀香山戒鴉片煙分会告白」『清議報』第9号、光緒25年2月11日、第10号、光緒25年2月21日

⁴⁶ 「仰光英華藏書樓小啓」『清議報』第45号、光緒26年4月21日。

⁴⁷ 「仰光英華藏書樓小啓」『天南新報』第560号、光緒26年3月27日。注24は李竹痴というミャンマー華僑が投稿したものであり、『天南新報』の文章の前半である。

⁴⁸ 「仰光英華藏書樓分科」『天南新報』第561号、光緒26年3月28日。

⁴⁹ 「敬教勸學」『清議報』第34号、光緒26年1月1日。

⁵⁰ 陳忠平「維多利亞、温哥華与海内外華人の維新和革命（1899－1911）」『社会科学戦線』、2017年第11期。

⁵¹ 「巾幘尊皇」『清議報』第58号、光緒26年5月21日。

1900年4月、サンフランシスコのアメリカ人医師がすべての華僑に安全性が確認できないワクチンの接種を強制するように要求した。しかしこの接種は人種差別的な色彩が濃いとされ、華僑の間に強い反発を引き起こした。それにもかかわらず、清国の駐在領事と中華会館⁵²の理事はアメリカ側の要求を受け入れた。それに対して保皇会が先陣を切り、不安を感じる数千人の華僑が中華会館に押しかけて抗議した。この抗議は最終的に全体華僑のストライキになり、ワクチン接種の計画を失敗させた⁵³。

ここで、保皇会は従来の領事館と中華会館以外の第3の勢力として登場し、華僑の声を代弁しようとした。一方で、現地の華僑は保皇会の力を借りて、自分の権益を保護しようとする。このように、1882年に成立した「中国人排斥法」に象徴されるアメリカ華僑の境遇の悪化を背景に、維新派と保皇会は新たな政治勢力として、既存の秩序に衝撃を与えた。

(3) 華僑の政治参加

日本亡命後の維新派にとって、当面の急務は西太后に幽閉された光緒帝を救出することである。列強の援助をあきらめた維新派は華僑社会に政治基盤を構築し始めた。一方で、保皇会に動員された華僑も政治参与を通して自分の意思を伝えた。

華僑は主に通電と上書を通じて、陳情・請願・抗議などの形態で、政治的存在感を示している。例えば、光緒25（1899）年10月10日横浜華僑の總理衙門に対する通電⁵⁴をはじめ、神戸・香港・カナダ・サンフランシスコ・南アフリカ・東南アジア各地の華僑は繰々とそれに呼応するかたちで、光緒帝の復権を願うように通電した⁵⁵。光緒25（1899）年12月24日、端郡王の子溥儕を事実上の太子に擁立する上諭が下されたところ、光緒帝が西太后に廃位されることを恐れる保皇会は激しく反発して、各地の華僑を動員して、通電を通して抗議を表した。特にシンガポールの華僑は北京に駐在する日米英3か国の大天使及びイギリスの外交部に電報を送り、列強の干渉さえも利用して光緒帝の廃位を阻止しようとし

⁵² 中華会館は相互扶助と對外交渉を目的とする代表的な華僑組織である。アメリカ中華会館の設立の経緯と機能について、劉伯驥『美國華僑史』黎明文化事業股份公司、1982年、166–211頁を参照されたい。

⁵³ 「記旧金山大埠因疫罷市事」『清議報』第48号、光緒26年5月21日。

⁵⁴ 「通電」とは、官庁に自分たちの政治意見を記した電報を送ることであり、その電文はよく新聞に公開されている。電報と清末政治の関係について、周永明『中国網絡政治的歴史考察—電報与清末時政』商務印書館、2013年、91–121頁を参照されたい。

⁵⁵ 「海外輸忠」『清議報』第34号、光緒26年1月1日。

た⁵⁶。

ここで注意すべきなのは、従来「海外の棄民」と見なされた華僑が保皇会に組織された後、国内のエリートたちと同じように、重大な政治活動に関与したことである。この華僑の通電に続き、上海電報局総辦である経元善をはじめとする上海の紳商 1231 人も抗議の電文を公にした『清議報』も両方の電文を同列に掲載しているが、経元善らは布告で「或は南洋、暹羅及びアメリカの華民が親政を願う通電を送ることに倣い、臣民の心をやや尽くすこととする」⁵⁷と述べている。この点に着目すれば、上海のエリートの通電は華僑の政治行動に啓発されたものではないかと思われる。

さらに華僑たちは上書を通じても陳情している。『清議報』は西太后や中央政府の保守派大臣を批判する一方で、地方の開明派の漢族大臣に依然として大いに期待している。例えば北清事変の間に、李鴻章など東南中国の地方大臣が上海で各国の領事と「東南互保約款」を結んで、中央政府の開戦決定に公然と違反した。これを機に、アメリカ華僑は『清議報』に李鴻章への上書文を寄稿して、勤王を鼓動した⁵⁸。また保皇会の会員の親族が迫害を受けると、関係者は『清議報』に陳情書を掲載して、両広総督の陶模に冤罪を訴えたこともある⁵⁹。

当然、通電と上書はあくまでも専制政体下の下意上達にすぎず、直接的な政治参加とは言いがたい。しかしそれは決して無意味ではない。少なくとも上述の華僑の中国国内親族が逮捕されたことは、華僑の政治的な活動が清朝政府の反感や危機感を生み出していることを象徴的に示している⁶⁰。また日米英が陳情の電文を受けた後、華僑にできるだけ光緒

⁵⁶ 「京外官民公憤」『清議報』第 36 号、光緒 26 年 1 月 21 日。

⁵⁷ 「再紀京外官民公憤」『清議報』第 37 号、光緒 26 年 2 月 1 日。

⁵⁸ 「合美屬保皇会僑民三万三千人上粵督李鴻章書」『清議報』第 46 号、光緒 26 年 5 月 1 日。

⁵⁹ 「檀香山闔埠保皇会總理黃亮鐘木賢等上粵督陶制軍書」『清議報』第 87・88 号、光緒 27 年 6 月 21 日、7 月 1 日。

⁶⁰ 両広総督の李鴻章は在サンフランシスコ清国領事館の協力で、保皇会役員の唐瓊昌と羅伯棠の中国国内の親族を逮捕した。後に李鴻章の代わりに両広総督に就任したのは、変法を主張する人物として名高い陶模（1835–1902）である。彼は廣東巡撫を担う德寿の反対を押し切り、唐、羅二人の親族を釈放した。この背後に康有為の門人の斡旋があるという（前掲『康梁与保皇会——譚良在美国所藏資料匯編』、36–37 頁）。それに対して、第 4 章で詳述するように、ハワイ華僑の親族を巻き込んだ縁座事件は中米交渉によって、陶模の死後の 1903 年に最終的に解決されたのである。

帝の安全を確保するように返事したという⁶¹。要するに、保皇会の発足に伴い、華僑も国内の政治に自らの声を上げるようになったと思われる。

(4) 華僑社会の祝典

梁啓超は『清議報』の1901年12月の第100号で、祝典の性格と効用を論じた。彼によると、祝典は近代西洋に起源するものとして、「文明の事業」につながっている。祝典の開催は要するに「既往の感情を借りて、革新の活力を作る」ことを目的として、「歴史的思想、精神的教育」に関わるのである。ここで、「歴史的思想」は国民のアイデンティティの源と考えられ、「精神的教育」はすなわち国民思想とナショナリズムの涵養である。一方で、梁によれば、保守思想に支配されている中国において、もともと祝典は存在しない。その祝典の欠如によって、中国人は「歴史的思想が限りなく薄くなり、国・団体・事業を愛する感情も全く存在していない」⁶²のである。

このような祝典思想の実践は維新派の海外進出によって可能となった。

光緒帝の聖誕祭

維新派の光緒帝の誕生日を祝う構想は、戊戌時期に遡ることができる。つまり康有為は光緒24（1898）年8月18日に上奏した奏摺において、「士民」すなわち一般的な民衆に光緒帝の生誕の慶賀の参加を認めることを要請している。康有為の考えでは、従来の慶賀は直隸省に限られ、参加者も在職官僚に限定されているので、臣民の大多数は「接近できない天と同じようにわが君を視る」ことに至った。ゆえに君主は「ただ天下に尊名を建てるだけで、その情誼が民心にしみ込まない。危機の際に民に大義を負うことを求めても殆ど及ばない」⁶³と述べる。ここで、立憲君主制を理想の政体とする康有為は光緒帝の聖誕祭を通して、国の存亡に無関心である民の国家意識を喚起しようとしている。

海外に暮らしている華僑は当然ながら皇帝との関係が一層疎遠であるといえよう。ゆえ

⁶¹ 「檀埠佳音」『清議報』第60号、光緒26年閏8月21日。この陳情文は確実に日本の領事館に受け取られた。「3. 在「ホノルル」清国人二千五百余名提出清国将来ノ施政ニ関スル懇願書」JACAR（アジア歴史資料センター）Ref.B08090180700、義和團事変ニ関スル請願雑件（5.3.2.25）（外務省外交史料館）

⁶² 「本館第一百冊祝辭並論報館之責任及本館之経歴」『清議報』第100号、光緒27年11月11日。

⁶³ 「万壽慶辰乞許士民慶祝併刊貼新政詔書嘉惠士農工商折」『康有為全集』第四集、中国人民大学出版社、2007年、376–378頁。

に「保皇」というスローガンを掲げる維新派が、いかにして皇帝の存在感が薄い華僑社会に忠君思想、またその前提としての光緒帝に対する親近感を醸成するのかは肝要な課題になる。そのような状況で、光緒帝の誕生日を祝う構想が実現されるようになった。

光緒 25（1899）年 6 月 28 日、横浜で初の光緒帝聖誕祭が行われた。祝典の開催は以下の要点に従って行われた。

その日は町全体が一斉休業となり……各臣民は中華会館に集まった。音楽が演奏され、儀礼が行われた。そのうえ皇帝の御真影を礼拝し、去年 7 月 27 日の上諭⁶⁴を謹んで読み上げた……〔司会者が祝辞を〕読んだ後、全員で声を合わせて万歳を三唱した。その声が遠近に行き渡り、観客が詰めかけた⁶⁵。

この祝典について若干の考察を加えると、まず、光緒帝の誕生日が華僑社会の休日に指定され、業種を問わず住民全体は中華街という公共空間において一連の儀式に参加した。この記念日の共有を機に、華僑社会に根強く存在する地縁・血縁・同業の関係など多元的なアイデンティティを統括する一体感の創出が目指された。これはまさにマレーシアのセランゴールの華僑が「聖誕祭の開催を華僑の結束の起点にする」⁶⁶と説く所以ではないかと思う。

次に、光緒帝の肖像の礼拝と上諭の奉読である。肖像への礼拝により、これまで拝謁したことのない皇帝が可視化され、華僑と皇帝の距離感が縮まったであろう。実際に、康有為は『日本変政考』において、1873 年奈良県知事が天皇の御真影の下賜を具申したこと述べ、「これは尊を親しむためである。人に皇帝を親しく思わせることとして、我々は行うべきだ」と評価している⁶⁷。また、変法の詔書を奉読することによって、光緒帝の英邁な君

⁶⁴ これは楊銳が光緒帝から受け取ったいわゆる「衣帶詔」と推測できる。康有為はそれをもって華僑に政治的正当性を説得している。例えば、「衣帶詔」の本文も「保救大清皇帝公司例」に記載されている。しかしその「衣帶詔」は康有為の偽作である。黃彰健「康有為衣帶詔辨偽」『戊戌変法史研究』上海書店出版社、2007 年、528–562 頁、馬忠文「光緒帝与戊戌政變—「密詔」問題再辨析」『福建論壇（人文社会科学版）』、2022 年第 9 期などを参照されたい。

⁶⁵ 「皇上萬壽聖誕恭記」『清議報』第 24 号、光緒 25 年 7 月 11 日。

⁶⁶ 「雪蘭哦恭祝万寿記」『清議報』第 56 号、光緒 26 年 8 月 11 日。

⁶⁷ 前掲『康有為全集』第四集、62 頁。

主像が聴衆に伝達されただけでなく、維新派の合法性も確認されるようになった。このように、主催者は視覚と聴覚の両方から参加者に光緒帝の賢明さを印象付けようとした。

最後に、出席者全員が万歳三唱して、現場での一体感が醸成された。このような盛り上がりだった雰囲気によって、梁啓超が目指す「既往の感情を借りて、革新の元気を作り上げる」という祝典の価値が期待されたと思われる。

一方、梁啓超の祝典認識はあくまでも近代的な啓蒙者の立場から出発するものであり、国民国家の創成を目指すものだと思われる。しかし国土から離れた華僑にとって、光緒帝聖誕祭の開催はそれ以外の理由がある。つまり、近代国家の象徴とされるこの祝典は華僑がホスト社会、とくに白人社会に「文明」を示す機会として利用されたのである。例えば、マレーシアのペラ州の祝典は3日間続いたが、華僑社会の治安が未曾有の良好な状態であった。これに対して、西洋の来客は華僑の教化と文明を新しく評価した⁶⁸。ここで、祝典は中国国民統合の象徴というより、むしろ華僑社会が自治能力を示す契機であると筆者は考える。

もう一つの例を挙げると、1900年8月21日、シドニーの華僑が特に西洋歌劇場を借りて、光緒帝の生誕記念を開催した。そしてこれを機に、現地の政府の要人を賓客として迎えた。祝典が始まる前に、主客ともに英國女王、続いて光緒帝の万歳を三唱した。続いて華僑のリーダーと西洋人の賓客がそれぞれ講演したが、その講演における両方の呼びかけと応答はとても興味深い。保皇会員は次のように述べている。

次に、身を捨て民を救う皇帝の恩徳は極まりなく、世にこのような聖主はまれであると演説し、中国の義和団が北京とその周辺に乱を煽り、中外人士を惨殺したが、我々はこの国に旅居し、また〔祝典に参加の各位の〕憫察を極めて望むと説いた。思うに皇帝の良民であり、義和団の類ではないと表明し、西洋人の懸念を解消し心を慰めたのである。それに対して西洋人の側も、我々の街に住む華人も自らの分をわきまえて善良に励むならば、自らの技で金儲けもできるし、ゆたかな福も得ることができるとして述べ、はげました⁶⁹。

⁶⁸ 「大毗叻祝寿余談」『清議報』第56号、光緒26年8月11日。

⁶⁹ 「祝嘏慶会」『清議報』第57号、光緒26年8月21日。

保皇会員の発言は明らかに義和団事件が引き起こした外国人の懸念を解消するためのものである。ここで、華僑は「皇帝の良民」という身分を強調して、光緒帝を軟禁している西太后に利用される義和団の参加者と一線を画する姿勢を示した。それを聞いた西洋人来客は華僑に好意を表した。このように光緒帝の生誕祭として開催されたこの祝典は華僑に活用され、義和団事件の排外的なナショナリズムに対する西洋人の懸念を解消するための行事となった。つまり、光緒帝の聖誕祭は海外において、康有為の当初の国民統合の構想を越えて、華僑社会が所在国に対して文明を誇示するものとなったといえよう。

孔子聖誕祭

光緒帝の聖誕祭と同じように、康有為が変法期に唱えた孔教構想は海外で初めて部分的に実践された⁷⁰。光緒 24 (1898) 年 8 月 27 日、横浜大同学校の学長である徐勤は地元の華僑と協力して、横浜中華会館において海外で初めての孔子聖誕祭を行った⁷¹。孔子生誕 2450 年に当たる翌年、横浜で一層盛大な孔子聖誕祭が開催された。『清議報』がこの祝典の盛況を詳しく報道した。特に開催の目的を次のように説明する。

この日、町全体が一斉休業となり、各商家は灯籠を掲げて飾り付け、旗を揚げて祝意を表した。老若男女は門に「孔子生二千四百五十年、恭祀生誕」と書いた灯籠を掲げている。これは、海外各地の人士に孔教の存在を知らせて、孔子を祭祀させるためである。共に孔子の恩恵を推し広め、鄒魯遺風⁷²を慕う。ぜひ外国人に「半教」と譏られないことを願う⁷³。

このような盛大な孔子祭の開催の目的は、まず華僑社会において孔子の存在感を大きく

⁷⁰ 森紀子は康有為の孔教構想に注目して、海外華僑による孔子祭祀を評価している、同『転換期における中国儒教運動』京都大学学術出版会、2005 年、177–183 頁。しかし近代における孔子聖誕祭の意義を検討するに際して、祭祀を行う華僑の視点から分析することも必要であろう。

⁷¹ 「勧各地立祀孔子会啓」『清議報』第 11 号、光緒 25 年 3 月 1 日。なお、この式典については前掲「横浜大同学校と孔教—戊戌変法の与えた波紋を中心に」が詳細に説明している。

⁷² 「鄒」は孟子の、「魯」は孔子の生地である。「鄒魯遺風」は孔子と孟子が残した教えをさす。

⁷³ 「記横浜崇祭孔子聖誕」『清議報』第 29 号、光緒 25 年 9 月 1 日。

することにある。というのは、本来ならば国教であるべき孔子の教が衰微を極め、中国人は自国に「宗教」が存在することすらも覚えていないからである。孔子の教が庶民の精神生活から遠く離れて、その代わりに民間信仰が盛んである。その背景には、今までの王朝時代は「体制が甚だ厳しい」ので庶民は基本的に孔子祭に無縁で、中国人は孔子に対して「尊敬するだけで、親密感がない」という状態があった⁷⁴。その結果、中国は列強から「半教の国」ないし無教の国として皮肉を言われている。

つまり孔子の聖誕祭の開催には対外的に無宗教の国の印象を払拭する期待がある。その根底には、「教化があれば、国際法上においては平等視されるようになる」⁷⁵という素朴な国際法理解も働いていると思われる。というのは、西洋列強が主導する国際法において、宗教の有無は「文明」と「野蛮」を判定する基準となると理解されたからである。華僑は「教を忘れた」ので、常に西洋人から「野蛮に等しく扱われている」。こういう意味で、華僑が開催する孔子の聖誕祭は処遇改善のための宗教あるいは「文明」の提示ともいえよう。

例えば、光緒26（1900）年8月27日、インドネシアのマカッサル華僑は中華学堂で孔子の聖誕祭を行う時に、特に植民地政府の官僚を現場に招請して、儀礼に参加した学生の文明的な様子を社会に示した⁷⁶。主催者は来客の祝賀に満足して、「誠に我が党の賢者が範を示し、知らず知らずのうちに感化すれば、西欧の子女も我が孔子の道を悦んで選ぶようになるであろう」と感嘆する。

しかし、孔子聖誕祭が祝日として熱烈に行われたとしても、孔教事業は必ずしも華僑社会において順調に進むとは限らない。とくに華僑社会に根付く伝統信仰とぶつかる場合には確執が生じる。例えばインドネシアのマカッサルの二人の華僑は、福建祠堂を以て孔子を祭る場所にしようとしたが、伝統的な習俗に造詣が深いとされるある富商は異議を唱えた。すなわち孔子が祠堂に祭られると、ここに安置している各富商の靈牌の靈は退避するしかないし、靈牌も蝕まれるかもしれないと説いた。多くの富商はこれを口実として附和し、靈牌を祠堂から搬出する人すらいた。この結果、奉祀の計画は失敗に終わった。幸いに李雲五という人が孔廟を立てるための敷地を提供した。これに対して、『清議報』の編集者は「このような勇ましい義挙は内地の士大夫が追随すべきだ」と高く評価している⁷⁷。

⁷⁴ 「記吉隆華商倡祀孔子聖誕」『清議報』第31号、光緒25年9月21日。

⁷⁵ 前掲「勸各地立祀孔子会啓」。

⁷⁶ 「望加錫中華学堂恭祝聖誕盛儀」『清議報』第62号、光緒26年9月1日。

⁷⁷ 「紀南洋望加錫華商興建孔廟学堂事」『清議報』第41号、光緒26年3月11日。

烈士祭

『清議報』の第4号（光緒24年12月21日）から、梁啓超が執筆する『戊戌政変記』の一部として、「譚嗣同伝」をはじめ戊戌政変後に処刑された「戊戌六君子」の伝記が掲載され始めた。これは言うまでもなく変法で命を落とした同志に対する追悼・顕彰である。しかもその追悼と顕彰は文字にとどまらず、追悼の集会によって強調された。それは彼らが処刑されてから1年目の光緒25（1899）年8月13日に、横浜で挙行された「六烈士記念祭」である。なお、光緒26（1900）年の8月13日、第2回の追悼式典の開催に際して、戊戌政変の殉難者に加えて、7月の勤王蜂起計画により刑死した唐才常ら28人も烈士として追悼の対象になった⁷⁸。

梁啓超の議論は「清末において近代国家における「祝典」「記念」の重要性を明確に論じた最も早い議論の一つ」とされる⁷⁹。だとすれば、維新派は中国本土に先立って海外の華僑社会で「祝典」と「記念」の実践を展開したのである。

だが皇帝、孔子、烈士を対象としたこの三つの実践は海外と本土において異なる運命をたどった。光緒帝の聖誕祭は、1908年の光緒帝の死去によって停止するしかなかった⁸⁰。孔子聖誕祭は東南アジアの華僑社会において、幾多の起伏を経ながらも清末から民国初期まで続いている。孔子信仰も華僑が共有するアイデンティティとして根付いている⁸¹。一方で、清末の教育改革に伴い、孔子聖誕祭は西太后や光緒帝の生誕祭と同じレベルに昇格

⁷⁸ 二つの追悼式の政治意義、また追悼をめぐる維新派と革命派の論争については、吉澤誠一郎『愛国主義の創成—ナショナリズムから近代中国をみる』岩波書店、2003年、159–168頁を参照されたい。

⁷⁹ 小野寺史郎『国旗・国家・國慶—ナショナリズムとシンボルの中国近代史』東京大学出版会、2011年、84頁。

⁸⁰ 君主の誕生祭は古来よりあるが、官僚以外の人とはほぼ無縁である。清末の外交使節が駐在国の君主の誕生祭におどろき感心することの一つは、平民までもこれに参加できることである。しかし、光緒28（1902）年から、天津と上海など近代都市の商人と民衆も光緒帝の聖誕祭を祝うようになった。小野寺史郎「大清国民与民国国民之間—以新政時期万壽聖節為中心的探討」『華東師範大学学報（哲学社会科学版）』、2011年第5期。海外の華僑社会に続き、中国国内において君主の誕生祭はだんだんと民間に浸透しているが、「衣帶詔」の奉読という維新派の政治的思惑がある儀式は華僑社会の特色といえよう。

⁸¹ 東南アジアの孔子祭の起源と発展について、顏清煌『海外華人史研究』新加坡亞洲研究学会、1992年、245–282頁、陳琬琳「華風遠被到南溟—清末民初新馬華社与祭孔研究」国立台灣師範大学修士論文、2015年などが挙げられる。

され、中華民国が成立した後も国家権力の関与で行われている⁸²。むろん保皇会のもとに開催された維新派の烈士追悼も辛亥革命など政治変動に伴い消えた⁸³。誰が烈士であるかという記念対象の認定が政治的立場によって左右されているためだが、烈士記念そのものは後に革命派、中華民国、そして 1949 年革命後の中国にも引き継がれている。

(5) 『清議報』がつなぐ華僑ネットワークと共同体意識——ハワイ華僑社会を例として

1894 年に香港での流行以後、腺ペストは中国沿海地域に感染し、19 世紀末から 20 世紀初頭、日本、東南アジア、インド、アフリカ、太平洋諸島などへもひろがり、世界的な世界的なパンデミックが発生していた⁸⁴。各地の政府はペストの蔓延を阻止するために厳しい防疫政策を実施し、上述したベトナムやサンフランシスコ華僑の投稿が述べるように、ホスト社会から不潔と混乱などのレッテルを貼られたチャイナタウンは苛酷ともいえるほどに取り締まられた⁸⁵。一方で、このような差別的な防疫政策による屈辱は『清議報』を通じて各地の華僑の共鳴を得て、この中で、あるハワイ華僑の投稿は連鎖的な影響をもたらした。

1898 年 8 月、ハワイが正式にアメリカに併合された。アメリカ政府の差別的な政策に伴って、現地の華僑をめぐる生活環境は急速に悪化した。とくに人種差別的な当局は防疫の名目でチャイナタウンに火を放ち、華僑の全ての住居が多大な被害を受けた。すなわち 1900 年 1 月 20 日、ハワイ政府の焼却作業が制御不能になり、チャイナタウンはほぼ焼き尽くされたのである。にもかかわらず、防疫政策が依然として厳格に施行され、住居を失った華僑は老若男女も問わず狭い部屋に隔離され、連日の恐怖に襲われた。

このような惨状を目のあたりにした寄稿者が悲憤してアメリカ人を「白賊」と罵倒する一方で、華僑の大局を軽視する独善的な姿勢を批判したうえで、華僑の愛国心の覚醒を願

⁸² 趙璐「孔子誕辰記念中的国家与社会（1912－1927）」『青島農業大学学報（社会科学版）』、2022 年第 1 期を参照。

⁸³ カナダのビクトリア華僑は譚良に宛てた書簡で、光緒 26 年（政変 3 周年）8 月 23 日の参加者が 300 人以上いると述べた。前掲『康梁与保皇会—譚良在美国所藏資料匯編』、302 頁。なお、維新派の烈士追悼は 1907 年の保皇会改組後にも新たな組織の章程において確認されている（「行慶改会簡要章程」『民報』第 13 号、1907 年 5 月 5 日）。

⁸⁴ 飯島涉『ペストと近代中国—衛生の「制度化」と社会変容』研文出版、2000 年、25 頁。

⁸⁵ 例えば、前述したサンフランシスコ華僑の投書にみる防疫政策の背後に潜む華人排斥の思惑が研究者によって指摘されている。李永「借瘟疫之名—1900 年旧金山唐人街“鼠疫事件”中的排華風潮」『世界民族』、2022 年第 6 期。

った⁸⁶。このニュースは最初に『清議報』への投稿を通じて、防疫政策に苦しんでいる華僑社会に伝えられた。続いて華僑自身による新聞紙に転載され、その読者層を広げた。例えば、シドニーで発行され、のちに保皇会の機関紙になった『東華新報』がこの投稿を全文掲載した⁸⁷。さらに『東華新報』の読者として、クインズランド華僑の劉燕光は演説にホノルルチャイナタウンの火災事件を取り上げて、保皇会の設立を訴えた。この演説文もまた『東華新報』に掲載された⁸⁸。このように、ホノルル華僑の被災体験は新聞や講演会を通じて世界各地の華僑に共有され再生産されるようになった。

潘光哲は維新変法期におけるもっとも重要な雑誌とされる『時務報』とその読者に着目し、清末知識人における公共圏や共同体意識の構築を論じた⁸⁹。『清議報』は『時務報』を継承するものとして、その構築を継続させたと言えよう。それだけでなく、海外の棄民と目されていた華僑もそれなりに公共圏や共同体意識の構築の作業にくわわったのである。世界中に販売ネットワークを広げた『清議報』において、清末華僑社会の様子が投稿者によって述べられ、各地の読者の間に情報が共有され、似たような境遇に置かれる彼らは互いに気心を通じ合わせ、上書と通電で政治的立場を示した。『清議報』の発行に象徴される維新派の活動を契機に、世界各地の華僑社会には越境的な共同体意識が構築されるようになったと思われる。

4. おわりに

本章は『清議報』を中心に、康有為と梁啟超ら維新派の海外活動との関連から、清末華僑社会を論じたものである。亡命中の維新派の嘗為とそれに対する華僑社会の対応を、華僑社会自らの課題から出発して多方面から検討した結果を、次のようにまとめたい。

華僑社会をめぐる外在的な課題は何よりもまず列強の殖民政策による厳しい状況である。この中で、華僑のナショナリズムが芽生えてくるとともに、国内の政治改革に関心を寄せるようになった。この状況は華僑社会における維新派の受容の背景となっている。すなわち、維新派は華僑社会において、このような気運に乗じて、保皇会を軸に海外活動を展開している。この意味で、維新派が華僑のナショナリズムを「啓蒙」したというより、むし

⁸⁶ 旅檀義民「檀香山華人被虐慘状記」『清議報』第36号、光緒26年1月21日。

⁸⁷ 「檀香山華人被虐慘状記」『東華新報』1900年4月21日、25日。

⁸⁸ 「剷切陳詞」『東華新報』1900年5月16日。

⁸⁹ 潘光哲「『時務報』和它的讀者」『歴史研究』、2005年第5期。

ろ維新派は華僑のナショナリズムを保皇会に組織化して表出させたといつても過言ではない。

実際、外国語を習得している華僑エリートについて言えば、ホスト社会との交渉が進むにつれて、西洋の制度や思想に対する彼らの理解の程度は決して低くはない。カナダの華僑が提案する保皇会の英語訳名「China Empire Reform Association」が示すように、華僑社会には革新の気運がかなり高いのである⁹⁰。維新派の海外活動を契機に、華僑は保皇会を通じて国内への政治参加ができるようになった。また、華僑の有識者が学会と学校の開設、社会団体の結成、風俗の刷新など多くの分野で社会の革新を図ろうとした。むしろ政変で頓挫した国内の変法理念が華僑社会において復活していたと言えよう。

それどころか、変法運動の期間に実行に移されなかつたが、最終的に華僑社会で実現したことがある。それは中国本土に先立つて実践された光緒聖誕祭、孔子聖誕祭や烈士追悼が代表する近代国家の構築を目指す祝典や記念である。また本章で明らかにしたように、華僑はホスト社会との関係を意識しながら、これらの儀式を国民統合だけでなく、東西理解の舞台として活用したのである。

一方で、維新派は外部からの新たな勢力として、必然的に既存秩序に衝撃を与えたといつよい。まして戊戌時期に皇帝による上から下への改革を構想したことと同じように、維新派は華僑社会に蔓延する悪習の解決は、中央集権的な機関に頼らねばならないと主張している⁹¹。このような鮮明な政治姿勢は華僑社会の反発を招いた。たとえば大同学校の孔教活動をめぐり、横浜の華僑社会において福建系と広東系との間の軋轢が生じた。いうまでもなく、保皇会は清国領事館との間に緊張関係を持っている⁹²。

本章が扱う華僑社会は『清議報』の記載を中心に論じたものであり、維新派に取捨選択された情報を通じて清末華僑社会の全貌を掴むことはとうていできない。とはいものの、世界各地の華僑は『清議報』のつなぐネットワークにより、情報の共有と感情の共鳴を実現し、華僑としてのアイデンティティ、あるいは共同体意識を培いつつあったという事実は否定できないだろう。しかしもともと華僑は広い概念であり、維新派の到来に対して、各地の華僑は様々な原因で異なる対応を見せていく。本章での分析を踏まえ、第2章から、

⁹⁰ 前掲「維多利亞、温哥華与海内外華人的維新和革命（1899－1911）」。

⁹¹ 「続商會議」『清議報』第12号、光緒25年3月11日。

⁹² 「論北洋大臣電請領事協拏康有為事」『清議報』第10号、光緒25年2月21日、「記檀香山領事楊蔚彬受嚇」『清議報』第55号、光緒26年8月11日など。

ハワイの華僑社会を事例に、その課題に即して具体的に分析していく。

第2章 梁啓超のハワイ訪問をめぐる一考察

—「名は保皇、実は革命」という通説の検討を兼ねて—

1. はじめに

本稿は第1章において、『清議報』を素材に、世紀転換期の華僑社会を俯瞰した。戊戌政変で海外亡命を余儀なくされた康有為や梁啓超ら亡命政治家は華僑社会に活動の基盤をおき、近代国家の構築に向けて活動した。また、『清議報』を通じて、各地の華僑は差別的な防疫政策などの共通体験に基づき、互いに共鳴して華僑としての共同体意識を構築したと論じた。一方で、各地の華僑はマイノリティーとして、現地社会からの課題に向き合い、多様な対応をみせていましたことにも言及した。第2章以降では、ハワイ華僑社会に着目して、世紀転換期の華僑社会における政治活動を検討する。

ハワイ華僑は孫文との関係で、中国近代史の叙述において特別視されている。しかし清末の亡命政治家との関わりから言えば、1900年前後における梁啓超のハワイ訪問も注目に値する。それを契機として、ハワイ華僑社会の政治化が激しくなったからである。だが、この訪問は、清末における孫文ら革命派と康有為や梁啓超ら維新派との対抗の典型例として取り上げられ、その実像は必ずしも究明されていない。というのは、敵対関係にある両方の記述だけでは、その事実関係の把握は不十分であり、彼らの言説対象である華僑社会、そして華僑が身を寄せる現地社会の観察や反応が不可欠だからである。

以上の問題意識に基づき、本章は梁啓超のハワイ訪問について、主として現地の英字新聞や文書を中心に分析し、あわせて「名は保皇、実は革命」と梁啓超が虚偽の宣伝をして勢力を拡大したという通説を再検討する。梁啓超のハワイ訪問の実態に迫りつつ、その訪問に関する記述及び研究史を整理し、従来の華僑史研究における「中国中心主義」という特質を指摘した上で、中国近代史における梁啓超のハワイ訪問の意義について考える。

2. 梁啓超のハワイ訪問について

(1) 先行研究

1899年末、梁啓超は華僑社会での宣伝活動と資金調達のために、日本を離れてアメリカに向かった。1899年12月31日に彼はホノルルに上陸し、1900年7月18日に日本に出向

くまでの半年間ハワイに滞在した。梁啓超のハワイ訪問については、彼の政治活動、具体的にはハワイにおける保皇会の樹立と関連させて考察するものがほとんどである⁹³。梁啓超の年譜に収録される書信のほかに、これらの研究が主として依拠したのは馮自由の著作である。すなわち、孫文の紹介状を契機に、梁啓超は「名は保皇、実は革命」というスローガンで、中国革命の源流とされるホノルル「興中会」のメンバーの多くを保皇会の陣営に引き入れた結果、ハワイにおける孫文の興中会の勢力はほぼ消滅するに至ったという記述である。そして、ハワイにおける革命情勢の回復の一環として、孫文が1903年にハワイを訪れた際に発表した「敬告同郷書」を、「保皇会に惑わされた」革命勢力の復権につながる戦闘宣言と見なし、ハワイ華僑を保皇から革命に「是正」した孫文の嘗為がとりたてて顕彰されている。

一方で、思想史の文脈に即していえば、梁啓超の世界認識の形成について考察を加える研究もあるが⁹⁴、やはり彼における革命思想の有無をめぐる検討が主流である⁹⁵。ここで注目すべきなのは、梁啓超の人格など価値判断を忌避している郭世佑の研究である。郭は、1900年前後における梁啓超の革命に対する姿勢を綿密に分析した上で、馮自由説の妥当性を疑問視し、梁啓超の訪問の目的が「革命派の地盤を奪うため」であったとは言いがたいとしている⁹⁶。この意見について筆者も賛同するが、郭の論文は「名は保皇、実は革命」と

⁹³ 胡繩武・金冲及「閔与梁啓超的評価問題」『学術月刊』、1960年第3期、周興梁「試論1900年前後梁啓超与孫中山之關係」『貴州社会科学』、1984年第5期、湯熙勇「夏威夷華僑對孫中山先生革命的反應（1894－1911）」陳三井・張希哲編『華僑與孫中山先生領導的国民革命學術研討會論文集』国史館、1997年、521－545頁、肖際唐・黃躍紅「盟友与對手之間：梁啓超与中国同盟会關係述論」『華南師範大学学報（社会科学版）』、2006年第3期などがあげられる。ただし、陳忠平は例外的にハワイ滞在中の梁啓超の助手を担当した女性華僑について論じている。「梁啓超与何蕙珍「情事」新考」『讀書』、2017年第7期。

⁹⁴ Karl, Rebecca E. *Staging the World: Chinese Nationalism at the Turn of the Twentieth Century*, Duke University Press, 2002, pp. 79-87.

⁹⁵ 枚挙に暇がないが、張朋園『梁啓超与清季革命』、中央研究院近代史研究所、1982年、119－139頁、張灝著、葛夫平・崔志海訳『梁啓超与中国思想的過渡（1890－1907）』、江蘇人民出版社、1995年、95－101頁、賈小葉「破壊、革命与立憲——再論梁啓超的革命思想（1898－1903）」『清華大学学報（哲学社会科学版）』、2023年第1期、などがあげられる。

⁹⁶ 郭世佑「籌劃庚子勤王期間梁、孫關係真相」『歴史研究』、1998年第5期、同「梁啓超庚子滯留檀香山之謎」『浙江学刊』、2002年第2期。なお、陳長年は梁啓超のハワイ訪問の契機についての通説、すなわち康有為は梁啓超と革命派との接近を危惧するために梁に

いう言説に注意を払わず、維新派と革命派の史料、とくに梁啓超の未刊書簡を中心に論考するものである。それはあくまでも改良か革命かという政治思想に即して、馮自由の言説に基づいた研究と同じように、梁啓超の動機を議論している。そして何よりも梁啓超を受け入れるハワイ華僑社会についての検討が不十分であり、華僑自身の立場や動向に注意を払っていない。

本稿は先行研究に学びつつ、同時代史料を活用し、華僑社会とそのホストであるハワイ主流社会の両方の視点から梁啓超のハワイ訪問を見つめ直す。それを踏まえて、「名は保皇、実は革命」という言説の形成史を追跡しながら、その背後における政治意識を検討する。史料としては、ホノルルの華僑社会に関する報道が豊富であるハワイの主要新聞紙である *The Hawaiian Star* (以下、*Star* 紙と略称) と *The Pacific Commercial Advertiser* (以下、*Advertiser* 紙と略称) およびハワイ州立文書館が所蔵する保皇会関連の文書⁹⁷などを主として検討する。さらに梁啓超の年譜と馮自由の回想録など、従来の研究の基礎となった史料も併せ批判的に利用する。

(2) ハワイにおける戊戌変法のなごり

日清戦争の敗北後、列強の利権獲得の競争にさらされる清政府は大きく動搖し、分割されかねない危機に直面した。それを背景に、康有為ら維新派は変法運動を展開した。1898年（戊戌の年）を頂点に行われたこの運動の目標は、日本の明治維新にならって、立憲君主制を採用し、近代的国家を樹立することであった。光緒帝は同年6月11日に「明定国事詔」を下し、政体変革のほか、「富国強兵」、教育改革と人材登用など、一連の変革に着手したが、変法を推進したのは官僚と士大夫といった少数者にすぎない。急進的な改革に不満を抱くようになった官僚層や皇族が西太后の下に集まり、9月21日、変法派は西太后らのクーデターによりわずか3か月ほどで失敗した（「百日維新」）。結局、光緒帝は幽閉され、康有為、梁啓超らは日本に亡命し、譚嗣同ら6名は処刑された。

戊戌変法の影響は中国国内にとどまらず、海外にも及んでいた。政変で海外に亡命を迫

離日を命じたという馮自由の記述を史料分析に基づいて、その真実性を疑問視している。同「己亥冬梁啓超赴檀原因成説質疑」北京大学歴史学系編『北大史学』、北京大学出版社、1994年、246–250頁。

⁹⁷ 1900 Bow Wong Association, Box 52: 1900 Bow Wong Association - 1900 Miscellaneous Local, Chronological File, 1850 – 1900, Foreign Office & Executive, Hawai‘i State Archives. 以下の引用は「FO&EX-52-03」と略する。なお、この文書はハワイデジタルアーカイブ（Digital Archives of Hawai‘i）で公開されている。

られた維新派は、ただちにハワイの華僑の同情と関心を引き寄せた。梁啓超の主宰で創刊された『清議報』第2号（1899年1月2日）に掲載された広告によれば、日本以外の4つの海外代理店の中には、ホノルル華僑である嚴觀韶の商店が名を連ねている⁹⁸。1900年3月に至って、ハワイにおける『清議報』の販売数は少なくとも150部に達したと報道されている⁹⁹。一方、華僑は実践的にも維新派の改革の主張を受け入れている様子がうかがえる。例えば、『清議報』第9号（1899年3月22日）には「檀香山（ホノルル）禁煙会公啓」と題された記事が掲載されており、アヘン吸煙の根絶を目指す維新派が主導する禁煙会のホノルル支部の設立が宣告された。このような状況において、梁啓超の訪問は熱烈に歓迎されたことは容易に想像される。

維新派に関する情報には華僑社会だけでなく、現地の英字新聞からも関心が寄せられている。Star紙は、1898年11月4日の記事において、戊戌変法を中国の覚醒であるとみており、それを「歴史上最も重要な瞬間の一つ、かつ世界史上最もロマンチックな瞬間の一つである」と肯定し、康有為と梁啓超の亡命をナポレオン3世の帝政に激しく反発し長い亡命生活を送ったフランス作家のユーゴーと同列に論じている¹⁰⁰。この記事はちょうど政変を目撃したと自称するハワイの商人C.J. ハッチンス（C.J. Hutchins）のインタビューとともに、取材者とハッチンスとの問答の形で、戊戌変法と政変の経緯を紹介した。とりわけハッチンスは、康有為が持っている改革志向と、世界各国の政治改革史に対する彼の見解を賞賛した。インタビューは政変で逮捕処刑された「戊戌六君子」の一人である康廣仁の「一人を斬首するごとに、改革を追求する百万人が立ち上がる」という遺言で終わっている¹⁰¹。このインタビュー記事は、ハワイ白人の視点で、太平洋の向こう側で発生した戊戌変法と政変の状況をハワイのホスト社会に紹介し、康有為と梁啓超の立憲制国家の志向に高い評価を与えただけでなく、政変の犠牲者を烈士として特筆している。

⁹⁸ この嚴觀韶は副書記としてホノルル保皇会に加わる。「美属檀香山保救大清光緒皇帝会 値事芳名」、FO&EX-52-03。

⁹⁹ Price for Leung Chi-tso. *The Hawaiian Star*. March 08. 1900.

¹⁰⁰ Tragedy of the Orient. *The Hawaiian Star*. November 04. 1898.

¹⁰¹ この遺言に関しては、革命のために犠牲になった第一人とされる陸皓東によるものだという記載が残っているが、本稿では、同時代史料の記述のままにしておく。陸皓東「就義供詞」鄒魯『中国国民党史稿』商務印書館、1928年、659–660頁。なお、研究者はこの遺言が偽作である可能性を指摘している。黃宇和『三十歳前後の孫中山：翠亨村、檀島、香港、1866–1895』生活・読書・新知三聯書店、2012年、570–572頁。

1899年7月13日、*Star*紙は「ある高貴な中国人」というタイトルで梁啓超の来訪を予告している¹⁰²。この報道によれば、梁は2~3週間後にハワイを訪れ、いくつかの講演を行う予定になっている。記事はある関係筋の情報を引用して、孫文と梁啓超が改革事業を推進するために協力していると述べている。また、孫文がロンドンで清政府の領事館に強制的に連行された経験を取り上げて、横浜に住んでいる梁も同じような危険に晒されていると同情を示した。そして、現地の改革志向の華僑（以下、改革派華僑と表記する）は梁啓超の来訪を非常に期待し、盛大な歓迎を準備しているようであると伝えている。8月29日の記事において、地元の華僑が『清議報』の編集者から受け取った手紙を引用して、再び梁啓超の来訪を予告している¹⁰³。結局、何らかの要因で梁啓超の来訪は予告された通りの日程で行われなかつたが、わざわざ梁の来訪を華僑たちが英字新聞で予告することから、彼に対する華僑社会の熱望が見て取れる。

（3）上陸前後の動向

実際、梁啓超がホノルルに到着するのは、1899年12月31日まで待たなければならなかつた。その翌日、*Star*紙は一面で梁啓超のインタビュー記事を掲載している¹⁰⁴。この記事では、梁啓超の改革事業と政変後の経歴を紹介しているほか、「辯髪をして中国の着物を着ている一年前の写真での姿とは対照的である」という外見の描写も注目に値する。

¹⁰² A Noble Chinese Man. *The Hawaiian Star*. July 13. 1899.

¹⁰³ Chinese Reformers Coming. *Evening Bulletin*. August 29. 1899.

¹⁰⁴ Chinese Reformer Here. *The Hawaiian Star*. January 01. 1900.



挿絵 1：改革者の文明化を強調するために、現地の英字新聞に辯髪を切った前後の梁啓超像が対比的に載せられている。

出典：*The Pacific Commercial Advertiser*. May 23. 1900.

梁啓超は取材に対して、改革の目標は中国人を「熟睡」から目覚めさせることにあると述べたうえで、西洋文明の学習、国民精神や愛国心の育成に重点をおき、教育と行財政改革の必要性を強調した。なお、梁啓超は中国改革の前途について、太平洋沿岸に近いほど、西洋文明の影響が強いし、改革の動力も強まるという見解を示している。これは現地の白人読者や広東省出身の華僑に向けての発言であろう。彼は「中国には未来があり、中国人には希望がある」と述べ、「中国は眠れる巨人であり、目覚めさえすれば、現代の偉業と進歩においてその役割を果たすことができる」と楽観的な態度で談話を終わらせた。報道によれば、梁啓超は現地の改革派華僑から熱烈な歓迎を受けたのである。

一方で、清政府のホノルル領事館¹⁰⁵も梁啓超の動向を監視しており、実際、彼の行動は領事の楊蔚彬によって妨害されたのである。Star 紙の報道によれば、楊蔚彬はハワイの外交部長（Minister of Foreign Affairs）に正式な書簡を送り、梁啓超の上陸と活動に対する反対の意見を伝えた。梁啓超が合法的に滞在できるかどうかは、評議会（Executive Council）

¹⁰⁵ ハワイ併合後、ホノルル領事館が駐米公使の伍廷芳の奏請によって設立され、楊蔚彬は初代領事として赴任した。前掲『檀山華僑』、37-38 頁。

での審議を待たずにはいられない」と述べている¹⁰⁶。これについて、同紙は同日の社説において、中国改革のゆくえと梁啓超の今後について論ずる。すなわち、「彼は多難な事業のために殉教するかもしれないが、失敗したとしても、彼や他の進取的な中国人は世界史に自分なりの足跡を残すであろう」と、世界史的な次元で彼の改革志向を評価している。また、「実際には、中国は世界的な大国になるためのすべての必要な資質を備えている」と指摘する一方で、「この資質は政府の腐敗と政策の不備で失われていく」と清政府を明確に批判し、「これを克服するのは梁啓超と彼の同盟者の使命である」と結論つけた¹⁰⁷。

梁啓超の到来を好意的に連日報道する *Star* 紙とは逆に、もう一つの有力紙である *Advertiser* 紙はかなり冷淡な反応を示している。実際、上陸の 4 日目に「中国の煽動者である梁啓超がこの都市に姿を見せ、中国領事館の強い懸念を引き起こした」¹⁰⁸ という短い記事で報道し、清政府の立場に立って不快感を明らかに表明した。これは、のちに同紙が保皇会の法人の資格獲得に反対する立場をあらかじめ示していたといえよう。

楊蔚彬の抗議にもかかわらず、日本のパスポートを持つ梁啓超は、帰化日本人として、無事に上陸することができた。1月3日、ホノルル総領事の斎藤幹、梁啓超そして通訳をつとめる華僑の鄭翼南の 3 人は、ハワイ外交部を訪れ、ハワイ外交部長モット・スミス (Ernest Augustus Mott-Smith) と談話を行った。ハワイ訪問の目的を問うモット・スミスの質問に対し、梁啓超は、世界各国を遊歴し、見習った西洋文明を中国の政治制度に導入するという旨の返答をしている。また、ここでの友人に対して演説を行う予定があると伝えた。具体的にどのような友人なのかという斎藤の質問に対して、梁啓超は「ホノルルの上流の実業家の大部分」だと答えた¹⁰⁹。

日本の領事はモット・スミスに対し、ハワイの法律に基づき梁啓超に公正な待遇を確保するように求めた。一方で、梁啓超に日本の国民としての覚悟を持ち、一般の人々に対して政治的な発言を慎むように要求した¹¹⁰。それに対し、モット・スミスは公正な待遇を提供するのは当然のことであるが、特別な保護は提供しないと伝えた。ここでは、梁啓超に

¹⁰⁶ Chinese Consul Objects to His Mission in Honolulu. *The Hawaiian Star*. January 02. 1900.

¹⁰⁷ Reform in China. *The Hawaiian Star*. January 02. 1900.

¹⁰⁸ *The Pacific Commercial Advertiser*. January 03. 1900.

¹⁰⁹ Precis of an interview with Mr. Saito, Japanese consul, Mr. Bantaro Kashiwabaro, and C. Yanknam acting as interpreter, p. 1. FO&EX-52-03.

¹¹⁰ *Ibid.*, p. 2.

言論自由の合法的な権利があるとみられた。ただし、友人たちとの小規模な集まりは問題ないが、ホノルルでペストが発生しているという現状にかんがみ、社会の安定を乱すような演説、とりわけ対立と抗争を引き起こす激しい議論は禁止されていると伝えた。梁啓超はこれに対して、公の場における政治的な議論は控えると日本の領事と外交部長の二人に応諾したのである¹¹¹。このように、日本領事とハワイ政府による言論自由の保障によって、梁啓超はハワイに半年間にわたる滞在を始めた。

(4) 華僑社会とホスト社会の反応

梁啓超が来訪してから一か月後の 1900 年 2 月 3 日、*Star* 紙は梁啓超に二回目の取材を行った¹¹²。報道によれば、現地における改革派華僑からみて、梁啓超の居住地はもはやメッカのようになった。また、同記事において、梁啓超による孫文の評価も注目すべきである。梁啓超は、自分が横浜において孫文と頻繁に交流し、二人とも様々な方面で中国の将来に同じような期待 (hopes) を持っているが、その期待を実現する手段は正反対なのであると述べている。すなわち、孫文は清政府の転覆を目指す革命者であるのに対し、梁啓超ら維新派が目指しているのはあくまで政府の改革のみである。ここで、梁啓超は孫文との親密な関係を認めながらも、両者における革命と改革を峻別している。確認できるのは、少なくとも梁啓超のインタビュー記事での発言から見る限り、先述の馮自由の説、すなわち「名は保皇、実は革命」という言い方が成立しないということである。

梁啓超の到来にやや冷淡である *Advertiser* 紙も、1900 年 3 月 16 日に梁啓超のインタビュー記事を掲載している。そこで、梁啓超は取材者との応答のかたちで、今までの生涯を振りかえっている。そのなかで梁は、自分の政治目標を以下のように述べている。

中国には期待すべき変化がまもなく訪れる。私たちが願っているのは、権力が国民によって掌握され、君主專制の束縛から解放されるということである。私たちが望んでいるのは立憲制度の樹立および重大な出来事に即して投票する権利、個人や財産の安全、先進的な教育思想と清廉で公正な役人である……これらの願望は間もなく実現できるに違いない。民衆の改革思想が迅速に成長している。古い体制は終結すべきだと思うが、われわれが期待するのは革命ではない。我々が追求するのは平和的な変革で

¹¹¹ *Ibid.*, p. 4.

¹¹² Chinese Reform Party. *The Hawaiian Star*. February 03. 1900.

ある。公衆も流血を伴う結果を容認しないと信じている¹¹³。

ここで、梁啓超は政治改革策を詳しく説明しているだけでなく、*Star* 紙でのインタビュー記事と同じように、立憲主義の志向を明らかにしながら、革命を敬遠する態度を示している。

梁啓超は華僑や白人に向けた公開講演においても、光緒帝の功績を高く評価し、立憲君主制の改革を強く訴えた。彼の主張によれば、中国を苦難から救う唯一の方法は「古い文明を捨て、新しい文明を受け入れる」ことである。しかし同時に、「我々は3千年から4千年にわたり旧文明を堅持してきたため、急激な転向は難しい」とも述べている。保皇会の目標は道徳と知性の革命を通じて、文明の平和的な更新を実現することだと説明している。一方で、梁啓超は文明の転向を実現するためには武力行使が必要になる場合もあると認め、軍事力を使った勤王運動の可能性に言及している。その後、梁啓超は光緒帝の聖徳を称えつつ、やはり光緒帝を中心に立憲君主制による改革を説得している。¹¹⁴。

また、梁啓超の魅力は講演にとどまらず、彼の外見が新しい文明の象徴とされ、とりわけ若者を中心多く追随者を引き寄せたのである。前にも触れたように、梁啓超がハワイに到着した直後から、その西洋風の服装は注目を浴びていた。*Advertiser* 紙は3月21日に、梁啓超がもたらす華僑社会における髪型と服飾文化の変貌について興味深い記事を掲載している。記事によれば、若い中国人職員や中間層において、伝統的な服飾から離れる潮流が起きているという。例えば、3月20日、17人の若者が理髪店で集まり、長い議論の末に一致した決断をして、お互いを励ましながら辯髪を切った。「辯子が切り落とされる時、彼の思想が引用され、彼の政治的な理念が若者たちを駆り立てる」と述べられるように、梁啓超は「見えないハサミ」をもって華僑社会の辯髪を切除している¹¹⁵。ここで、梁啓超は思想だけでなく、身体や生活様式においてもハワイの若者たちのトレンドをリードしている様子が見られる。

以上のように、梁啓超の名声は戊戌変法とその後の政変に伴い、ハワイでも注目を集めようになっていた。梁啓超が訪問する予定であることを知った現地の華僑社会は、彼の

¹¹³ His Head Worth Fifteen Times Its Weight in Gold. *The Pacific Commercial Advertiser*. March 16. 1900.

¹¹⁴ Pleads for Reformers. *The Pacific Commercial Advertiser*. May 08. 1900.

¹¹⁵ *The Pacific Commercial Advertiser*. March 21. 1900.

到来を待ち望んだ。清政府に妨害された梁啓超は、英字新聞によって文明を追求する愛国者として描かれた一方、彼を反乱者とする意見も存在した。ハワイに滞在中の彼は、インタビューや公開講演の場において、立憲君主制に基づく改革の可能性や必要性を唱えつづけた。彼は勤王運動の可能性に言及したが、その目的が光緒皇帝のもとに文明を革新することにあるとして、やはり孫文の革命路線とは一線を画していた。現地の華僑社会において新しい文明を追求する改革者としてのイメージを確立した梁啓超の影響力は、その思想だけでなく外見にも及び、若者を中心に模範とされた。

3. 「名は保皇、実は革命」について

前節においては現地社会の視点から梁啓超のハワイ訪問の状況を再現し、馮自由の記述とは異なる様子を描き出した。しかし、梁啓超のハワイ訪問の歴史的意義はその出来事自体を超えるようになり、その叙述は中国近代史を語る際に著名な一幕となっている。むしろ、歴史叙述の中心になるのは梁啓超でもなければ華僑でもなく、孫文の革命事業である。このような歴史叙述の形成には一つの過程がある。次に、その過程について検討する。

(1) 馮自由の記述について

馮自由（1882～1958年）は横浜で華僑の子として生まれ、その父は『清議報』や『新民叢報』の代表者として知られる馮鏡如であり、叔父は横浜保皇会の会長である馮紫珊である。馮自由の父や叔父は横浜興中会の創立に関わったが、康有為や梁啓超らの日本亡命後、保皇会の事業に尽力するようになった¹¹⁶。それに対して、馮自由は康有為の弟子が主導する横浜大同学校で学んだことがあるが、次第に革命へと傾倒し、孫文の忠実な追随者として、香港・東南アジア・アメリカなどの華僑社会において保皇会の勢力と激しい競争を繰り広げ、華僑への宣伝や動員に努めていた。なお、馮自由は革命の元老の一人として、彼が執筆した『中華民国開国前革命史』、『革命逸史』など辛亥革命にいたるまでの革命運動史を扱う関連書籍は、辛亥革命史研究の基本資料として利用されている¹¹⁷。

しかし、それらの著作が出版されたのは、国民革命の成功により孫文の神格化が頂点に高められた時期であり、父の馮鏡如の転向に関する記述などには彼自身の強烈な自己主張

¹¹⁶ 馮鏡如について、鄒振環「清末政治与文化漩渦中的馮鏡如」『華東師範大学学報（哲学社会学版）』、2014年第3期が参照になる。

¹¹⁷ 馮自由については、陳海懿・張雅婷『孫中山与馮自由』南京大学出版社、2020年を参照されたい。

と自己肯定の意識がある¹¹⁸。実際に、孫文に関する史実の隠蔽、美化を含めて、馮著の史料としての欠陥がすでに研究者によって指摘されている¹¹⁹。とくに梁啓超に関する記述の場合、その細部についてはなお検討が必要であると主張される¹²⁰。そのため、梁啓超のハワイ訪問に関する馮著における記述に対しても、慎重な史料批判が求められる。

馮自由の「革命保皇両党之衝突」では、梁啓超の訪問やホノルル保皇会の成立について以下のように述べている。

己亥年十一月〔1899年12月〕、梁啓超がホノルルに着いた。総理〔孫文〕の紹介状をもって、李昌、鄭金、何寛、卓海などの人のところに訪問し喜んで迎えられた。梁啓超が数か月間をハワイで過ごし、しだいに保皇の説を述べるようになり、「名は保皇、実は革命」と称していた。華商はその偽りを判らず、罷にはまり、漢口蜂起の軍費として10万元を寄付した。それを聞いた中山〔孫文〕は梁が約束にそむいたとして、手紙を馳せて咎めるが、間に合わなかった。それでホノルルの興中会の大部が保皇会に入会し、横浜興中会と同じ轍を踏むようになった¹²¹。

この記述について、まず指摘できるのは、ハワイの華僑社会に迎えられた契機として、孫文の紹介状の役割が強調されすぎているということであろう。前述したように、梁啓超がハワイの華僑社会において広範かつ深い影響力を持ったことは、孫文の紹介状に依存するものではなかったと言える。馮自由の記述には、誇張が含まれていることを指摘せざるを得ない。

また、孫文の紹介状で数名の華僑と知り合いになったとはいえ、それは必ずしもハワイにおける保皇会の隆盛につながらない。ハワイ華僑が盛んに保皇会に加入したのは、梁啓超が外来者でありながら、現地の秘密結社である三合会に加入してからのことである。

¹¹⁸ 中村哲夫「中国革命における孫文の領導権—初期革命運動と馮自由の歴史叙述」『孫文研究』36号、2004年7月。

¹¹⁹ 孔祥吉・村田雄二郎「辛亥革命史料抉擗之困惑：馮自由『中華民国開国前革命史』与『革命逸史』異議」『廣東社会科学』、2012年第1期。孔祥吉「略析馮自由『革命逸史』的嚴重缺陷」『博覽群書』、2012年第8期。

¹²⁰ 川尻文彦「梁啓超と徳富蘇峰—馮自由「日人徳富蘇峰与梁啓超」と梁啓超の「盗用」をめぐって」『愛知県立大学外国語学部紀要』第48号（言語・文学編）、2016年。

¹²¹ 前掲『中華民国開国前革命史』上編、47–48頁。前掲『革命逸史』初集、22–26頁。

[ホノルルに来た] 当初、来る日も来る日も演説し、聴衆は多く、また好評ではありましたが、わが会に入るのものは結局のところ寥々たるものでした。その後、彼らの会〔三合会〕にはいり、その魁に推されてからは、相次いで入会するようになりました。いまわが会の副総理の鍾木賢と張福如、協理の鍾水養は、いずれもあちら〔三合会〕の要人です¹²²。

ここでは、いかに梁啓超の演説に共鳴しても、清朝政府に厳しく取り締まられている保皇会が華僑に敬遠されていることがうかがえる。洪門に属する三合会のような秘密結社に加入することで、華僑との間に一層の信頼関係が築かれて以後、よろやく梁啓超の動員事業が順調に進められるようになったと言えよう。ちなみに、華僑を動員するため、孫文もハワイの洪門に加入している¹²³。

要するに、馮自由の記述は孫文と梁啓超との関係にとどまり、自分自身の政治立場の影響を免れられず、中国本土からの政治亡命者と華僑社会との複雑な関係をほぼ無視したと思われる。では、なぜ馮自由は著作において「名は保皇、実は革命」という説を提起したのか。この説は、やはり孫文の記述に求めるべきである。

(2) 孫文の記述について

1901年4月9日、孫文は日本丸で横浜からハワイに出向き、18日にホノルルに到着した。前年の梁啓超のハワイ訪問を契機に、現地社会は中国での政治動向に一層関心を寄せて、保皇会の勤王運動や孫文の惠州蜂起も報道されていた。一方、孫文自身も西洋世界への自己宣伝の方法として現地の英字新聞の取材依頼を受けた。そのため、到着の翌日にすぐにインタビュー記事が出され、彼の時局に対する意見が掲載された。孫文がインタビュ

¹²² 丁文江・趙豊田編、島田虔次編訳『梁啓超年譜長編第二巻(1900-1907)』岩波書店、2004年、11頁。

¹²³ 前掲『革命逸史』初集、25頁。なお、1904年に孫文がサンフランシスコの洪門を民族主義的に改造したという言説が流布し（前掲『革命逸史』初集、211頁）、清末革命における洪門の役割が強調されているが、実際には洪門の民族主義は清末の知識人や革命派が華僑を動員するために発掘し再解釈したものであり、その言説は必ずしも史実に合致しているとは言えない。李恭忠「辛亥前後の“洪門民族主義言説”」『近代史研究』、2016年第6期を参照。これは、中国本土からの政治亡命者による華僑に関する記述を慎重に検討する必要性を示す一例であろう。

ーにおいて革命、すなわち武力により清朝を打倒する路線を堅持し、清朝の改革を目指す保皇会の活動は華僑の資金の無駄遣いにすぎないと厳しく批判する一方で、梁啓超に対して記事は次のように述べている。

亡命者としてここで保皇会を組織し、今はシドニーで同じような仕事に携わっている梁啓超は孫医師から非常に高い評価を得た。しかし孫は梁啓超の政策が正確ではないと考え、梁が康有為の改革主張を放棄し革命者に転向するかもしれないと推測する¹²⁴。

この記事によると孫文は保皇会に批判的でありながら、梁啓超のハワイでの活動に触れず、梁啓超が康有為から独立して革命の道に進む可能性に期待を寄せている。しかし 1903 年に再びハワイを訪問した孫文は梁啓超のことを酷評した。すなわち彼は友人に送った書簡において、以下のように述べている。

弟〔孫文〕は今のところハワイで保皇の勢力と戦い、四つの島の中の二つはすでに掃討されました。残りの二つは間もなく成功できると思います。この〔保皇の〕毒を取り除かね限り、事業を進めるのは不可能に違いありません。しかしその党は非常に狡猾であり、今日における革命の大波を目にして、ここ〔ハワイ〕では「保皇の名を借りて、実際には革命を行っている」〔借名保皇、実則革命〕と称し、米州では保皇党が革命党と自称すらしています。あまりにも人を馬鹿にしています。海外華人は眞偽を区別できず、その多くは彼らに惑わされてしまいました。率直に保皇を明白に提唱する康怪〔康有為〕より、この計略はさらに毒です。梁酋〔梁啓超〕の腕前は本当に狡猾です¹²⁵。

ここで、孫文は一変して、梁啓超を康有為よりも狡猾な敵とみなしている。また、孫文は「保皇の名を借りて、実際には革命を行っている」という馮自由とほぼ同じような言い方で保皇会の宣伝活動を評価している。この背後には、やはり梁啓超の政治活動がある。というのは、1903 年、梁啓超は保皇会の勢力を拡大するためにアメリカに行き、そこで大

¹²⁴ Dr. Sun Yet Sen Comes. *The Hawaiian Star*. April 19. 1901.

¹²⁵ 「復黃宗仰書」(1903 年 12 月)『孫中山全集』第四卷、人民出版社、2015 年、31 頁。

きな成功を収めているのである。「保皇と革命は理論上、互いに補完し合うことはなく、両立し得ないものである。現在、梁啓超は二つの主張を抱えており、態度を曖昧にしている。彼が言う革命が真実であるならば、保皇の主張は必ず虚偽であり、逆に保皇が真実であるならば、革命の主張は必ず虚偽である」とあるように¹²⁶、孫文は梁啓超における革命の可能性を見限り、両者の主張を明確に区別するようになった。

以上のように、孫文は1903年に保皇会が華僑からの支持を奪う能力を表すとき、はじめて「名は保皇、実は革命」という言い方の原型を使った。だが、もともと1903年のアメリカ本土やハワイの状況を説明したこの言説は、馮自由によってその順序を倒錯させられ、1900年の梁啓超のハワイ訪問時に発せられたことになった。

(3) 「名は保皇、実は革命」という説と孫文崇拜

後の研究者が梁啓超のハワイ訪問について論じる際、最も引用されるのは馮自由の著作である。しかし、梁啓超の言動を「名は保皇、実は革命」として最初に公開的に非難したのは、『民報』にまでさかのぼることができる。周知のように、1905年に同盟会の機関紙として創刊された『民報』は、梁啓超の『新民叢報』と論陣を張り、清末革命論争の頂点をなしている。言論界を牛耳る論敵である梁啓超に対抗するため、革命派は革命の必要性と可能性の観点から論争を展開するだけでなく、梁啓超の人格も指弾の対象として取り上げられている。例えば、梁啓超による民族主義・民権主義・民生主義の「三大主義」の批判に対して、胡漢民は梁の観点を逐次反論しながら、次のように述べている。

あなた〔梁啓超〕と孫君との交際の経緯について私は知っている。そもそも、あなたは民族主義とは何かを理解していなかったが、中国から日本に来て数か月間、孫君と付き合い、大きく影響を受けて、元の学問をほぼ全て放棄し、破壊を盛んに議論するようになった。これはまさに、あなたの言う通り、ある道理に接触する最初の考えが最も真実であるということを示している。これがあなたの良知である。しかしその後、あなたは利益に動かされて、考え方を変えた。その時、孫君は関わりを絶ったが、あなたは謝罪のために手紙を送った。孫君はあなたが初心を入れ替えたと信じ、仲直りした。しかし、あなたは再び態度を変え、「名は保皇、実は革命」〔名保皇実革命〕の説

¹²⁶ 「告同郷書」(1903年8月)『孫中山全集』第二巻、人民出版社、2015年、46頁。

を作り、人々を欺くようになった¹²⁷。

ここで、「名は保皇、実は革命」という言い方で梁啓超の約束違反と人格の欠陥を非難することで、彼の政治的立場の信頼性を疑問視している。胡漢民は後の馮自由の叙述と似たように梁啓超の欺瞞を指摘しているが、梁啓超のハワイ訪問と関連させて論じていない。

注意すべきなのは、梁啓超の民族主義思想の形成が孫文の啓発によるものであると称していることである。ここで言う民族主義は反満主義を指すにもかかわらず、それは明らかに孫文の影響を誇張している。というのも、梁啓超における反満思想の形成は戊戌変法時期にその痕跡が見られるからである¹²⁸。この主張は単に革命を宣伝するためだけでなく、ある意味では孫文の革命指導者像を強調するためでもあった。

1905年に結成した中国同盟会は各革命派の連合体として出発したが、その宗旨・綱領は孫文の主張を全面的に採用したものであった。しかし孫文の三大主義の理論的純化と主張の先進性の強調は、留日学生に孫文の革命路線への全面的賛同・服従を要求することにもなった。やがて、孫文に従う広東派と長江派との対立が次第に顕在化した¹²⁹。孫文の忠実な追随者である胡漢民が著したこの論文は、梁啓超批判を通じて孫文の政治思想や革命事業を宣伝している。これは孫文の革命指導者像を作り上げる作業の一環といえよう。

孫文の革命指導者像を作り上げる作業は、実際には非常に早い段階から始まっていた¹³⁰。これには、孫文自身の宣伝、例えば有名なロンドンでの受難事件を契機に著した『倫敦蒙難記』がある。そして追随者によるイメージの構築の例として、章士釗が宮崎滔天の『三十三年の夢』を抄訳した『大革命家孫逸仙』が挙げられる¹³¹。梁啓超のハワイ訪問に関する記述に見られるように、保皇派は清政府と同様に、孫文が革命指導者の道を進むために克服すべき、そして不可欠な存在になった。この作業は孫文の死後にも続き、国民革命の遂行により国民党による中国の統治がほぼ実現するにつれて、孫文崇拜運動が未曾有の段

¹²⁷ 辨姦（胡漢民）「斥新民叢報之謬妄」『民報』第5号、1906年6月、8-9頁。

¹²⁸ 前掲『梁啓超与清季革命』、47-80頁。

¹²⁹ 深町英夫『近代中国における政党・社会・国家』中央大学出版部、1999年、38-39頁。

¹³⁰ 孫文崇拜について、代表的研究に、李恭忠『中山陵：一個現代政治符号的誕生』社会科学文献出版社、2009年、陳蘊茜『崇拜与記憶—孫中山符号的建構与伝播』南京大学出版社、2009年、などがある。

¹³¹ 前掲『崇拜与記憶—孫中山符号的建構与伝播』、63頁。

階に入ってきた。馮自由の記述を踏襲する出版物が大量に出され、辛亥革命の成功、中華民国の樹立及び国民党の合法性を語る際に、梁啓超のハワイ訪問は不可欠な一コマとしてしばしば取り上げられている¹³²。

4. おわりに

本章は梁啓超のハワイ訪問の事実と叙述とのずれに着目して、現地の新聞や文書を使って、その実態に迫ろうとする一方で、「名は保皇、実は革命」という通説についても検討した。

戊戌変法によって、梁啓超はハワイに名を馳せるようになった。また『清議報』における資料が示すように、彼は日本亡命の初期から、すでにハワイの華僑と関係を築いていた。ハワイに到着した後まもなく、彼の住居地は現地の改革志向を持っている華僑にメッカと目され、絶大な人気を博した。しかしこれは必ずしも保皇会の事業の順調な展開を保証できるとは言えない。彼は外来者として、華僑社会に根を下ろした組織を通じて更なる信頼感を築いてこそ、保皇会の動員を推進できたのである。

馮自由の叙述を踏襲した梁啓超のハワイ訪問に関する一般的な認識は、実際のところ1903年孫文の説を時間的に倒錯させたものであり、事実に合わないのである。「名は保皇、実は革命」という言い方は、革命派と立憲派との論争の中で、1906年以後になって孫文以外の人によって公的に提起された。民国期において国民党が権力を掌握し、孫文崇拜運動が展開される中で、梁啓超のハワイ訪問は再び取り上げられ、孫文の革命指導者像を形成する一環として利用されるようになった。

このような一般認識は、歴史の本来の姿を覆い隠し、梁啓超に対する認識を歪めただけでなく、ハワイ華僑社会の実態に対する正確な理解を阻害するものだと筆者は考えている。これらの叙述において、華僑は単に孫文の政治的敵手に欺かれた対象として描かれ、言い換えれば、革命の大勢を理解していない啓蒙すべき存在として扱われた。華僑の転向は革命事業における克服すべき一つの困難と目され、革命情勢の消長を図る指針に単純化されたのである。

このような中国の政治変動を中心とする認識は華僑社会そのものから離れた、構築され

¹³² 胡去非『国父事略』商務印書館、1936年、36－37頁、中国国民党中央執行委員会訓練委員会編印『中国国民党党史概要草案——県各級幹部人員訓練教材』、1946年、などがあげられる。

た歴史叙述である。実際には、ホノルルの興中会は中国近代史上初の革命組織とされるが、それはあくまでハワイ華僑社会の内部から自発的に発生した組織ではなく、動員された客体であった¹³³。それに対して、ホノルルの保皇会が空前の成功を収めたのは、一言でいうと華僑社会の要求に応えたからである。この点については、次章でとりあげる。

¹³³ 前掲『近代中国における政党・社会・国家』、16－17頁、李恭忠「青年孫中山的革命想像——1895年起義再探」『社会科学研究』、2005年第1期を参照。

第3章 清末維新派の海外亡命と華僑社会

—ホノルル保皇会の設立とその法人化に注目して—

1. はじめに

第1章に述べたように、カナダに滞在中の康有為は1899年7月に現地の華僑と共同で保皇会という団体を設立した。それ以後、華僑によって世界各地に続々とその分会が設けられ、海外亡命中の康有為とその門人が政治活動を展開する上で最も重要な基盤が構築されるようになった。それは同時に、孫文をはじめとする革命派と華僑社会の支持をめぐる競争の時代の到来を告げた。第2章は梁啓超のハワイ訪問について論じて、その実像を現地史料に基づいて描き出した上で、ホノルル保皇会の成立に関する馮自由の記述を批判的に見直し、従来の研究ではほぼ無視されている華僑の重要性を指摘した。本章ではホノルル保皇会の成立とその法人化の過程を事例として、清末華僑社会の政治化における複雑な展開の一断面を描いていく。

ホノルル興中会の設立が研究者によって特に注目されている一方で、ホノルル保皇会の設立に関する先行研究は極めて不足している。しかし、既に述べたように、華僑社会の視点から見ると、設立当初の時点において興中会よりも保皇会の存在感の方が遥かに強いと言える。なお、孫文が離れた後にホノルル興中会が正常に機能しなくなったのとは対照的に、梁啓超の不在にもかかわらず、保皇会は華僑の間に根付き、少なくとも1939年まで存続していたのである。さらに、興中会の成立は孫文を中心に展開された人的ネットワークに依頼しているとされるが、保皇会の成立は華僑社会全体の注目を集めただけでなく、ホスト社会にも論争を引き起こした。最後に、清末亡命政治家にとって、ハワイの保皇会は重要な役割を果たした。康有為をはじめとする維新派ばかりでなく、地方の有力者、革命派などを巻き込んだ蜂起として知られる勤王運動（1900）の資金が、実は華僑からの寄付によって確保されたのである。その中に、シンガポールの華商である邱菽園が個人的に20万を提供し、ハワイの華僑が8、9万を寄付したといわれる¹³⁴。このことからも、ハワイの

¹³⁴ 前掲『梁啓超年譜長編第二卷(1900-1907)』岩波書店、89頁。勤王運動の募金額について諸説があるが、ハワイ華僑の出資はシンガポールの大富豪である邱菽園に次ぎ2番目に多い。陳長年「康梁在両広的勤王活動」『北京大学学報』、1992年第6期を参照。

華僑の役割がうかがえる。

以上のように、中国からの亡命政治家による啓蒙・動員という単純な図式を超えるためには、保皇会の設立とその法人化の過程を詳細に分析することが有益であると考えられる。本章ではこのような問題意識に基づき、ホノルル保皇会の成立とその法人化に注目して、維新派の海外亡命と華僑社会、そして華僑が身を寄せるホスト社会との関係について論じたい。具体的には、華僑社会、清政府領事館、ハワイ準州政府の動向と英字新聞の論調に見るホスト社会の世論を描き、華僑社会の政治化における主体性とその世界史における位置づけを探る試みである。

2. ハワイ華僑社会の形成と政治化

(1) ハワイ華僑社会の形成

中国人は、ジェームズ・クックがハワイを「発見」した後、間もなくハワイに現れたが、大規模な移住は1852年に始まったのである。その主体はサトウキビ・プランテーションの労働力として招来された年季契約労働者たちである。1890年代中期、日本からの移民の総数に抜かれるまで、中国人は常にハワイで最大の外来民族であった。ハワイの中国人移住者はほとんど広東省の出身で、主に香山、四邑（台山、新会、開平、恩平）、三邑（番禺、順徳、南海）、客家系である。ホスト社会は通常、華僑の大多数を占める香山、四邑および三邑出身の人々を「本地」(Punti)と通称し、少数派の客家人はそれと分けて考えられた。本地系と客家系との間では言語が通じないこともあり、中国本土における双方の対立がハワイの華僑社会でも反映されたという。

| | 1853 | 1860 | 1866 | 1872 | 1878 | 1884 | 1890 | 1896 | 1900 | 1910 |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| ハワイ人 | 29,799 | 65,647 | 57,125 | 49,044 | 44,088 | 40,014 | 34,436 | 31,019 | 29,799 | 26,041 |
| | 95.8% | 94.0 | 90.7 | 86.2 | 76.0 | 49.7 | 38.2 | 28.4 | 19.3 | 13.6 |
| 白人 | 1,687 | 1,900 | 2,400 | 2,944 | 3,748 | 16,579 | 18,939 | 22,438 | 26,819 | 39,158 |
| | 2.3% | 2.7 | 3.8 | 5.2 | 6.5 | 20.6 | 21.0 | 20.6 | 17.3 | 20.4 |
| 中国人 | 364 | 816 | 1,306 | 2,038 | 6,045 | 18,254 | 16,752 | 21,616 | 25,767 | 21,674 |
| | 0.5% | 1.2 | 2.0 | 3.6 | 10.4 | 22.6 | 18.6 | 19.8 | 16.7 | 11.3 |
| 日本人 | — | — | — | — | — | 116 | 12,610 | 24,407 | 61,111 | 79,675 |

| | | | | | | | | | |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|
| | | | | | 0.1% | 14.0 | 22.3 | 39.7 | 41.5 |
| その他 | 1,050 | 1,437 | 2,126 | 2,871 | 4,104 | 5,615 | 7,253 | 9,540 | 10,505 |
| | 1.4% | 2.1 | 3.5 | 5.0 | 7.1 | 7.0 | 8.2 | 8.9 | 7.0 |
| | | | | | | | | | 13.2 |

表 1：ハワイの人口構成（1853－1910）

出典：前掲「夏威夷華僑對孫中山先生革命的反応（1894－1911）」、524 頁。

ハワイに移住した華僑のうち、少数が商業に従事していたが、その大部分はプランテーションの労働力として契約労働者として導入された。契約期間が満了した際、帰国を選択する者を除き、多くの労働者は厳しい労働条件のサトウキビ・プランテーションを離れ、都市部などへと流入し生計を立てるようになった。中には、孫文の兄である孫眉のようにコメ農園を経営する者もいた。都市部に住む華僑の就職先としては、ランドリー、仕立屋、レストラン、パン屋、あるいは使用人などが挙げられる¹³⁵。華僑社会の指導者には、商業資本を背景に華僑社会の名士となった人物が多く見られたが、移民第2世代、第3世代の中からは、通訳、教師、医師、新聞の編集者など、専門的知識を必要とする職業に就くエリートも輩出されるようになった¹³⁶。ハワイの華僑社会の代表として、またすべての利益の調整役として機能することを目的として設立されたのが中華会館（United Chinese Society）である。この組織はサンフランシスコの中華会館をモデルとしている。だが、まずもって中国国内の出身地ごとに会館が設立されたサンフランシスコの場合と違って、ハワイの場合、地区会館に先駆けて総会館が立ち上げられたのである¹³⁷。また、当初マイノリティである客家出身の古今輝が副館長に選ばれ、1890 年代に館長を務めていた¹³⁸。ハワイの華僑社会はサンフランシスコより、相対的に平和的な状況が続いていると同時代の西洋人は観察していた。ちなみに、ハワイ政府は、1883 年、中華総会館の法人化の動きに警戒感を持ち、その提出された約款のために特別委員会を設置して、厳しいチェックをしていた¹³⁹。

¹³⁵ 前掲「夏威夷華僑對孫中山先生革命的反応（1894－1911）」、526 頁。

¹³⁶ 中間和洋「中華総会館の役割—十九世紀のハワイ」可児弘明ほか編著『民族で読む中国』朝日新聞社、1998 年、218－219 頁。

¹³⁷ Glick, p. 215.

¹³⁸ *Ibid.* p. 299.

¹³⁹ 前掲「中華総会館の役割—十九世紀のハワイ」、212 頁。

(2) ハワイ華僑社会の政治化

1840年、ハワイに初めて憲法が公布され、立憲君主制が成立した¹⁴⁰。しかし、西欧制度の導入は、ハワイの現地の指導者が欧米からやってきた白人に何かと助言を得なければならぬ状況を生んだ。1844年以後、欧米の白人は帰化して政府の要職に就くことも可能になり、白人の官僚により政府を運営する基盤が築かれた。1850年には外国人の土地私有も認められるようになり、近代的土地区画の導入もあって、プランテーション経営の基盤が確立し、白人勢力の台頭を確固たるものにした。

1875年に締結された米布条約では、ハワイからアメリカへ未精製の砂糖を関税なしで輸出する代わりに、真珠湾をアメリカ以外の国に貸与しないという条件が盛り込まれた。1887年に成立した新憲法により、欧米系住民の権利が強化された一方で、ハワイ王権は制約された。そして、参政権は事実上アジア系移民を排除していた。1893年1月、リリウオカラニ女王は1887年の憲法を廃止する意向を表明した直後、アメリカ系の併合派は即座にホノルル・ライフル隊を動員して宮殿を占拠した。アメリカ公使も海兵隊を派遣して圧力をかけた。1月17日に女王が退位し、ハワイ王朝は終焉を迎えた。ハワイ王国を転覆した併合派は、すぐに合併を求めたが、民主党のクリーブランド大統領によって却下され、代わりにハワイ共和国が建国された。その後、共和党のマッキンリー大統領が就任し、米西戦争を含む帝国主義政策が採用され、1898年にハワイは正式に併合されることになった。

その激動の時代を生きていた華僑の政治地位や生存状況は、ホスト社会における他のグループ、主に白人が主導する政府の影響を受けている¹⁴¹。厳しくなる移民政策や差別的な待遇に対処するために、ハワイの華僑はさまざまな努力をし、前述した中華会館はまさに内外の危機を乗り越えるために結成されたものである。政治意識が徐々に芽生えつつあったハワイの華僑社会では、人数が少ないが、白人主導の共和国政府に対抗するための反乱に参加する者さえ現れた¹⁴²。このような状況において、香山、四邑、三邑、客家などの違い、そして広東省出身の限界を超えた「同胞」という意識が徐々に育成されるようになっ

¹⁴⁰ 以下、ハワイ政治史に関する叙述は特に断りがない限り、中嶋弓子『ハワイ・さまよえる楽園—民族と国家の衝突』東京書籍、1993を参照した。

¹⁴¹ ハワイ華僑をめぐる政治状況と彼らの応対については、Glick, pp. 191-214が参照になる。

¹⁴² Patrick, pp. 140-167.

たのである¹⁴³。

3. 保皇会の設立

(1) 設立初期の動向

保皇会に関する情報が初めてハワイに伝えられたのは梁啓超が来訪する前のことである。1899年10月23日に *Bulletin* 紙は、「西太后を倒すために」というタイトルで、カナダ保皇会の成立を報じている¹⁴⁴。李啓輝 (Li Kai Fee.) の夫人の回想によれば、ホノルル保皇会の初めての会議を組織したのは李啓輝であり、彼は戊戌政変の後の中国と華僑の生活環境が厳しくなっているハワイとの双方を憂慮していた。李の発議に呼応したのは、戊戌政変などの中国の激変を聞いた後、それに対する憂慮を抱え改革志向を持っていた華僑であった。李はホノルル保皇会の諮問委員会 (Advisory Committee) のメンバーとなつた¹⁴⁵。この回想は保皇会の成立に関わった華僑の思想状況を如実にあらわしている。実際、こうした状況が梁啓超にも知られており、彼はハワイ王国から共和国へ、そしてアメリカへの併合を身をもって体験したハワイ華僑の変革思想について、「夏威夷(ハワイー引用者注、以下同様)游記」で言及している¹⁴⁶。

ホノルル保皇会の設立の趣旨書である「美属檀香山保光緒皇帝会之例」の記載によれば、ホノルル保皇会は1900年1月14日に設立された。それは、梁啓超がハワイに到着してから2週間後のことである。後述するように、この趣旨書の印刷が1月末から2月初頭に行われ、組織の拡大に熱心な会員が趣旨書をもって有力な華僑の入会を勧誘したことが考えられる。それ以後、保皇会に関する情報が広く知られるようになった。それにつれて、華僑社会における保皇会への反発が顕在化するようになった。

2月16日、*Bulletin* 紙はある「消息筋」をもって、保皇会が革命組織である旨の記事を載せた。それに対し、ホノルル保皇会の書記をつとめている鄭翼南は同紙に、「この会の設立は梁啓超がホノルルに来る前のことである。そして、前日のいわゆる消息筋が漏らした革

¹⁴³ Glick, p. 214.

¹⁴⁴ To Down the Dowager. *Evening Bulletin*. October 23. 1990.

¹⁴⁵ Li Ling-ai . *Life Is for a Long Time: A Chinese Hawaiian Memoir*. Hastings House, 1972, pp.

¹⁴⁵⁻¹⁴⁶. Li は回想録において、「Society for the Protection of the Emperor Kang Hsu for Constitutional Reforms in China」という英語の直訳で保皇会のことを呼んでいる。

¹⁴⁶ 湯志鈞・湯仁澤編『梁啓超全集』第十七集、中国人民大学出版社、2018年、264頁。

命的な目標など一切含んでいない。我々はただ正統な皇帝の復位を支持するのみである」と弁明している¹⁴⁷。

保皇会への支持が拡大する一方で、それへの反発は民間にとどまらなかった。ハワイ政府に対して最初に不満を吐いたのは、有名な華商であり、清政府の副領事として活躍していた古今輝 (Goo Kim Fui)¹⁴⁸ という人物である。3月1日、古今輝はハワイ外交部を訪れ、梁啓超と保皇会の政治集会に関する懸念を外交部长であるモット・スミス (E.A. Mott-Smith) に示した上で、清国ホノルル領事が駐米清国公使から受けた訓令を伝えている。すなわち華僑の梁啓超との接近を阻止することである。また、梁啓超が行っている宣伝には「強い党派を結成して、列強の侵略を阻む」という内容があることを指摘し、梁啓超と保皇会の活動を阻むかどうかについて、モット・スミスに打診している¹⁴⁹。

古今輝の要求に対して、モット・スミスは梁啓超が帰化日本人としてホノルルに到着し、かつそのパスポートには「北米合衆国へ赴キニ付通路故障ナシ旅行セシメ且必要ノ保護扶助ヲ與ヘラレン事ヲ其筋の諸官に希望ス」という記載があるという事実を指摘し、紛争に巻き込まれることを避けようとした。これに対して、日本領事の保護下で清政府を批判する宣伝活動をしている梁啓超のことについて抗議するために、楊蔚彬領事が日本領事に書簡を送るかもしれないと、古今輝は答えた¹⁵⁰。

古の発言に対して、モット・スミスは、華僑社会の紛争を希望しないが、先述したようにハワイの憲法の規定通りに、殴り合いなどの社会安全を脅威する事態を引き起こさない限り、梁啓超には集会を組織し、そこで演説する権利があると強調し、梁啓超の活動に反対の意向を示さなかった。

モット・スミスから干渉の承諾を得なかつた古今輝は、談話の立場を副領事から華僑社会の一員に転じさせ、最後に個人的悩みをこぼした。古の友人には保皇会の活動に携わるもののが結構いるが、彼は副領事として友人の名前を政府に通報しなければならない。それ

¹⁴⁷ Not Revolutionary. *Evening Bulletin*. February 17. 1900.

¹⁴⁸ 古今輝は広東省嘉応県の出身であり、1867年にハワイに渡り、10軒の雑貨店を所有する商人として成長した。彼はハワイ人妻を娶り、敬虔なクリスチヤンとして華人教会の創立に関与した。1892年には、駐米公使崔国殷の推薦で中華会館の「商董」に就任し、領事としての役割を果たしていた。1898年にホノルル領事館が設置されると、清朝政府から副領事に任命された。前掲『檀山華僑』、1929年、41頁を参照。

¹⁴⁹ Memorandum of interview with Mr. Goo Kim. March 1. 1900. P1-2. FO&EX-52-03.

¹⁵⁰ *Ibid.*, p. 2.

は彼にとっては、とうてい受け入れられない¹⁵¹。談話はここで終わり、結果的に、外交の倫理で説得すると同時に個人的な悩みで情に訴える古今輝の交渉は何の成果も得られなかつた。

(2) 法人資格の申請をめぐる対立の激化

3月8日、保皇会が Bow Wong Progressive Association という名称で、ハワイ内政部門(interior office)に法人資格を申請した。この名称は Chinese Empire Reform Association という成立時の正式名称とかなり異なる。Bow Wong とは「保皇」の広東語の発音に即すものであり、Progressive は進歩的という意味合いが強く、Reform より政治的な色合いが薄い。申請書に組織の趣旨として、「ハワイ諸島に住むすべての中国人の教育、社会及び道徳的な状況の改善」が強調されている¹⁵²。1月14日の中国語版の趣旨書に載せられた光緒帝の復権に関する内容にも触れていない。これは、保皇会の宣伝活動を反対している人に口実を与えないための配慮であろう。3月9日、ハワイの司法部長は、評議会に申請書の内容を確認したところ、規則に違反するところがないとする書簡を送った¹⁵³。

梁啓超と保皇会の動向に注目していた *Star* 紙はこの申請を即時に紹介して、支持を表明した。また、中国の改革運動の機運をハワイの歴史と関連させて次のように述べている。

中国の改革運動がここに定着する兆候が強く出ているようである。中国国内では発行すれば死活問題になる改革派の新聞紙が、ここではすぐにも創刊される。しかし、中国政府は、我々を畏怖させるための軍艦を派遣することはできない¹⁵⁴。というのは、我々は今や合衆国の不可欠な一部になっているからである。それは我々にとって非常に幸運なことである。武器を持たない小さな共和国に対して、中国の海軍は戦いを挑むかもしれない。港にはそのような艦船が停泊している場合、もしわれわれが梁啓超の引き渡しや新聞紙の発禁などの要求に従わなければ、清政府から悲惨な懲罰によつ

¹⁵¹ *Ibid.*, p. 3.

¹⁵² Chinese Society. *The Hawaiian star*. March 08. 1900.

¹⁵³ E. P. Dole to the Executive Council of the Republic of Hawaii. Letter. March 9. 1900. FO&EX-52-03.

¹⁵⁴ 1897年3月に日本人移民のハワイへの上陸拒否事件が起り、日本は軍艦を派遣してハワイ共和国政府に損害賠償を求め、結果的にアメリカのハワイ併合を促進した。伊藤孝治「国威の代償:世紀転換期のハワイをめぐる日米対立の一解釈」『アメリカ研究』第46号、2012年を参照。

て脅かされるかもしれない。確かに私たちは自助すべきだが、厄介なことになるかも
しない。これは、合衆国への併合の利点を示すもう一つの例である¹⁵⁵。

ここで、「確かに私たちは自助すべきだ」というのは、アメリカへの編入に抵抗する人に向けられた言葉である。*Star* 紙は、ハワイが政治亡命者を庇うことで清政府に脅迫されるといった事態を想定して、その可能性がアメリカへの編入によって自然に消滅したと述べている。

実際、1893年3月28日に発刊した*Star* 紙はハワイ併合の擁護者として知られている。1893年にハワイ王国が転覆された後、アメリカ系の実業者、「併合クラブ」と称する親米派の秘密結社のメンバーによって*Star* 紙が創刊され、ハワイ臨時政府の公式な声として活躍したのである¹⁵⁶。言うまでもなく、そのタイトルにある「Star」はアメリカの国旗、つまり星条旗を象徴するものである。ここで、*Star* 紙は保皇会を事例として、アメリカへの合併の正当性を訴える。

しかし、保皇会の法人資格審査はうまくいかず、3月19日、評議会は申請に対する裁定の延期を発表した¹⁵⁷。その背後には、やはり楊蔚彬の干渉があった。彼は3月17日、保皇会の資格取得を阻止するために、抗議の書簡をハワイ外交部に伝達した。この書簡において、彼は「今までのところ、これらの島々におけるこの運動の関係者の活動は、中国政府に敵対する政治的信条を植え付け、その革命運動への金銭的援助のための寄付を集めること以外になかった」と保皇会の活動を清政府に対する「革命運動」と断言し、その法人資格申請は「公益団体を装って、非人道的な行為の庇護を獲得するにほかならない」と主張している¹⁵⁸。

この書簡には、ホノルル保皇会の役員名簿と設立の趣旨書が添付されており、楊蔚彬は設立の趣旨書を取り上げ、「この会の目的は政府に提出した申請書に記載されるものとは全く異なるものである。喧嘩、抗争、揉め事など、現在のサンフランシスコ華僑社会に横行している事態をここで引き起こすかもしれない」と、保皇会の不誠実さを指摘し、サンフランシスコ華僑社会を悪い事例として取り上げることで、保皇会のハワイ華僑社会に与

¹⁵⁵ It is judge Silliman. *The Hawaiian Star*. March 09. 1900.

¹⁵⁶ Patrick, p. 357.

¹⁵⁷ Executive Labor. *Evening Bulletin*. March 19. 1900.

¹⁵⁸ Yang Wei-pin to E. A. Mott Smith. Letter. March 17. 1900. P. 1. FO&EX-52-03.

える悪影響の可能性を危険視している。さらに、「公益的な団体の仮面をして、友好的な外国政府に対して革命的な行動を煽り、それを支援する保皇会は、ハワイ政府が法人設立の権利を与える趣旨を歪めているのではないか」とハワイ政府に外交上の配慮を促した¹⁵⁹。

楊蔚彬がハワイ政府に注意喚起しているのは趣旨書における「我が同志を害するものがあれば、我が会の志士は必ずそれに仇を討つ。皇天后土ともにその誓を鑑む」という文言である¹⁶⁰。*Advertiser*紙によれば、この文言はサンフランシスコの三邑会館、四邑会館などの団体のそれと類似している¹⁶¹。同じ記事において、「自分の同胞のために尽力している」有名な華商のインタビューを掲載し、楊蔚彬と同じ懸念を示している。

領事の抗議を受けて、評議会は3月19日、申請書の提出を代理した弁護士W.A.ヘンシャル（W.A. Henshall）を呼び出し、彼に事情説明を求めた。ヘンシャルは領事の指摘を断固として否定し、申請の目的は申請書に明記されていると述べた。にもかかわらず、この問題は未解決のまま次の会議に持ち越された¹⁶²。

その後、楊蔚彬の抗議はすぐに知られるようになり、各新聞は異なる反応を示した。*Star*紙は19日の記事において、「ここでの氏族（clans）は仲が良く、サンフランシスコ華僑のような不和は存在しない。領事の口調は、まるで紛争が迫っているとでも考えさせるようなきらいがある」と楊の抗議を疑問視した¹⁶³。

3月20日、ヘンシャルは大統領スタフォード・バラード・ドール（Sanford Ballard Dole）宛に、昨日の評議会での説明が終わった後、自らがその件について調査したところ、楊の主張が事実ではないという旨の書簡を出した¹⁶⁴。

同日、*Star*紙は再び楊蔚彬領事の抗議について社説を発表し、それを外交における越権行為とし、厳しい口調で次のように評論したのである。

楊蔚彬はなぜそのような書簡を提出しなければならないのか。もし何らかの苦情があるならば、その解決はワシントンの公使を通して行うべきものであり、ハワイの外交

¹⁵⁹ *Ibid.* p. 2.

¹⁶⁰ 「美属檀香山保光緒皇帝会之例」, FO&EX-52-03.

¹⁶¹ Have the Tongs Come. *The Pacific Commercial Advertiser*. March 20. 1900.

¹⁶² Chinese Counsel Objects. *The Hawaiian Star*. March 19. 1900.

¹⁶³ *Ibid.*

¹⁶⁴ Henshall, H. William to S. B. Dole, Letter March. 20. 1900. FO&EX-52-03.

部長に直訴すべきではない……領事は、自らの責務を理解していないようである……
領事には、法人資格の審査について口出しする権利があるのか。ワシントンに抗議すべきなのに、ハワイに抗議する権利があるのか？楊蔚彬領事は単にハワイ政府を破壊しようとしているように見える。中国改革者の帰化をイギリスにも日本にも抗議する権利がないと同様に、彼にはハワイに抗議する権利がないのである¹⁶⁵。

3月21日、評議会は再び保皇会の資格申請について討論した。清政府の領事館の代理弁護士ポール・ノイマン（Paul Neuman）も出席し、保皇会が政府に対し元々の趣旨書を隠しているという主張を堅持した。長時間の議論を経てもなんらの結果が得られなかったから、ここでは審議は打ち切りになった¹⁶⁶。

以上のように、保皇会の資格申請の審査は2週間も続き、華僑社会に大きな波を立てたである。Star紙は3月21日の記事において、この出来事の影響を次のように述べている。

この件ほど華僑社会を騒がせたものは、何年ぶりのことであろう。いかなる種類の華僑団体の資格に関する申請でも、これほど関心を集めたことはなかった。おそらく領事がこのような問題に手を染めたのは、他のところも含めて、これが初めてのことであろう。領事がこのような問題で合衆国領土の過渡政権に抗議を申し立てたのは歴史上初めてである。華僑社会においては、この2日間、他のことはほとんど議論されてこなかった。保皇会の成功に十分な宣伝がなされたことは間違いないが、同時に、その高官〔楊蔚彬領事〕の側にも友人がいる。民族内部の溝が癒えるまでには長い時間がかかるかもしれない¹⁶⁷。

すなわち、保皇会をめぐる論争は華僑社会における前代未聞な事件と目されており、華僑社会の分裂はホスト社会の目にも明らかなことであった。そして、内政干渉のきらいがあると、領事の抗議が問題視されたのである。

3月22日、Star紙は再び社説を発表し、保皇会の法人資格の獲得をめぐって、以下のよ

¹⁶⁵ Fussiness. *The Hawaiian Star*. March 20. 1900.

¹⁶⁶ Bow Wong Association: The Chinese consul employs counsel. *The Hawaiian Star*. March 21. 1900.

¹⁶⁷ *Ibid.*

うに論理的弁明を展開している¹⁶⁸。

海を越えてサンフランシスコに目を向けば、そこには確かに友好的な政権に非常に不利な団体が組織されている。というのは、英國に立ち向かい、ボーア人を支援するための資金を公然とを集めている協会がある。しかしながら、サンフランシスコの[英國]領事も、パウンセフォーテ卿 [Lord Pauncefote、英國初代のアメリカ大使] も、それについて一言も口を挟むことはなかった。また、キューバ革命党が合衆国に拠点を置き、キューバの革命活動に取り組んでいたのも、それほど昔のことではない。

このようにまずアメリカの本土における他国の政治亡命者を庇護した同時代の事例を引用しながら、保皇会に対する同様な待遇を求めている。ハワイのアメリカへの併合が確実になった現在、星条旗における一つの星として輝くために、ハワイ政府はアメリカの政治的精神とも一致すべきだという姿勢である。

続いて、*Star* 紙は同社説に中国との関係を懸念する者に対して、次のように自由主義的な立場、ないしアメリカの建国精神の実践から、ハワイにおける保皇会の政治活動を容認するように説得している。

ここはアメリカの領土であり、ここに足を踏み入れる者は警察の管轄下に入らない限り、どんなことでも意見を述べる権利が与えられている。もしアメリカが自由の国ではないとしたら、何なのか？たとえアジア人であったとしても、改革者に庇護を与えないのであれば、私たちは眞のアメリカ人でない。

最後に同社説は文末において、以下のように、この紛争とハワイの歴史及びアメリカの建国理念と結び付けて、ハワイ政府に法人資格の付与を促している。

実は、保皇会は進歩的な中国の代表なのである。領事は非進歩的な中国の代表として、保皇会を阻止しようとしている。私たち自身の進歩的な事業には革命的なものが行われた。国の代表たちが国の中心的な理念である「自由・平等・人間同士の眞実の兄弟

¹⁶⁸ Differences of Opinion. *The Hawaiian Star*. March 22. 1900.

愛 [Liberty, equality and the true brotherhood of man.] についてためらうならば、状況はかなり悪くなると思われる。

3月23日、保皇会の法人の資格申請について再び評議会で取り上げられた。保皇会の代理弁護士と領事館の代理弁護士が共に出席した。この度の会合で、楊蔚彬領事が提示した保皇会設立の趣旨書の初出を確認するために、中国語新聞『隆記報』¹⁶⁹の職員が呼び出された¹⁷⁰。彼が残した宣誓書によれば、1月末前後、ホノルル保皇会のメンバーである梁蔭南が設立趣旨書の印刷状況を確認するため、編集室を訪れた経緯がある。そしてその2日後の午前中に、梁蔭南が編集室に戻り、印刷された趣旨書の一部を持ち帰った。同日の午後、ホノルル保皇会の副書記である嚴觀韶も編集室を訪れ、趣旨書の一部を持ち帰ったと証言した¹⁷¹。

なお、ホノルルの華商N. モンワー (N. Monwar) の宣誓書によれば、1月28日頃、保皇会の書記である鄭翼南から趣旨書と同会の役員名簿が手渡され、入会の勧誘が行われたという。また、のちに嚴觀韶から何度も勧誘され、保皇会の演説者をつとめるように要請された。その上、嚴によって梁啓超との面会を勧められた。なお、嚴によれば、梁啓超がホノルル保皇会の会長を務めているという¹⁷²。

このように、楊蔚彬領事が提示した保皇会の趣旨書と役員名簿の初出が明らかになった。また、梁啓超とホノルル保皇会の関係も関係者の証言によって評議会に知られた。しかし、今回の評議会も再び結論に達しなかった。また、3月26日の評議会において、保皇会の資格申請は再び議題に取り上げられたが、依然として何の決着もないままに終わった¹⁷³。

(3) 法人資格申請の失敗

保皇会の法人資格申請については、華僑社会の内部に紛争を引き起こしただけでなく、ホスト社会の輿論も対立するようになった。保皇会に同情を示している *Star* 紙とは異なり、*Advertiser* 紙は資格の取得に疑問を呈している。3月28日、同紙は保皇会の設立趣旨書の

¹⁶⁹ 『隆記報』は1881年に程蔚南によって創刊され、ホノルル最初の中国語新聞紙といわれる。1903年孫文によって革命派の宣伝機関として「改組」された後、保皇会の『新中國報』と論戦を繰り広げている。

¹⁷⁰ The Bow Wong Charter. *The Hawaiian Star*. March 24. 1900.

¹⁷¹ Affidavit of Joseph Goo Kim. April 5. 1900. FO&EX-52-03.

¹⁷² Affidavit of N. Monwar. April 5. 1900. FO&EX-52-03.

¹⁷³ The Hawaiian star. March 26. 1900.

英訳を全文掲載し、楊領事が懸念していた先述の文言を太字で表示し、強調している。また、会員は入会時に偽名が使用できるという条文も取り上げて、その動機に疑問を投げかけている。というのは、偽名の使用は秘密結社によく見られるものであり、保皇会の本来の目的が問題視されるからである。それに續いて、この記事は現地の著名な華僑の見方を次のように紹介している。

保皇会を支持する良心的な人がいることは間違いない。しかし、彼らは惑わされている。仮にその団体は皇帝の復権を実現するために組織されたとしても、同じような理屈で、西太后の利益のための団体が生まれる。さらに中国を共和制にするための団体も誕生するかもしれない。そうなると、ここでは激しい紛争が起きるに違いない。そして、これらの団体は対立し、互いに争うことになる。[保皇会の法人資格の認定をきっかけに、今後、誕生する可能性のある] これらの団体に法人資格が付与されたら、ホノルルはサンフランシスコと同じ状態に陥るかもしれないと私は考えている¹⁷⁴。

ここで、保皇会の成立をめぐって、清政府を擁立する領事派、立憲君主制を唱える改革派および共和制を目指す革命派の衝突という構図が描かれている。この有力な華僑は、保皇会と領事のいずれも支持しない中立的な立場に立ち、保皇会を端緒とする華僑社会の政治紛争による分断と対立の発生を危惧し、母国の政治を敬して遠ざけようとする姿勢である。

以上のように、設立の趣旨書の内容が領事によって公にされ、かつその内容も第3者によって証言された後、保皇会をめぐる情勢が不利に陥るようになった。それに対処し、3月28日、ヘンシャルが大統領のドール宛に、保皇会は正式の会則を起草している途中だとして、審議の延期を要請する書簡を送った¹⁷⁵。また、同日の*Star*紙に投稿して、*Advertiser*紙の指摘を否定し、「唯一の真実は、保皇会の内実について、貴紙の知るところは保皇会自身よりも多いことだ」と揶揄する¹⁷⁶。

ヘンシャルの揶揄に対して、翌日の*Advertiser*紙は社説で新たな論法を展開した¹⁷⁷。つ

¹⁷⁴ No Charter for Tongs. *The Pacific Commercial Advertiser*. March 28. 1900.

¹⁷⁵ Henshall, H. William to S. B. Dole. Letter. March. 28. 1900. FO&EX-52-03.

¹⁷⁶ Not Highbinders. *The Hawaiian Star*. March 28. 1900.

¹⁷⁷ Tricky Bow Wong. *The Pacific Commercial Advertiser*. March 29. 1900.

まり、ヘンシャルが保皇会に騙されたと説き、すべての責任を保皇会に取らせるというものである。さらに、「仮に保皇会が弁護士や政府に新たな趣旨書を提出する旨があるとしても、それはただ中国人の特有の手口にすぎず、その卑劣なたぐらみは徒労に終わるほかない」と述べ、保皇会のことを人種的、あるいは文明論の次元で攻撃した。これは言うまでもなくアメリカの華人排斥運動に通じる人種主義的な言説だが¹⁷⁸、ハワイの歴史的文脈に即していえば、1870年代からハワイのアメリカ系白人によるアングロ・アメリカ文明の構築の流れをくむことでもある。他のどの移民集団にもまして中国人移民は、19世紀中葉から世界転換期にかけての「アメリカ人」の境界形成の政治に翻弄された移民集団であるという指摘がある¹⁷⁹。この指摘は、保皇会に関する *Advertiser* 紙の論調からも読み取れる。すなわち、ハワイの華僑社会を席捲している保皇会は、ハワイにおけるアングロ・アメリカ文明の優位性を構築することにとって新たな脅威になったのである。

実際、アメリカ人は早くも 1851 年からハワイを併合することに興味を持っていたが、ハワイの多様な人種構成は常に問題視されてきた。アメリカ人の懸念を意識していたハワイのアメリカ系白人は、自らを島内で確固たる支配者とするために、多方面にわたり方策を講じた。その手段の一つは、1890 年半ばまでハワイにおける外国人の中で最大のグループである中国人を文明の脅威として描き、それに対するアメリカ系白人の個人や社会の「英雄的」な行為を喧伝することである。それにより彼らは、ハワイ社会における数々の障壁を乗り越えて、自らの人種的な優越性に即した制度を移植することに重きをおいた¹⁸⁰。その取り組みの一翼を担うのは、まさに *Advertiser* 紙である¹⁸¹。

上述の中国文明に対する評論が示した通り、ハワイ併合が既成事実になったにもかかわらず、これまでの併合につながるイデオロギー構築の作業が依然として *Advertiser* 紙によって行われている。皮肉なことに、カリフォルニアの人文雑誌である *Overland Monthly* は「一言でいうと、ハワイ華人は類似した時期と状況の中で、すでにアイルランド人、ドイツ

¹⁷⁸ 油井大三郎「十九世紀後半のサンフランシスコ社会と中国人排斥運動」油井大三郎ほか編著『世紀転換期の世界—帝国主義支配の重層構造』未来社、1989年、19-80頁。

¹⁷⁹ 貴堂嘉之『アメリカ合衆国と中国人移民—歴史のなかの「移民国家」アメリカ』名古屋大学出版会、2012、262頁。

¹⁸⁰ Zhang, T. The Chinese Civilizational “Threat” and White Supremacy Construction in Hawaii before Annexation. *Culture & History Digital Journal*, 2023, 12(1), e013.

<https://doi.org/10.3989/chdj.2023.013> pp. 1-15.

¹⁸¹ *Ibid.*, p. 3.

人、ノルウェー人と同様の程度のハワイ人——すなわち西洋の文明人になっている」と、ハワイ華人の西洋文明への適応の程度に驚きを隠していない。すなわち、アメリカ本土からの観察者の目には、アメリカへの併合を宿願としたハワイ白人とまったく異なる華僑イメージを描き出していたのである¹⁸²。

保皇会のことを文明論の次元で攻撃した同日の *Advertiser* 紙もまた大きな紙面を割りて、楊蔚彬領事の 3 月 23 日の書簡と保皇会の役員名簿全文を掲載した。そして、主張を補強するために、役員名簿の後に、保皇会の会員から殺害予告を受けたと語る楊蔚彬領事のインタビュー記事を掲載して、保皇会の暴力団体的なイメージを強調している¹⁸³。

楊領事の指摘に対して、保皇会はただちに現地の夕刊紙を借りて反論した¹⁸⁴。同じく 3 月 29 日、*Star* 紙も反論の記事を掲載した。すなわち、6500 ドルで康有為と梁啓超の暗殺に懸賞金をかけている清政府こそが暴力的であると主張した。そのうえ、「この団体は現地の華僑社会において良い改革活動を展開しようとしている。ただ中国人を教え、助けようとするのである。私たちが聖書を中国人に教え、彼らを助けようとするのと同様である。ホノルルの（華僑の）クリスチャンの半分がこの団体に関心を持っている」と華僑出身の宣教師の発言を引用し、保皇会の正当性を訴えている¹⁸⁵。

4 月 4 日の評議会では、保皇会の申請が再び討論されたが、依然として結論がでなかつた。しかし、*Star* 紙と *Advertiser* 紙との論争は止まる様子が見られない。例えば、*Advertiser* 紙は 4 月 7 日の記事において、Protect Emperor Association という保皇会の名称の直訳をもって、ハワイ政府は中国の内政に干渉すべきではないとし、反対の理由を挙げた¹⁸⁶。また、4 月 12 日に社説を発表し、義和団事件の激化を背景に、保皇会が求める中国の改革事業については、「もし列強が中国に懲罰的な遠征軍を送るという決定を下すなら、中国の政治改革には、保皇会からの助力は必要ない」¹⁸⁷と述べ、保皇会による改革に否定的である。

4 月 12 日、最終回の評議会が開催された。*Star* 紙の報道によれば、全ての誤解ともめ事の原因是 3 年前香港からホノルルに渡ってきた李啓輝医師にある。彼は政治結社のために

¹⁸² F. S. Rhodes. "The Chinese in Honolulu." *Overland Monthly*, Vol.32, no. 191, Nov. 1898, p. 468.

¹⁸³ Its Tricks All in Vain. *The Pacific Commercial Advertiser*. March 29. 1900.

¹⁸⁴ *Evening Bulletin*. March 29. 1900.

¹⁸⁵ Which Are Highbinders. *The Hawaiian Star*, March 29. 1900.

¹⁸⁶ *The Pacific Commercial Advertiser*. April 07. 1900.

¹⁸⁷ *The Pacific Commercial Advertiser*. April 12. 1900.

サンフランシスコを訪れて、後にホノルル保皇会の発案者となった。ホノルルの華僑は彼の提案に感銘を受け、保皇会の設立を後押しした。しかし、最初の趣旨書には、光緒帝を擁護する理念はありながら、今回の論争の原因となる政治的な示唆はない。成立した後、李啓輝は役員の同意を得ずに問題の設立趣旨書に名簿を付けたという¹⁸⁸。つまり、問題視されている設立趣旨書の内容が妥当かどうかという問題を回避し、設立趣旨書が香港からの外来者の手によるものであり、ハワイ華僑の意志に逆らうものであるという弁解である。

だが、評議会はこの説明を受け入れず、保皇会の申請は最終的に投票によって拒否された¹⁸⁹。しかし、史料は評議会の決議過程についてほとんど言及しておらず、拒否の原因は明確ではない。この点に関して、*Advertiser* 紙は、評議会に出席した外交部長モット・スマスの談話を紹介しており、その様子を把握することに役だつ。すなわち、評議会に提出された申請用の書類は法に則っていると肯定する一方、文書に記述されている活動範囲を超える営為のありなしに懸念を示している¹⁹⁰。*Star* 紙はそれが領事の圧力によるものであると推測して、「清政府の領事の圧力はわれわれの部長たちにとってあまりにも大きかった」と述べ、ハワイ政府が清国領事の内政干渉に対してアメリカ本土並みに抵抗できないことに不満を吐露したのである¹⁹¹。

4. おわりに

1900年12月31日の*Advertiser* 紙は現地のクロニクルを作成して、360を超える項目をあげた。華僑の存在感が低いホスト社会において、膨大な人口数とは反比例して華僑に直接的に言及するところは8項目しかない。その中で、7件が人身事故ないし違法行為に属しており、唯一の例外は「数週間の熟慮の末、保皇会の法人資格は評議会に拒絶された」という記載である¹⁹²。保皇会の法人資格獲得に反対した*Advertiser* 紙から見ても、保皇会の法人化紛争は華僑社会ばかりでなく、ハワイ全体にとっても記すべきことであった。従来の研究史において、ホノルル保皇会の成立は単に梁啓超の政治手腕による成果と目され

¹⁸⁸ Bow Wong Association. *The Hawaiian Star*. April 12. 1900.

¹⁸⁹ Bow Wongs Turned Down. *Evening bulletin*. April 16. 1900.

¹⁹⁰ Bow Wong is Refused a Charter. *The Pacific Commercial Advertiser*. April 17. 1900.

¹⁹¹ *The Hawaiian Star*. April 17. 1900.

¹⁹² The Chronology of The Past Year: Record of local events of 1900. *The Pacific Commercial Advertiser*. December 31. 1900.

ると同時に、孫文の革命事業の挫折と評価されている。これはいずれも受動的な視点からハワイ華僑社会を論じているのではないか。本章の目的は、ホノルル保皇会の成立を中国近代政治史の文脈ばかりでなく、より広い視野から検討することであった。

まず保皇会の法人化に最初から断固反対していた領事館についていえば、楊蔚彬領事が清政府の指示に従い、外交のルートや新聞宣伝を通じて、梁啓超と保皇会の活動を阻止した。他方、長い間、華僑社会のリーダーシップを発揮していた古今輝は、清政府の副領事として清政府の指示を執行しながら、華僑社会の政治化を危惧する「保守」勢力の代表者として保皇会をはじめとする華僑の政治活動から距離を取ろうとした。

ハワイの権力構造の頂点に立つ白人に目線を向ければ、そこには複雑な様相が見られる。*Advertiser* 紙は保皇会を危険視し、ハワイ社会の安定と清政府との外交関係を優先させている。また、保皇会の事例に即して、中国人に対する悪いイメージを強化して、ハワイにおけるアングロ・アメリカ文明の優越性を誇示しようとしている。楊蔚彬の活動を越権行為としていた *Star* 紙は中国の政治変革に好意を示し、孫文への関心の延長線上に梁啓超と保皇会を中国の政治改革の希望として大いに期待したのである。さらに、中国における立憲政治の可能性を認め、アメリカの建国理念から出発して、立憲政治志向を持つ亡命政治家の庇護を訴えている。しかしながら、*Advertiser* 紙と *Star* 紙のそれぞれの論調が一見判然と分かれるといつても、両方の背後には同じ構造が見て取れる。すなわち、保皇会を題材として、ハワイ併合の正当性、および西洋文明の優越性を喧伝することである。

いずれにせよ、ハワイ政府は当初、正当な政治権利として保皇会の法人化に異議がなかったが、楊蔚彬領事と彼の支持者による保皇会の趣旨書をハワイ政府とマスメディアに向けて公開するなどの継続的な働きかけで、そして保皇会自身の証言における矛盾点も問題視し、最終的にその申請を拒否したのである。従来の研究において、ホスト社会はしばしば華僑におけるナショナリズムを生み出した悪役と位置づけられることが多いが、本章での検討が明らかにしたように、辛亥革命につながる華僑社会の政治化を歴史的に把握するために、華僑とホスト社会との相互関係に注目することが必要であろう。

最後に、華僑の主体性について論じたい。華僑は移住者として、自らが身を寄せるホスト社会の変動に隨時対応しなければならない。梁啓超と接近し、保皇会の設立に乗り出したことはその対応の一つであろう。ホノルル保皇会は、弁護士を雇い、ロビー活動を行ったり、マスメディアを利用したりして、ホスト社会における自らの合法的な権益を守ろうとした。さらに彼らは中国本土の政治運動と呼応する形で、ホスト社会での位置づけを探

っていた。その中で、古今輝のように、ホスト社会の課題に向かいながら中国本土の政治変動に「保守」的に対処する華僑もいて、自分たちなりにその主体性を発揮している。

亡命政治家が海外で活躍していた時代において、中国本土の政治変動と連動した紛争に巻き込まれることは不可能であろう。実際、ホノルル保皇会は法人資格の取得に失敗した後、華僑社会の代表的な組織である中華会館のリーダーシップをめぐって、領事派との間に新たな騒動を惹起したのである。保皇会に代表されるハワイ華僑社会の政治化は改革志向の華僑の結束から出発し、近代国家や国民意識の醸成を目指すものでありながら、華僑社会自身の分断を引き起こす結末にもなった。次章ではこの分断について考察していく。

第4章 清末華僑の政治活動に関する一考察

—ホノルル保皇会（1900—1903）を中心に—

1. はじめに

本章はホノルル保皇会の初期（1900—1903）の活動を中心に、中国近代史における革命とナショナリズムという古典的な研究設定とは異なる視座で、ハワイ華僑の政治活動とその影響について、内部の権力構造の変容や外部への影響の2点から論じる。

研究対象の設定について説明を加えるとすれば、まずホノルル保皇会の「政治団体としての代表性」が挙げられる。ホノルル保皇会の創立以来、維新派はその活躍を「各地に冠たる」と高く評価していた¹⁹³。民国時代に入っても、保皇会の系譜を受け継いだ中国憲政党のホノルル支部は国民党の対立者として知られていた¹⁹⁴。保皇会によって組織されていたハワイの華僑がいかなる政治的活動を展開したかが本稿の問題関心の出発点である。さらに本稿で問題とする、1900年から1903年までの時期は、ホノルル保皇会が発足して、華僑社会内外の矛盾に直面しながら足場を固めていた時期であり、その時期の活動を跡付けることで、華僑社会の政治変動を動態的に捉えることができると思われる。

以上の点を踏まえ、本稿はホノルル保皇会と清朝領事の対立を軸とし、1900年のチャイナタウン炎上事件の寄付金問題、1902年の中華会館主導権争い及び保皇会員の親族縁座¹⁹⁵事件を取り上げて、華僑社会の政治変動を考察しながら、ホノルル保皇会をめぐる複雑な力関係を解明したい。さらに、ホノルル保皇会の歴史的意義を検討するために、華僑社会内部の状況に注目するだけでなく、華僑が身を置くハワイ準州、そしてアメリカ政府と清朝政府の動向も視野に入れる。

¹⁹³ 前掲『康梁与保皇会——譚良在美国所藏資料匯編』、278頁。

¹⁹⁴ *The Chinese of Hawaii: volume II.* Overseas Penman Club, 1936, p 30.

¹⁹⁵ 縁座は、親族など犯罪人と特定の関係のある人が連帶責任で罰せられる刑罰であり、中国の伝統的な社会統制の手段の一つである。縁座については、俞可平「從「連座」看傳統中國的群己關係」『學術月刊』2023年第5期を参照。俞によると、「縁座」は「連座」の別称の一つであり、本稿は史料の記述に準じて「縁座」にする。

2. 1900年ホノルルチャイナタウン炎上事件による華僑社会の紛争

1899年末、ホノルルで腺ペストの病例が発生し、感染の可能性を徹底的に排除するために、チャイナタウンで隔離政策がとられただけでなく、衛生委員会はペスト患者が住んでいたあるいは働いていた建物を燃やす命令を下した。これによって、華僑を含めてチャイナタウンの住民が多大な被害を受けた。1900年1月20日、チャイナタウンに再びペスト患者が発見され、衛生委員会は通常通り感染者の住居を焼却するように命じたが、風向きの急変で、焼却作業が制御不能になったため、炎が近くの建物に広がり、チャイナタウンに壊滅的な打撃を与えた¹⁹⁶。

この大惨事に見舞われた華僑への救済は早くもハワイ準州政府、清朝領事館及び中華会館など各方面により展開され始めた。その中で、民間からの火災救援金を取り扱ったのは中華会館である。1900年3月1日の報道によると、貧窮した被災者を支援する寄付金を募るために、中華会館の提唱で有力な商人からなる募金委員会が組織された。委員会の主席に就任したのが Yee Chin、会計担当者が Yim Quon である。ホノルル保皇会の会長で恵華医院¹⁹⁷の主席を務める黃亮（Wong Leong）も委員に列なっている¹⁹⁸。寄付活動は白人実業家と楊蔚彬領事の支持を含めて、活発な様相を呈していた。

1900年末、被災者に対する支援がひとまず一段落した時、火災救援金にはまだ 9800 ドルの余剰金があった。これを受けて、共同で寄付活動を展開していた各方面に対立が発生するようになり、保皇会の成立に伴う華僑社会の分断は浮き彫りになった。

すなわち 1900 年 12 月 6 日、余剰金の使い方を決定するための会議が中華会館において開催された。しかし本来ならば会員ではない楊蔚彬領事の訪問が騒ぎを起こした。彼が主席の座に座ったところ、現場に不平の声が聞かれるようになった。そして、救援金をハワイ諸島の慈善団体に分配するという会員の意見に対して、楊蔚彬は異議を唱えていた。そのため、会議は中断し、楊蔚彬が出席しない次回の会議に決議を持ち越すという提案がな

¹⁹⁶ 1900年のチャイナタウン炎上事件について、Mohr, James C. *Plague and Fire: Battling Black Death and the Burning of Honolulu's Chinatown*. Oxford University Press, 2005 が参照になる。本書の日本語訳に、ジェイムズ・C・モア著、大脇幸志郎訳『ホノルルペストの火：1900年チャイナタウン炎上事件』生活の医療社、2022年がある。

¹⁹⁷ 恵華医院は、貧困な華僑患者を救済するために 1897 年に設立された慈善病院であるが、後に経費不足により閉院せざるをえなくなった。前掲『檀山華僑』、65–66 頁を参考。

¹⁹⁸ *The Hawaiian Star*. March 01. 1900.

された¹⁹⁹。1週間後の12月13日、中華会館及び各団体の代表者が再び会議を開き、余剰金の処分について討論したが、そこで黄亮は恵華医院の運営資金に充てるよう提議したが、反対側は将来の救済資金としてひとまず銀行に預けるべきだと提案した。その結果、余剰金の処分を将来の会議に任せるとする提議が満場一致で決議された²⁰⁰。

12月21日、第3回の会議が招集された。現地の英字新聞 *Bulletin* 紙によれば、余剰金を米籍華人の市民権を獲得するための弁護士費用に充てる提議が検討されている。これに対して、再び「招かれざる客」として出席した楊蔚彬は、火災救援金は慈善事業にしか利用できないと主張し、断固として反対した。ここで注意すべきなのは、「辯髪をしていない」改革派と「領事の行動を支持する」保守派との間の派閥抗争が指摘されたということである²⁰¹。

Bulletin 紙の記事に対して、黄亮は *Star* 紙に寄稿し以下のように反論した。まず彼によれば、多くの改革者が支持したのは、余剰金を投資に使用し、その利息は恵華医院に配分しながら、元金は将来の緊急時の救済に備えるという提案である。続いて黄亮は楊蔚彬の動機がこの余剰金を中国国内の救済事業費として送ることで、清朝政府内において昇進しようとしたことにあると指摘している。最後に、黄亮は「米籍華人はこの救済金を政治的な用途に使う可能性は少しもない」と強調している²⁰²。楊蔚彬が清朝政府内での昇進を望んでいるのに対し、黄亮など米籍華人はアメリカ政府から完全な市民権を獲得することを求めていた。このように、双方とも相手側の意図をハワイ華僑全体の利益を無視するものとしていたことが、新聞を通じて指摘されている。

12月28日、第4回の会議が開かれ、余剰金の使い方に関する合意がようやく達成された。楊蔚彬領事は出席せず、書簡を通じて自分の意見を伝えた。結局、余剰金は楊蔚彬の指示通りに中華会館に転用されるという決議がなされた²⁰³。しかし、余剰金が引き起こした紛糾は終わったわけではない。というのは、余剰金は中華会館に渡された後、中華会館の主導権争いの活発化につれて、再び争点として浮上するようになったからである。

¹⁹⁹ Objected to The Consul. *The Honolulu republican*. December 09. 1900.

²⁰⁰ Chinese Charity Funds. *Evening Bulletin*. December 17. 1900.

²⁰¹ Chinese Consul Was at Meeting. *Evening Bulletin*. December 22. 1900.

²⁰² Chinese Relief Funds. *The Hawaiian Star*. December 24. 1900.

²⁰³ The Consul Wins. *The Hawaiian Star*. December 29. 1900.

3. 中華会館の主導権をめぐる保皇派と領事派の争い

(1) 中華会館に対する保皇派の衝撃

ハワイの中華会館は政治、経済及び移民政策などからの圧力に対処するために、1882年にホノルルで発足し、その後の半世紀にわたって華僑社会の代表的な組織として機能していた²⁰⁴。ハワイ王国政府は秘密結社に対する懸念のため、中華会館の成立に慎重な態度を示していた。それが原因で、中華会館の法人資格の申請に対して、司法長官を含めた3名の白人からなる特別委員会は、設立趣意書にいくつか異例な規定を盛り込むよう勧告した。例えば、内務大臣には役員の年次選挙結果に拒否権を行使する権限があること、すべての会議の議事録及びその英語コピーをいつでも調査する権限があること、規約の変更は内務大臣の承認が必要であることなどである²⁰⁵。これによって、ハワイ政府は華僑の自治組織として結成された中華会館に干渉する行政権力を獲得するようになった。

1898年ハワイのアメリカへの併合にともない、清政府はホノルルに領事館を設置し、楊蔚彬が初代のホノルル領事として着任した²⁰⁶。1898年まで自治組織でありながら領事館として機能していた中華会館は、ホノルル領事及び駐米公使の承認を得ながら、ホノルル領事館の仕事を補佐するという役割も果たすようになった。例えば、華僑は何か不満があった場合、まず中華会館に出向き事前準備をした後、中華会館の主席の付き添いで領事のところに裁断を仰ぎに行くという手続きが必要であった。「領事館が成立してから1900年の年末まで、中華会館と領事館との関係は友好的である」と現地の新聞に記されている²⁰⁷。

しかし、1901年の中華会館の役員選挙において、ホノルル保皇会の副会長として活躍していた鍾木賢（H.A. Heen）が新年度の中華会館の主席に選出された後、領事館は従来の承認を撤回して、その結果中華会館と領事館との公務上の関係が途切れ、両者の友好関係は終わりをつけた。一方で、1900年の中華会館の主席や副主席を含めた5名の華僑は顧問として、領事の補佐役など従来の中華会館の機能を果していた²⁰⁸。この役員選挙による中華

²⁰⁴ ハワイ中華会館（United Chinese Society of Hawaii）については、Glick. pp. 184–190、前掲「中華総会館の役割—十九世紀のハワイ」、185–224頁が参照になる。なお、漢語表記について、Glickと中間は「中華総会館」を使用しているが、本稿は同時代史料に依拠し「中華会館」としている。「論中華会館捐款事」『新中国報』、1902年2月6日。

²⁰⁵ Glick. p. 188.

²⁰⁶ ホノルル領事館の設置について、前掲『檀山華僑』、37–39頁が参照になる。

²⁰⁷ May Kill the Society. *The Pacific Commercial Advertiser*. January 14. 1902.

²⁰⁸ *Ibid.*

会館の主導権の移行から、保皇派と領事派²⁰⁹との矛盾が見て取れる。

なお、1900年の大火の被災者が中華会館と領事館の二つの組織を通じてアメリカ政府に火災賠償金を申請したことが示すように²¹⁰、当時の華僑社会における権力の分裂は明白になったと言えよう。実際に、アメリカの排華移民法の更新に反対するための請願運動において、保皇派の中華会館が清朝政府の領事館よりも多くの署名者を集めたことが示すように²¹¹、中華会館の権威はある意味で清朝領事館を超えたとみなすことができよう。このように、華僑社会の政治化に伴う分断はもはや内部にとどまらず、外部との交渉においても表面化するようになった。

一方で、この選挙の結果に対する抗議のビラがチャイナタウンに大量に貼られた。「改革に抗していると思われる」隆都 (Lung Tu)²¹²の華僑は、役員に就任したのが「改革を支持している」客家と本地²¹³の出身者ばかりで、自らの出身地からのものがいないということに不満を感じ、選挙に不正があったとして選挙のやり直しを要求したのである。それに対して、当選した側は自らが圧倒的な支持を獲得したと称し、一笑に付したと報道されている²¹⁴。結局、再選も行われずそのままで1902年の選挙を迎えた。

1902年1月1日、新年度の役員選挙が行われ、次の日に現地の新聞紙が選挙現場のありさまを伝えた。報道によると、保皇派は選挙演説において、楊蔚彬領事による中華会館に

²⁰⁹ 現地の英字新聞におけるホノルル保皇会に属する華僑に対する呼称は reformers (改革主義者)、Bow Wongs ('保皇'の広東語訳) 等があるが、本稿では「保皇派」に統一する。保皇会との対立したと目される華僑に対する呼称は、conservatives (保守主義者)、consul's faction (領事の党) 等があるが、「領事派」に統一する。これらの名称は史料を反映するものであるが、華僑社会における政治状況の実態と合致するというわけではない。例えば、清朝政府内部に保皇会を敵視しながら政治改革を提唱した勢力が存在するように、中国の政治改革を希望する華僑が必ずしもすべて保皇会に入会したとは限らないことは当然であろう。

²¹⁰ Chinese United Society. *Evening Bulletin*. June 04. 1901.

²¹¹ They Can Not Agree. *The Hawaiian Star*. February 22. 1902.

²¹² 隆都は香山県（1925年孫文を記念するために中山県と改称）に属し、隆都華僑はハワイにおける香山県出身の華僑の大部分を占めていたという。余作之「隆都与華僑、港澳同胞」『中山文史総第20輯』政協広東省中山市委員会文史委員会、1990年、33-38頁を参照。

²¹³ ホスト社会は通常、広東語を話す華僑を「本地」(Punti) と通称したが、一口に本地といっても、香山(隆都、恭常都)、四邑(台山、新会、開平、恩平)など多様な出身がある。

Glick, pp. 154-155.

²¹⁴ Lung Tu Chinese on a War Path. *Evening Bulletin*. January 07. 1901.

に対する干渉を指摘した上で、今回の選挙は実際に「中華会館のメンバーが自ら事務を運営できるのか、あるいは領事に支配されるのかという問題である」と主張した。結局、選挙は保皇派の 33 票対領事派の 7 票という結果になり、ホノルル保皇会の秘書をつとめる鍾工宇 (C. K. Ai) を主席とする役員が選出された²¹⁵。1901 年とは異なり、1902 年の報道は華僑の出身地への言及がいっさい見られないことが示すように、華僑社会の出身地ごとの対立より、保皇派と領事派との対立が現地の新聞など報道関係者によってはっきりと認識されていたと思われる。

大差で敗北した領事派は選挙結果を受け入れない態度を示した。1902 年 1 月 14 日、領事派のジョセフ・グー・クワイ・ロン (Joseph Goo Kwai Long) はハワイ準州財務長官のウィリアム・H. ライト (William H. Wright) に中華会館の選挙結果に抗議する書簡を提出した。Joseph Goo は選挙が中華会館の規約に違反したと主張し、選挙の無効と保皇派役員の資格撤回を要請している。この抗議について、*Advertiser* 紙は理解を示している。また、華僑と領事との対立の原因を梁啓超とホノルル保皇会に求め、保皇会による華僑社会の不安定化に批判的な態度を示した上で、ジョセフ・グーの抗議による従来の秩序の回復に期待を寄せている²¹⁶。

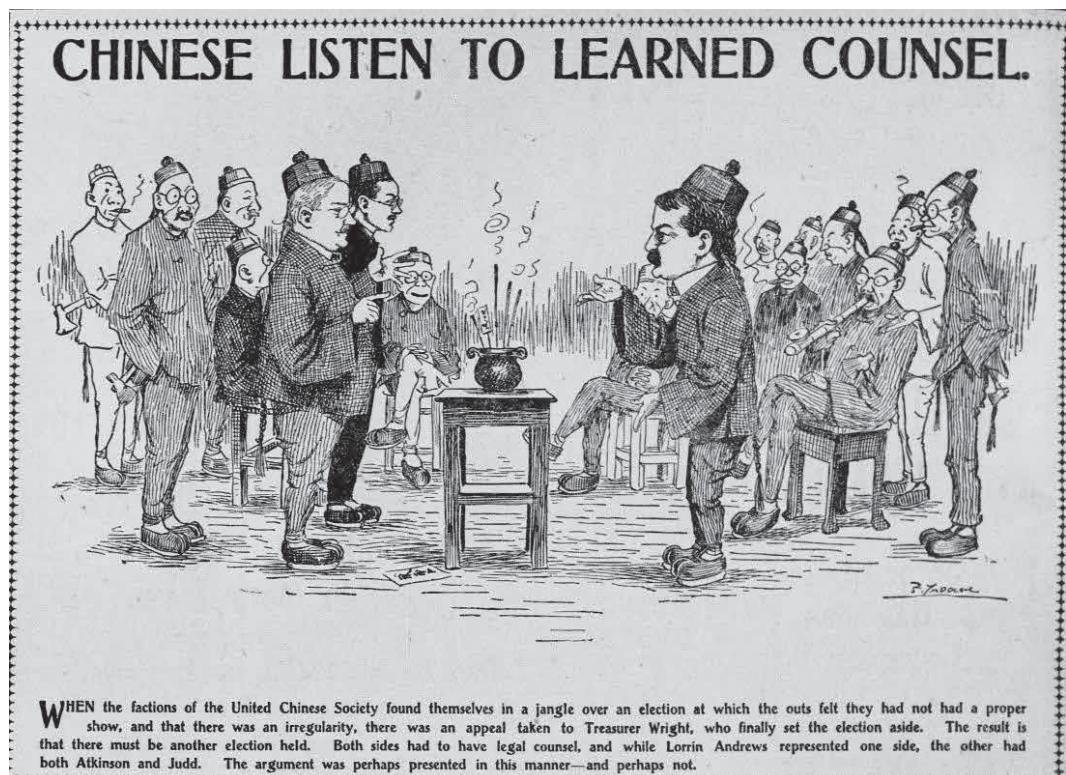
ライト財務長官は領事派の書簡を受けた後、エドモンド・ピアースン・ドル (Edmund Pearson Dole) 司法長官の意見を聞いた。しかし、中華会館の選挙に干渉すべきではないとドル司法長官が勧告したにもかかわらず、ハワイ王国時代の内務大臣から中華会館に対する権限を継承したライト財務長官は「長い時間の諮問と熟慮の末」、権限の実行を決意した。1 月 24 日、彼は中華会館に対し、1 月 1 日の選挙結果が規約に違反したため無効となったので、規約通りに再選するよう命令する書簡を送った。*Advertiser* 紙はライト財務長官の判断に関わる中華会館の伝統について解釈した。すなわち、中華会館には設立当初、役員選挙に投票権のある 15 名の評議員からなる評議委員会が設けられた。その後、一部の評議員の帰国などが原因で、規約が要求する定足数が確保できなくなった。この状況に対処するために、初代中華会館副主席の古今輝は有力華僑を中華会館に招き事務に参加させた。彼らには特別な資格が与えられたが、それに関する記録が残っていない。このやり方は後の主席にも引き継がれ、古参のメンバーが退出すると新参のメンバーが入れ替わるという伝

²¹⁵ Yang Wei Pin Routed. *The Hawaiian Star*. January 02. 1902.

²¹⁶ *The Pacific Commercial Advertiser*. January 27. 1902.

統が確立されたのである。これについて数年前に改革の声もあったが、結局未解決のままに棚上げにされた²¹⁷。

上述したように、中華会館が設立されて以来、移住から定住に変化しきれていない華僑の流動性により、役員の選挙は規約に基づいて行われておらず、権力は暗黙のルールで入れ替わってきたことがわかる。また、規約違反の事実があるにもかかわらず、一見安定的な権力移行が実現していたことで、この慣習はハワイ政府に注目されていなかった。前述した 1901 年の選挙に対する不満はビラの配布で現れたが、それはあくまで華僑社会の内部にとどまったものである。しかし、1902 年の選挙で敗れた領事派は不満を抑え込みず、2 度にわたり中華会館の主導権を握った保皇派の役員の合法性を覆すために、外部の干渉も厭わず行政の力に訴えようとした。それは華僑社会の統制における中華会館と領事館との友好関係を取り戻すためのものでありながら、華僑社会の対立と不安定が華僑社会の外部に晒される契機にもなった。



挿絵 2 :「中国人は博識な弁護士の話に耳を傾ける」と大きく書かれているこの挿絵において、辯髪や中国風の服装をしている白人弁護士が対立双方の代弁者として交渉している。華僑の背後に隠される斧が暴力

²¹⁷ Chinese in Jangle. *The Pacific Commercial Advertiser*. January 27. 1902.

の象徴として、中華会館に関する紛争は法廷以外で違法な手段によって解決される可能性を暗示している。

出典：*The Pacific commercial advertiser*. January 29. 1902.

(2) 2次選挙と仲裁による紛争解決の失敗

ライト財務長官の要求に応じて、1月29日に第2回の選挙が行われた。2回目の選挙はライト財務長官の決定を読み上げることから始まり、続いて会員の地位及び投票資格に関する規定が紹介された後、会員によって15人の評議委員(board of trustees)と51人の諮問委員(advisory board)が選出された。評議委員の投票により、第1回とほぼ同様な役員が満票で選出された。この結果は現場からの拍手喝采を受けたと報道されている²¹⁸。

さらなる失敗に終わった後、領事派は妥協せず、31日に自らが主導する第3回の選挙を行った。領事派によれば、中華会館の会員は「役員や会員の承認を得て入会できる」が、2回目の選挙で入会した新会員は入会費を支払っただけで役員や会員の承認を得られなかつたため、彼らの投票で選出された評議員自体は合法性を欠いていた²¹⁹。3回目の選挙もライト財務長官の決定の読み上げから始まった。初代の副主席をつとめた古今輝は選挙の召集者一人として、「初代役員としてこの仕事を担当する責任がある」と述べ、創立会員の合法性を強調しようとした。当然ながら、入会の手続きは領事派の主導で行われ、ある保皇会員を自称する人が入会の申請をしたが、「その器ではない」といわれ拒否された²²⁰。

領事派は問題の焦点を選挙の手続きから選挙資格に転じて、保皇派の2回目の勝利の合法性を否定しようとした。それに対して、ある利害関係者と自称する寄稿者は、3回目の選挙の主催者がもはや中華会館の事務に長らく関与していないため、選挙を招集する資格がまったくないと主張し、第3回の選挙の正当性を否定している。また、「華僑社会における平和と調和を期待する白人実業家や他の人びとは、正義の側に立ち最大限の努力をなすべきだ」と現地社会の支持を求めている²²¹。

このように、3回の選挙を経ても事態の収束が見通せず、中華会館の主導権争いを継続させたくない動向が中間派ともいえる華僑の間に見られた。彼らは双方の争いに巻き込まれることを望まず、また、間近に迫った春節を不穏な雰囲気で迎えたくないこともあり、

²¹⁸ *The Pacific Commercial Advertiser*. January 30. 1902.

²¹⁹ Old Men to Rule. *The Pacific Commercial Advertiser*. January 31. 1902.

²²⁰ Conservative Chinese Elect Society Officers. *The Pacific Commercial Advertiser*. February 1. 1902.

²²¹ Views of a Chinese. *Evening Bulletin*, February 01. 1902.

領事派と保皇派に仲裁による紛争の解決を提案した²²²。これに対して、領事派は共同して中華会館を運営することに同意するという開放的な態度を示したが、保皇派は3分の1の評議員会や諮詢委員会の席を領事派に譲ることにしか同意せず、役員の席に至っては少しも譲歩しないと強硬な態度をとっていた²²³。結果として、中間派華僑が提起した仲裁による紛争の解決は不可能となった。それは同時に、華僑社会内部での解決の希望が消えたことを意味していた。

中華会館の主導権争いと同時に、火災救援金の余剰金をめぐる攻防も再燃するようになった。保皇派の華僑は選挙に勝利した後、火災救援金の支配権についても主張できるようになった。火災救援金の余剰金は当初、募金委員会の会計で楊蔚彬領事の支持者として知られるイム・チョン (Yim Quon) の名義で銀行に預金されたものであった。上述したように、1900年12月24日の会議で余剰金を中華会館の法人口座に預け入れると決議されたが、イム・チョンは動かなかったようである。1901年12月28日、中華会館は再び余剰金を中華会館の法人口座に預け入れるように要求したが、拒絶された²²⁴。そのため、保皇派は銀行に領事派による余剰金の引き出し要求を拒否するように求めた。1902年2月25日、領事派が通帳を持って銀行に対して引き出しを要求したが、銀行側は中華会館選挙の結果はまだ明らかではないという理由で拒否した²²⁵。

ここで1902年における3回にわたった中華会館の役員選挙の経緯についてまとめよう。すなわち、第1回の選挙で敗北した後、領事派は事実上守られていない規約を持ち出し、保皇派華僑の勝利を規約に違反したものとして、ライト財務長官による拒否権の行使を求めるに成功した。ライト財務長官の裁断に従い2回目の選挙が行われたが、領事派はまた敗北した。それに対して、領事派は初代役員の合法性を強調して3回目の選挙を組織し、自らの役員を選出した。これは後述するように裁判所での対決のための準備であった。余剰金の所有権をめぐる争いが示していることは、これが中華会館の暗黙の権力交代と表裏一体であり、中華会館の法人口座とリーダーの個人口座の混用があったということである。換言すれば、中華会館における公私混同の実態もこの紛争によって明るみに出たのである。

²²² Chinese May Yet be Arbitrate. *The Pacific Commercial Advertiser*. February 03. 1902.

²²³ Chinese in a Mix-up. *Evening Bulletin*. February 05. 1902.

²²⁴ The Chinese Dispute. *The Hawaiian Star*. May 01, 1902.

²²⁵ Do not Get the Cash. *The Pacific Commercial Advertiser*. February 26. 1902.

(3) 法廷での対決

4月3日、領事派が原告として、ハワイ準州第1巡回裁判所に中華会館を占有していた保皇派役員の追放を求める訴訟を提起した。これを受け、ギル判事は保皇派に権限開示令状を下し、「中華会館の帳簿とその他の財産に対する所有権、及び中華会館に対する管理権限を証明する証拠を提出する」ように命じた。ここで注意すべきなのは、1月31日（第3回）の選挙の結果の合法性を補強するために、領事派がハワイ準州政府も原告としたことである²²⁶。

領事派が提起したこの訴訟に対して、5月1日、保皇派は手続きの欠陥を理由に、ギル判事に訴訟の却下と権限開示令状の撤回を申し立てた。というのは、ハワイ準州が訴訟の原告に名を連ねているにもかかわらず、その代表者であるドル司法長官が出廷せず、また訴状にも署名していないからである²²⁷。ここで、ドル司法長官がライト財務長官と異なり、華僑社会の内紛に関与したくなかったことが再びうかがえる。結局、ギル判事は保皇派の申し立てを拒絶した。それに対して、保皇派の弁護士は、ライト財務長官はこの紛争の解決に関するすべての権限を有するので、彼には法廷以外の場で「錯誤や不正を是正するための十分で適切な方法がある」とし、改めて法廷での解決を回避しようとしたのである²²⁸。

5月6日、ギル判事は正式に保皇派から中華会館に対する権限の根拠について聴取し始めた。だが、出張中のライト財務長官が文書の証拠を提出したいと申し出たため、審理は彼が帰るまでに延期されることになったと当時報道されている²²⁹。5月14日、訴訟の審理が正式に始まった。証人として出席したライト財務長官が提出した書類が証拠になるかどうかという点は、原告側と被告側の両方の弁護士の争点となった。すなわち、保皇派の弁護士はこれを証拠から排除すべきだと主張した一方で、領事派の弁護士はこれが証拠として認められるために最大の努力をしていた。結局、ギル判事は十数年前にハワイ王国に提出された規約のコピーの信憑性が証明できないとして、これを証拠から排除した²³⁰。

5月15日、この案件が再び法廷において審理された。だが、証拠の採否判断が困難なので、審理はそれほど進展していなかった。領事派の弁護士によれば、会館は創立して以来、

²²⁶ Chinese Suit Begun. *The Hawaiian Star*, April 03. 1902.

²²⁷ Chinese Case. *The Hawaiian Star*, May 01. 1902.

²²⁸ Chinese Society Suit. *Evening Bulletin*. May 02. 1902.

²²⁹ Chinese Society Case. *The Hawaiian Star*. May 06. 1902.

²³⁰ Chinese Case Begin. *The Hawaiian Star*. May 14. 1902.

規約に基づく選挙が1回も行われていないため、第3回までの中華会館の選挙が事実上の非会員によって行われてきた。一方で、保皇派の弁護士は、中華会館の創立会員はもはや在職しておらず、事実上の役員に継承されていると主張する²³¹。さらに5月16日の聴取において、領事派の選挙では創立会員は出席したもの、必要な定足数に達しなかったことが明らかになった。換言すれば、領事派と保皇派の選挙は両方とも合法的ではないように見える²³²。

5月20日午前中に行われた口頭での判決で、中華会館の役員選挙に関する領事派の訴えが法廷から却下された。ギル判事の判断は以下の事実に基づくものである。すなわち、中華会館は成立してからの長い時期において、規約に基づく選挙が1度も行われていなかつたこと、1月1日に実施された第1回の選挙は従来の慣習に従って行われたこと、領事派の選挙も規約に厳密に従わなかつたことである。そのため、規約には被告を追い出すための拘束力がないと結論づけた²³³。ここで注意すべきなのは、ギル判事は1月1日の選挙の合法性を承認したが、ライト財務長官はこれを否定していたことである。これは、ハワイ準州の司法権が行政権による判断を覆したこと意味している。

この結果に対して、領事派は依然として妥協しなった。彼らは最高裁判所に上訴された類似の判決から希望を見いだしたからである²³⁴。5月23日、領事派はハワイ準州最高裁判所に正式な控訴状を提出した。しかし、事態は予期せぬ展開を見せた。10月4日、上訴の証拠として提出された書類を最高裁判所の速記者が紛失したということが明らかになった。そのため、領事派は上訴を断念せざるを得なくなつた²³⁵。

このように、ハワイの中華会館の指導権争いは約1年間続き、清朝政府も関心を寄せた。12月3日、商業の振興を担当する「会辦商務大臣」に就任するために駐米公使を辞任した伍廷芳は、帰国の途中にホノルルを訪れた。伍は地元の華僑による歓迎会に出席した際、華僑の団結を特に強調した。彼は火災救援金の問題にも言及し、外人の嘲笑を免れるために、早急に解決するよう促した。注意すべきなのは、伍廷芳が華僑の団結を強調する一方で、彼自身は保皇派の支配下にある中華会館という本来ならば華僑社会全体を代表する組

²³¹ No Legal Elections. *The Hawaiian Star*. May 15. 1902.

²³² The Chinese Puzzle. *The Hawaiian Star*. May 16. 1902.

²³³ Judge Gear Decides against Chinese Consular Faction. *Evening Bulletin*. May 20. 1902.

²³⁴ The Bow Wongs Win. *The Hawaiian Star*. May 20. 1902.

²³⁵ The Pacific Commercial Advertiser. October 04. 1902.

織ではなく、古今輝の同行で四邑会館という地方団体の正式な宴席に出席したということである²³⁶。

この伍廷芳の言外の意図は十分に理解され、領事派は新たな裁判を起こした。彼らは、証拠の記録が失われたために上訴ができないという理由で、裁判官ギルに事件の再審を求めた²³⁷。それに対して、ギル判事は、上訴が完了した時点で自分が管轄権を失ったという見解に基づき、該当する事件に対して命令を出し新たな裁判を開く権限を持っていないと判断して、領事派の再審請求を却下した。にもかかわらず、領事派が最高裁判所に介入を求めるだろうと新聞は推測している²³⁸。

しかし、年始から年末まで続いていた保皇派と領事派の紛争はようやく決着を迎えた。1902年12月29日、*Star*紙は両派が和解に達したことを報道した。合意の内容によれば、保皇派が継続して中華会館の役員を担当し、領事派が裁判所から訴訟を取り下げる一方で、火災救援金は両派が共同で成立する委員会の管理に置くことになった²³⁹。委員会の主席と会計係は保皇派が担当することが示すように、和解は保皇派に有利な条件で実現したと言えよう。和解の原因について、翌日の*Star*紙は、「楊蔚彬領事が帰国してから事態の改善が進んでいるという事実は、彼が準州の華僑社会にいかなる有害な影響を与えるかを提示している」と、楊蔚彬領事の不在に求める²⁴⁰。これは責任を保皇会に負わせる前述の*Advertiser*紙の見方と真っ向から対立した報道であった。

1903年1月1日、両派の合意で新たな評議委員と役員が選出され、1903年の中華会館の役員選挙は無事に済んだ。これによって、1年間にわたった中華会館の主導権争いは正式に終わりをつけた。しかしながら、華僑社会内部の紛争が落ち着いたとはいっても、ホノルル保皇会と楊蔚彬領事との矛盾が依然として残っている。そればかりか、その矛盾はハワイの境界を越えて、中米交渉のレベルにまで発展するようになった。

4. ホノルル保皇会会員の家族縁座事件と中米交渉

ハワイにおける保皇派と領事派の主導権争いの鎮静化で華僑社会内部の対立が緩和した

²³⁶ All Must Organize. *The Pacific Commercial Advertiser*. December 03. 1902.

²³⁷ *The Pacific Commercial Advertiser*. December 20. 1902.

²³⁸ Will Get No New Trial. *The Hawaiian Gazette*. December 26. 1902.

²³⁹ Chinese Case Settled. *Evening Bulletin*. December 30. 1902.

²⁴⁰ *The Hawaiian Star*. December 30. 1902.

一方で、ホノルル保皇会と楊蔚彬領事との矛盾はハワイ以外へ拡大した。そのきっかけとなつたのは、中国国内における保皇会員の親族が縁座により処罰されたことである。

(1) 縁座と保皇会

戊戌政変の後、康有為と梁啓超は海外亡命を迫られただけでなく、彼らの家族も清朝政府に縁座の罪を問われた²⁴¹。保皇会が設立された後、清政府は海外華僑を威嚇する手段として、保皇会員の親族に連帶責任を問うた。それゆえ、梁啓超は『清議報』による保皇会の宣伝を拒否したことがある²⁴²。

ホノルル保皇会が創設された初期には、その役員名簿がすでに領事館に把握されていた。彼らの名前が国内に通達された後、ホノルル保皇会の会長である黃亮と書記を務める梁蔭南の親族が地方官から多大な被害を受けた。とくに梁蔭南の母親は地方官の逮捕を逃れる途中で自殺し、祖母も投獄されたと当時報道されている²⁴³。

それへの反撃として、ホノルル保皇会は新聞紙上において楊蔚彬批判を展開していた。さらに保皇派華僑は伍廷芳に楊蔚彬の罪状を列挙する請願書を送り、調査を要求した。それに対して、伍廷芳は5月末には管内のマニラの領事館の館員をホノルルに派遣して、楊蔚彬の件を調査させた。しかし、調査員は「マンダリン (mandarin)」、すなわち形式的、権威主義的な態度でホノルルに臨み、鐘工宇に対し帳簿と議事録を領事館に持参して調査を受けるよう要求した。鐘がこの要求を拒否したため、調査の聴取は中華学校で行われた。調査の会議に招かれた保皇派華僑は鐘工宇一人しかいないのに対して、前述した楊蔚彬の顧問として活躍する五名の領事派華僑は全て出席し証言した。結果として、楊蔚彬が無実であるという決議が採択された²⁴⁴。このように、駐米公使伍廷芳の指示により展開された内部の不正調査は形式的なものにとどまり、問題の解決にはつながらなかったのである。そこで、保皇派華僑はアメリカ政府の介入に頼らざるを得なくなった。

(2) アメリカ政府の見解と清政府に対する交渉の提起

²⁴¹ 中国第一歴史档案館編、「著速密抄康有為梁啓超原籍家産事諭旨（光緒二十四年八月十六日）」「戊戌政變後清政府懲處康梁党人資料選編（上）」『歴史档案』、2018年第2期、42頁。清朝政府は上諭において「縁座」という言葉を使う。そこで、後述するアメリカ政府の外交文書における「vicarious punishment」（身代わり刑罰）という言葉の訳語に対応させる。

²⁴² 前掲『梁啓超年譜長編第二卷(1900-1907)』、274—75頁。

²⁴³ After Chinese Consul. *The Hawaiian Star*. December 15. 1900.

²⁴⁴ Ai and Lee Kwong. *The Hawaiian Star*. May 29. 1902.

1902年7月2日、アメリカのジョン・ヘイ（John Milton Hay）国務長官からホノルル保皇会と楊蔚彬との紛争に関する長い書簡がアメリカ駐清公使のエドウイン・コンガー（Edwin Hurd Conger）のところに送られた。書簡によると、1902年3月、黄亮をはじめ19名のホノルル華僑がアメリカ国務省に楊蔚彬領事を摘発する請願書を提出した。請願書には、Lam Sai（梁蔭南）の親族の遭難事件が詳細に述べられているほか、楊蔚彬が証明書や許可証の発行を通じて、華僑から金銭を巻き上げる各種の手口も列挙されていた。もう一封の書簡において、黄亮の親族が地方官から族譜や祠の押収、家屋の封鎖、身柄の拘束などによって脅かされたため、1250ドルの身代金を支払わざるを得なかつたことが説明されていた。上述した被害に対する補償として、黄亮は清朝政府に5000ドルの賠償金を要求している。それに加えて、アメリカ政府に賠償要求の代行、及び楊蔚彬に付与した認可状の撤回を要請している。

請願書を受けた後、国務省は請願書の複写をハワイ準州の知事に送付して、その内容について詳しく取り調べるよう要求した。1902年7月初、調査結果がハワイ準州のクーパー（Henry E. Cooper）代理知事によってアメリカ国務省に報告された。クーパーは自分の聞き取り調査に基づき、保皇会と楊蔚彬との紛争の経緯を明らかにした上で、請願書の内容が真実であるという判断を下した。クーパーの調査報告でとくに注目に値するのは、華僑に対する金銭の搾取より、保皇会員の親族が縁座により刑罰を受けたことが問題視されるという指摘である。ジョン・ヘイもこの点に共鳴し、クーパーの調査結果を述べた後、コンガーに次のような見解を示している。

国際法上、確かに国家はその管轄区域内で逮捕された政治犯を処罰する権利を有する。他の国に避難した政治犯に対し、避難国の現地法に認可されることを条件として、その財産を差し押さえ没収することができる。ただし、それ以外の手段で処罰する権利はない。前述の通り、無実の親族に罰金や拘禁を科すことで連帯責任を負わせる行為は、文明国家が従う啓蒙的な原則や人道的な感情に違反するだけでなく、国際法に認められる庇護権の享受とも不整合な、一種の道徳的な拷問である。これをアメリカ市民に加えるのは、アメリカ政府にとってまったく容認できないことである。これは、中国政府が国境内の犯罪者を罰する権利があるかどうかの問題ではなく、国際法と正義の原則において何ら罪を犯していないアメリカ市民に残酷な方式で重い刑罰を科

すという問題である²⁴⁵。

この見解に基づき、ジョン・ヘイはコンガーに、清朝政府に真剣な検討及び正義と人道主義に基づく考慮を働きかけるべしとの訓令を与えた。

7月2日同日、ジョン・ヘイは駐米公使の伍廷芳にコンガ一宛のものと同じ内容の書簡を送った。この書簡にはコンガ一宛の書簡の見解と訓令の部分がないが、ジョン・ヘイは保皇会員親族遭難事件について、

前述の内容から明らかなように、領事の職能が専ら政治的な弾圧に濫用されるのみであることが厳正に抗議されている。アメリカ合衆国は伝統や従来の人道的な政策に基づいて、外国の政治犯に庇護を与えていた。文明の進んだ国家の慣例にしたがって、これらの人々は国民と同様に、言論や出版の自由が保証される。実在するあるいは構想中の改革を支持するために、また自らの出生国または養育国、あるいはその他のどこでも、正当な道徳的影響を發揮することが許される²⁴⁶。

とアメリカの政治理念から出発し、保皇会の政治活動に同情を寄せるばかりでなく、親族の縁座制、すなわち親族の犯罪について直接は無関係であるにもかかわらず共同で罪や責任を負わされることが「アメリカ合衆国の制度と政策と完全に矛盾している」と指摘している。

このように、ホノルル保皇会の請願書を受けた後、ジョン・ヘイは調査結果に基づき、清朝政府および駐米公使伍廷芳の両方に、とりわけ縁座による国際法の違反について慎重な対応を求めた。では、清政府側はいかなる反応を示したのか。

(3) 中米両国の認識のずれ

伍廷芳と外務部の返信から見ると、双方ともジョン・ヘイの本意を見て見ぬふりをして、問題をそらして、矮小化していると言えるだろう。

²⁴⁵ *Mr. Hay to Mr. Conger*. Department of State, Washington, July 2, 1902. Vicarious punishment of relatives in China of Chinese naturalized citizens of the United States. Papers Relating to the Foreign Relations of the United States, With the Annual Message of the President Transmitted to Congress December 2, 1902. 以下、アメリカ外交文書の引用は期日以後の部分を VPRC と略称する。

²⁴⁶ *Mr. Hay to Mr. Wu*. Department of State, Washington, July 2, 1902. VPRC.

7月8日、伍廷芳がジョン・ヘイへの返信において、アメリカ側の外交文書の内容を確認したことを伝えているほか、同じような内容の請願書も自分のところに送られたこと、楊蔚彬から米籍華人による救済資金の不正流用という指摘が報告されたこと、そして楊蔚彬は家庭の事情が原因すでにホノルル領事を辞任したということを伝えている²⁴⁷。ここで伍廷芳は縁座に関するジョン・ヘイの指摘への回答を回避し、返答のポイントを楊蔚彬領事の問題に置こうとしている。さらに、楊の辞任を伝えることで、事態を収めようとしているのではないかと筆者は考える。

一方で、コンガーがジョン・ヘイの訓令通りに清政府の外務部に書簡を送った後、8月28日、外務部は楊蔚彬に対する華僑の摘発を了解したという旨の書簡において、アメリカ政府による正義と人道的な考慮の要求に適切に応じるために、すでに該当の事情を伍廷芳に伝え、公正的かつ信頼できる調査と処理を進めるよう指示したと述べている²⁴⁸。この返答から見ると、外務部はコンガーの照会を重要視していると言えよう。

しかしコンガーの考えでは、清朝側の理解は不十分である。8月30日、コンガーは返信で、「はるかに深刻な縁座の問題に比べて楊蔚彬領事への苦情の処理はわずかなことである」と問題の所在を明らかにした上で、中国政府に対する期待をより明確に伝えている。

したがって、問題は伍廷芳閣下が何ができるかではなく、中央政府がどのような措置を講じて帝国の官僚によるこのような非道な行為を未然に防ぐのかということにある。中国が国際社会に認められるように努力している中で、縁座を容認できない世界の主要国の法律と一致するために、中国政府は法律を修正すべきである²⁴⁹。

ここでコンガーが強調しているのは、保皇会員の親族に加えられる罪の解決は、外務部の内部で処理できる単純な外交事件ではなく、清朝の中央政府がこのような前近代的な法理念を根本的に見直すことが必要だという点である。

コンガーの指摘に対して、外務部は9月5日に次のように返答した。

われわれの役員が調査したところ、中国の法典には縁座に関する規定がないこと、そ

²⁴⁷ *Mr. Wu to Mr. Hay .Chinese Legation, Washington , July 8, 1902. VPRC.*

²⁴⁸ *Prince Chi'ng to Mr. Conger .August 28, 1902. VPRC.*

²⁴⁹ *Mr. Conger to Prince Chi'ng . Legation of the United States, Peking , August 30, 1902. VPRC.*

して正義と人道の原則が各国と同様であることを確認した。閣下の公電に従って、われわれはすでに両広〔広東と広西〕の総督や広東巡撫に要請して、海外に渡った中国人の家族を苛酷に取り扱わないよう地方官に命じさせた。これは貴国政府の意見に厳密に従うものである²⁵⁰。

すなわち、清朝政府は中国の制度と理念における縁座制に関する指摘を否認し、アメリカ政府が提起している法の理念の見直しを回避して、問題の所在を地方官の誤った行為に矮小化しようとした。個別の官僚に責任を負わせるこの見解は、前述した伍廷芳の返信と同じである。

その後のアメリカ政府と清朝政府のさらなる交渉についての史料は、管見の限り確認できない。しかしホノルル保皇会員の家族の遭難事件に対する最終的な処理において、清朝政府はやはりこれを華僑保護の戒めとして取り上げただけである。すなわち、伍廷芳の調査結果を取り入れて、金銭の巻き上げなど楊蔚彬に対する告発を無実としながら、「民情と融合しないため免職されたのも自分自身のせいである」として、アメリカ側が要求した市民的な権利の問題を「民情」を尊重すべきであるという中国伝統に依拠する慣習的な議論にすり替えた。これが伍廷芳や外務部の立場だったのである。また、保皇会のことを扱った際、「やり方が性急すぎるとは言ってもその諒とすべき事情がある」と楊蔚彬領事には重大な過失がないという意見を示した²⁵¹。

5. おわりに

本稿ではホノルル保皇会を通じて、革命とナショナリズム以外のアプローチで清末華僑の政治活動を考察した。1900年から1903年までにおけるホノルル保皇会をめぐる紛争は、華僑社会における権力の構成の変容を促しただけでなく、ハワイ準州の行政権力と司法権力の役割、また中米両国における法理念のずれを反映しており、この政治紛争を通して、華僑社会における複雑な力関係をうかがうことができる。

この過程の分析で明らかになったのは、保皇派の重要性であり、この点は従来の革命とナショナリズムを重視するアプローチでは軽視されてきたものである。本稿の分析を通じ

²⁵⁰ Prince Chi'ng to Mr. Conger. September 5, 1902. VPRC.

²⁵¹ 「檀香山領事楊蔚彬古今輝姑免置議嗣後応通飭各口領事不得多收照費由」(1903), 〈梁誠使美〉, 《外務部》, 中研院近史所档案館藏, 02-12-002-01-033, 頁 1。

て、保皇派の動きを考えることが、華僑社会の実態を理解するうえで必須の課題だということが明らかになった。

1900年のチャイナタウン炎上事件は華僑社会に苦難をもたらしただけでなく、華僑社会における政治変動の一因でもあった。梁啓超はこの大火を「白賊の劫火」と称し白人の陰謀として捉え²⁵²、ナショナリズムの立場で把握している。しかし、この災難は華僑のナショナリズムの形成につながっただけでなく、華僑社会における内紛のきっかけにもなっているものである。それは本稿の分析が示すように、火災救援金の余剰金の使い方をめぐって、保皇派と領事派との対立が浮上してきたからである。この対立は一応収束したが、後に中華会館の主導権争いで再び争点になった。

1901年の役員選挙で保皇派の華僑が主導権を握るにつれて、中華会館と領事館との公務上の関係が途絶えた。一方で、1900年の中華会館の役員を含めた5名の華僑が中心となり、領事館の顧問として機能していた。ここで、保皇派と領事派の対立という政治構図が浮き彫りになり、華僑社会に二つの政治権威が併存する状況が生まれた。1902年の1回目の役員選挙で勝利を逃した後、領事派は権力の回復を実現するために、外部の介入も厭わずハワイ政府の行政権に訴えようとした。それに対して、華僑社会の自治をめぐって、ドル司法長官のような華僑社会の慣習に干渉すべきではないという意見もあったが、ライト財務長官はやはり慣習の尊重より規約の順守を優先して考え、行政権力の介入を決意した。

とは言え、行政権力の介入によっても紛争は解消できなかった。さらに中間派華僑が提案した仲裁による和解の達成も不可能であったため、両派は司法権力に訴え、裁判所による問題の解決を図んだ。結局、裁判所は規約より事実上の支配を承認し、慣習にしたがって選出された保皇派役員の合法性を承認した。その後、領事派の上訴が証拠の紛失で実現できなくなった後に、恐らく楊蔚彬領事がホノルルを離れたことが原因で、両派は和解を達成した。こうした政治過程が示しているのは、従来は伝統的な中国社会の関係の内部で解決してきた問題が容易に解決できないとき、ホノルルの華僑はアメリカの裁判制度を活用して、つまり近代的な法秩序に参入することで、問題を解決しようとしたということである。時に中国の伝統的な考えが強調される華僑社会ではあるが、ホスト社会のなかでさまざまな困難を克服しようとする過程で近代的な価値観を受け入れていったといえよう。

こうした華僑社会の経験が、中国へも影響を与えてゆく。すなわちハワイの華僑社会に

²⁵² 前掲『梁啓超年譜長編第二巻(1900-1907)』、14頁。

おける政治紛争は、米籍華人の保皇会員の親族が縁座制により処罰を受けた事件で、アメリカ政府と清朝政府の国家間の交渉に至ったのである。縁座という中国の伝統的な統制手段に対して、アメリカ政府は「文明国」の人道主義的な考慮、国際法及びアメリカの建国理念に基づいて、清朝政府に対し外交事件としての対応より、むしろ中央政府による近代国家的な法理念の受け入れを求めた。それに対して、清朝政府は問題を個別官僚の不正に矮小化し、縁座制に対する理念の見直しを根本的に回避していた。

しかし、この紛争に深くかかわっていた伍廷芳は1905年に沈家本と連名で、「中国の法律の中で特に仁にそむき外人にそしられる」ものとして縁座を含めた酷刑の廃除を提唱した「刪除律例内重法折」²⁵³を上奏した。このことを考慮すれば、ホノルル保皇会員家族の縁座事件は清末の司法改革を検討する上で留意すべきことであろう²⁵⁴。本事件はアメリカで生きる華僑、とりわけ保皇会の政治的な活動が清朝の近代法受容にむけての動きを促進した一例といえよう。本事件を契機とする華僑社会の国際化は、清朝の対応の変化を準備した一つの条件だったのである。

²⁵³ 丁賢俊・喻作鳳編『伍廷芳集』中華書局、1993年、259頁。

²⁵⁴ Ben H. Williams はアメリカ政府による中国におけるアメリカ市民の保護政策を検討する際、この事件に触れているが、中米両国の交渉については詳細に述べていない。Ben H. Williams. *The Policy of the United States in the Protection of American Citizens in China.* 1921. University of California, Berkeley, PhD thesis, pp. 27-28.

終章

1. 本文のまとめと論点の整理

本稿は従来の先行研究に学びつつも、清末華僑社会の政治活動について、1898年から1903年までのハワイ華僑社会を取り上げて、これまで中国本土の歴史を中心に展開されている革命とナショナリズムのアプローチと異なり、ハワイ華僑自身の主体性に主軸を据えながら多角的な視点から分析した。

先行研究において、「革命」という言葉は疑いなく中心的な位置を占めている。しかし、華僑にとって、自らが頼りとする政府を樹立するためには、革命以外の選択肢も存在する。20世紀転換期のハワイ華僑社会において、多くの華僑が戊戌政変で海外亡命中の康有為や梁啟超など、立憲君主制による中国の近代化改革を目指す維新派に共鳴し、孫文の革命派とは対立関係にあった保皇会を通じて積極的に政治活動を行っていた。ハワイ華僑と保皇会との関係を考察することは、清末華僑社会における複雑な政治構図を読み解くための一助となると考えられる。

孫文の活動を中心とした革命史の叙述と表裏一体をなしているのは、ナショナリズムに基づくアプローチである。このような研究において、華僑は亡命政治家によって近代国家の樹立に動員され、母国に対するアイデンティティが醸成されたことが強調されている。無論、華僑にとって母国とのつながりも重要であるが、マイノリティとして現地の主流社会と良好な関係を構築することが、現実的には喫緊の課題であった。20世紀転換期のハワイ華僑はハワイ合併や清朝領事館の設置など一連の政治変動を迎えるに伴い、保皇会の成立を契機に、ナショナリズムに収斂できない政治活動を展開するようになった。各自の政治立場に基づく各方面の活動を通じて、華僑の主体性が確認できる。

各章で述べてきた内容をまとめると、得られる結論は次の通りである。

第1章では『清議報』を素材に、華僑社会の実態を俯瞰し、亡命中の維新派の営為とそれに対する華僑社会の対応を多方面から検討した。世紀転換期の華僑社会では差別的な防疫政策などに象徴される境遇の悪化を背景に、ナショナリズムが形成されるとともに、国内の政治状況に关心を寄せるようになった。このような気運に乗じて、維新派は保皇会を軸に海外活動を展開した。

華僑社会の内部においては、保皇会は従来の領事館と中華会館以外の新たな勢力として登場し、華僑の声を代弁する一方で、既存の社会秩序に衝撃を与えた。維新派の海外活動を契機に、華僑は保皇会に組織され、海外から国内に向けて政治的存在感を示している。また、華僑の有識者が学会と学校の開設、社会団体の結成、風俗の刷新など多くの分野で社会の革新を図ろうとし、政変で頓挫した国内の変法運動が華僑社会において復活していた。そして光緒聖誕祭、孔子聖誕祭、烈士祭など近代的な祝典は、華僑自身の主体性を意識しながら開催された。それらの祝典は維新派の国民統合の構想を越えて、華僑社会がホスト社会に対して自らの「文明」を示す場となった。第1章の最後では、『清議報』の発行に象徴される維新派の活動を契機に、世界各地の華僑は『清議報』がつなぐネットワークにより、情報の共有と感情の共鳴を実現し、華僑としてのアイデンティティ、あるいは共同体意識を培いつつあった可能性について指摘した。

第2章では1899–1900年の梁啓超のハワイ訪問について、現地の英字新聞や文書を中心にして、あわせて馮自由の「名は保皇、実は革命」という梁啓超批判に関する通説を再検討した。ハワイの華僑社会には戊戌変法と維新派への関心が早くから高まっており、梁啓超の訪問を長らく期待していた。しかし彼は外来者として、華僑社会に根を下ろした組織を通じて華僑と更なる信頼感を築いてこそ、保皇会の動員を推進できたのである。また、梁啓超は複数のインタビューにおいて、自分の改革志向と孫文の革命理念を峻別している。このように、梁啓超が保皇会の事業を展開したことに対して、馮自由は1903年以降、孫文の役割を誇張してゆく。

すなわち馮自由の叙述を踏襲した梁啓超のハワイ訪問に関する一般的な認識は、孫文が1903年末にハワイ保皇会の勢力と対抗するようになってから、その原形が形成された。さらにいえば、孫文の議論はそもそも梁啓超のハワイ訪問を評価するものではなかったが、馮自由が梁啓超のハワイ訪問期に時間を巻き戻し通説を形成したと推測できる。「名は保皇、実は革命」という言い方は、革命派と立憲派との論争の中で、1906年以後に梁啓超批判の論拠として胡漢民によって公的に提起された。民国期において国民党が権力を掌握し、孫文崇拜運動が展開される中で、梁啓超のハワイ訪問は再び取り上げられ、孫文の革命指導者像を形成する一環として利用されるようになったのである。

第3章では、ホノルル保皇会の設立に着目し、華僑社会、清朝政府の領事館、ハワイ政府の動向と英字新聞によるホスト社会の反応を描き、華僑の主体性とその世界史における位置を探ることを試みた。楊蔚彬領事は梁啓超と保皇会の活動を阻止しようとした。ハ

イの白人の内部には、保皇会を危険視し、ハワイ社会の安定と清朝政府との外交関係を優先させる立場もあれば、アメリカの建国理念から出発して、立憲政治の志向を持っている亡命政治家の庇護を訴える立場もある。ハワイ政府は当初、正当な政治権利として保皇会の法人化に異議がなかったが、楊蔚彬領事と彼の支持者の継続的な働きかけを受け、そして保皇会自身の証言における矛盾点も問題視され、最終的にその登録申請を拒否したのである。

ホノルル保皇会は、弁護士を雇い、ロビー活動を行ったり、マスメディアを利用したりして、ホスト社会における自らの合法的な権益を守ろうとした。さらに彼らは中国本土の政治運動と呼応する形で、ホスト社会での位置づけを探っていた。その中で、古今輝のように、ホスト社会の課題に向かいながら中国本土の政治変動に「保守」的に対処する華僑もいて、自分たちなりにその主体性を発揮している。

第4章では中華会館の役員選挙に端を発した華僑社会の内紛及び権力構造の変動を明らかにするとともに、この内紛の延長として中米両政府の交渉を取り上げて、ハワイ華僑の政治活動の歴史的意義を再評価した。1900年のチャイナタウン炎上事件は華僑のナショナリズムの形成につながっただけでなく、華僑社会における内紛のきっかけにもなっている。華僑社会の統合団体である中華会館の主導権争いをめぐって、保皇派と領事派の対立という政治構図が浮き彫りになった。中華会館が成立してから続いていた、古今輝など清朝政府に近い華僑による暗黙の権力交代は維持できなくなり、保皇派華僑が勝利した選挙の結果はハワイ政府の行政権や司法権によって確認された。このことが示すのは、保皇会の成立がハワイ華僑社会内部の権力構造の変容をもたらしたということである。

また紛争はハワイ政府の存在感を示しただけでなく、ハワイをこえて、アメリカ政府と清朝政府の国家間の交渉に至った。争点となる中国の伝統法制度である縁座制について、アメリカ政府は人道主義的な考慮、国際法及びアメリカの建国理念に基づいて、清朝政府に対し近代国家的な法理念の見直しを促した。それに対して、清朝政府は問題を個別官僚の不正に矮小化し、縁座制に対する理念の見直しを根本的に回避していた。だが、この紛争に深く関わった伍廷芳がのちに清朝の司法改革に携わったことを踏まえれば、保皇会の政治的な活動が清朝の近代法受容にむけての動きを促進したといえよう。

2. 本稿の位置づけ

本稿は清末革命派の最大な競争者とされる保皇会の動静を取り上げて、華僑社会にお

ける政治活動の多岐にわたる展開を明らかにしようとした。「名は保皇、実は革命」という通説に関する検討が示すように、歴史を改良から革命へという単純化された図式に当てはめると、革命を基準とする価値判断に陥る危険性が生じ、それは歴史の真実の理解に支障をきたす。華僑の側からみたとき、20世紀転換期は保皇会の活動が示すように、維新派の影響力が大きく、現地の華僑社会の近代化を進めたのは、革命派ではなかったのである。保皇会に組織された華僑は主体性を発揮しながら、華僑社会の内外において多様な政治活動を展開し、それは簡単に「革命意識の醸成」という解釈に収束できないものであったのである。

また、本稿は革命や保皇以外の政治立場を持つ華僑にも光を当てた。革命派や保皇会の両方ともに、腐敗しており無能とみなした清朝政府の領事館のもとに活動していた彼らは、従来の秩序を堅持し清朝政府と華僑社会との間のかけ橋として機能していた。保皇会による秩序の「破壊」を阻止するために、自分なりにその存在感を示していたのである。要するに、清末政治史や華僑史の全体像を把握するためには、辛亥革命という歴史の帰結にとらわれず、同時代史における可能性を尊重し、革命派以外の勢力の主体性も視野に入れるべきである。

従来の研究はナショナリズム、すなわち華僑における母国に対する政治や文化のアイデンティティの発見・動員に注目するものである。本稿は世界各地の華僑社会が『清議報』のつなぐネットワークを通じて、自分なりにアイデンティティを形成したと主張する。その一方で、近代国家の形成期に誕生した近代的な儀式や記念活動が、華僑社会において、どのようにホスト社会との関係構築に用いられたかについても論じた。そこから華僑のアイデンティティが中国人として母国に向けられただけでなく、ホスト社会との融合も目指していたことが理解できるのである。

清末華僑における世界史の意味を探るために、本稿は彼らが身を置くホスト社会にもかなりの紙幅を費やした。華僑がホスト社会に付与される条件や制限の下に政治活動を展開した一方で、ホスト社会の側は華僑社会を通じて自分の位置づけを確認した。ハワイ政府は中華会館紛争を機に華僑社会に対する権利を示した。ハワイの英字新聞において、梁啓超の来訪や保皇会の成立は、ビクトル・ユーゴーの亡命、アメリカにおけるキューバ革命組織の成立など著名な事件と並ぶものとされ、その世界史における意味が評価された。保皇会のことはまたハワイ合併の正当性を証明するための事例として取り上げられ、英字新聞における意見の対立はハワイ白人社会における世論の多様性を示した。

最後に、アメリカ籍の保皇会員をめぐる中米両国の交渉が最終的に中国自身の近代的な法理念の整備につながったという事例を明らかにしたことは、華僑における越境の可能性を提示していると思われる。華僑が移住した「外国」はナショナリズムを刺激しただけでなく、彼らに政治活動を展開する近代的な空間をも保障した。アメリカの国籍を獲得した保皇会員が公民権を中国国内の政治変革に生かしていることも、異なる国籍とアイデンティティの併存を示したと思われる。租界と中国の近代化との関係が盛んに論じられるようになれば、本稿が明らかにした華僑社会と中国の近代化との関係に関する 20 世紀転換期ハワイ華僑社会の事例は、中国近代史における華僑の位置づけの再評価を促すのである。

3. 今後の課題と展望

本稿では主に 20 世紀転換期（1898－1903）のハワイ華僑社会に焦点をあて、1903 年以後のハワイ華僑社会の動向について検討できなかった。例えば孫文の 1903 年のハワイ訪問による革命勢力の「復活」について、保皇会の角度から考察すれば、新しい知見が獲得できるだろう。また、ハワイ華僑社会における階層の構造、職業の分布、出身地意識などの要素が、彼らの政治活動にどのような影響を与えるのかを解明するためには、現地調査など史料の発掘を待たねばならない。これは今後の課題としたい。

参考文献一覧（五十音・ピンイン・アルファベット順）

[史料]

日本語

「亞米利加合衆國」JACAR（アジア歴史資料センター）Ref.B02130589900、米国其他ニ於ケル新聞紙ニ関スル調査／明治44年10月印刷（政三-5）（外務省外交史料館）

「3. 在「ホノルル」清国人二千五百余名提出清国将来ノ施政ニ関スル懇願書」JACAR（アジア歴史資料センター）Ref.B08090180700、義和団事変ニ関スル請願雑件（5.3.2.25）（外務省外交史料館）

中国語

『東華新報』

丁文江・趙豐田編、島田虔次編訳『梁啓超年譜長編第二卷(1900-1907)』岩波書店、2004年。

丁賢俊・喻作鳳編『伍廷芳集』中華書局、1993年。

方志欽・蔡惠堯編『康梁与保皇会—譚良在美国所藏資料匯編』天津古籍出版社、1997年。

馮自由『中華民国開国前革命史』上編、革命史編輯社、1928年。

馮自由「華僑革命開国史」「華僑与辛亥革命」知識与產權出版社、2013年。

馮自由『革命逸史』初集、商務印書館、1939年。

姜義華・張榮華編『康有為全集』第四・五・六集、中国人民大学出版社、2007年。

『民報』

『清議報』

『天南新報』

湯志鈞・湯仁澤編『梁啓超全集』第十七集、中国人民大学出版社、2018年。

尚明軒編『孫中山全集』第二・四・十六卷、人民出版社、2015年。

「檀香山領事楊蔚彬古今輝姑免置議嗣後広通飭各口領事不得多收照費由」(1903), 〈梁誠使
美〉, 《外務部》, 中研院近史所档案館藏, 02-12-002-01-033

『新中國報』

「著速密抄康有為梁啓超原籍家產事諭旨（光緒二十四年八月十六日）」中国第一歷史檔案館
編「戊戌政變後清政府懲處康梁黨人資料選編（上）」『歷史檔案』、2018年第2期。

『知新報』

英語

1900 Bow Wong Association, Box 52: 1900 Bow Wong Association - 1900 Miscellaneous Local, Chronological File, 1850 – 1900, Foreign Office & Executive, Hawai‘i State Archives.

Evening Bulletin

Li Ling-ai . *Life Is for a Long Time: A Chinese Hawaiian Memoir*. Hastings House, 1972.

The Hawaiian Gazette

The Hawaiian Star

The Pacific Commercial Advertiser

Vicarious punishment of relatives in China of Chinese naturalized citizens of the United States. Papers Relating to the Foreign Relations of the United States, With the Annual Message of the President Transmitted to Congress December 2, 1902.

〔著作・論文〕

日本語

油井大三郎「十九世紀後半のサンフランシスコ社会と中国人排斥運動」油井大三郎ほか編
『世紀転換期の世界—帝国主義支配の重層構造』未来社、1989年。

伊藤泉美『横浜華僑社会の形成と発展一幕末開港期から関東大震災復興期まで』山川出版社、2018年。

伊藤孝治「国威の代償—世紀転換期のハワイをめぐる日米対立の一解釈」『アメリカ研究』第46号、2012年。

飯島渉『ペストと近代中国—衛生の「制度化」と社会変容』研文出版、2000年。

小野寺史郎『国旗・国家・国慶—ナショナリズムとシンボルの中国近代史』東京大学出版社、2011年。

川尻文彦「梁啓超と徳富蘇峰—馮自由「日人徳富蘇峰与梁啓超」と梁啓超の「盗用」をめぐって」『愛知県立大学外国語学部紀要』第48号(言語・文学編)、2016年。

貴堂嘉之『アメリカ合衆国と中国人移民—歴史のなかの「移民国家」アメリカ』名古屋大学出版会、2012年。

神戸中華会館編『落地生根—神戸華僑と神阪中華会館の百年』研文出版、2013年。

園田節子『南北アメリカ華民と近代中国—19世紀トランスナショナル・マイグレーション』

東京大学出版会、2009 年。

平塚順良「ベトナム漢喃研究院図書館所蔵の『日本維新列家慷慨詩』および福田英子「致薛錦琴書」について」『立命館文学』第 648 号、2016 年。

深町英夫『近代中国における政党・社会・国家—中国国民党の形成過程』中央大学出版部、1999 年。

藤谷浩悦「横浜大同学校と孔教—戊戌変法の与えた波紋を中心に」『歴史学研究』第 803 号、2005 年。

中嶋弓子『ハワイ・さよえる楽園—民族と国家の衝突』東京書籍、1993 年。

中間和洋「中華総会館の役割—十九世紀のハワイ」可児弘明ほか編『民族で読む中国』朝日新聞社、1998 年。

中村哲夫「中国革命における孫文の領導権—初期革命運動と馮自由の歴史叙述」『孫文研究』36 号、2004 年 7 月。

永井算巳「清末における在日康梁派の政治動静（その 1）」『信州大学人文科学論集』第 1 卷、1966 年。

森紀子『転換期における中国儒教運動』京都大学学術出版会、2005 年。

宮古文尋『清末政治史の再構成—日清戦争から戊戌政変まで』汲古書院、2017 年。

吉澤誠一郎『愛国主義の創成—ナショナリズムから近代中国をみる』岩波書店、2003 年。

中国語

蔡惠堯「試論保皇会失敗的内部原因」『近代史研究』、1998 年第 2 期。

——「康有為、譚張孝与瓊彩樓」『歴史档案』、2000 年第 2 期。

陳琬琳「華風遠被到南溟—清末民初新馬華社与祭孔研究」国立台湾師範大学修士論文、2015 年。

陳忠平「維多利亞、温哥華与海内外華人の維新和革命（1899－1911）」『社会科学戰線』、2017 年第 11 期。

——「梁啓超与何蕙珍「情事」新考」『讀書』、2017 年第 7 期。

陳長年「康梁在兩広の勤王活動」『北京大学学報』、1992 年第 6 期。

——「己亥冬梁啓超赴檀原因成說質疑」北京大学歴史学系編『北大史学』、北京大学出版社、1994 年。

陳蘊茜『崇拜与記憶—孫中山符号的建構与伝播』南京大学出版社、2009 年。

- 陳海懿・張雅婷『孫中山与馮自由』南京大学出版社、2020 年。
- 方志欽・蔡惠堯「評康有為的商務活動」『廣東社會學』、1997 年第 2 期。
- 郭美芬「二十世紀初澳洲都市化下華裔社群的「華僑」叙事与政治結社」『中央研究院近代史研究所集刊』第 71 期、2011 年。
- 郭世佑「梁啟超庚子滯留檀香山之謎」『浙江學刊』、2002 年第 2 期。
- 高偉濃『二十世紀初康有為保皇会在美國華僑社會中的活動』学苑出版社、2009 年。
- 胡去非『國父事略』商務印書館、1936 年。
- 胡繩武・金沖及「關於梁啟超的評價問題」『學術月刊』、1960 年第 3 期。
- 黃宇和『三十歲前的孫中山—翠亨村，檀島，香港（1866－1895）』生活・讀書・新知三聯書店、2012 年。
- 胡若辰「保皇会与抵制美貨運動」『近現代國際關係史研究』第十九輯、世界知識出版社、2022 年。
- 賈小葉「己亥庚子年間康有為的勤王思想与實踐」『史學月刊』、2019 年 12 期。
- 「破壞、革命与立憲—再論梁啟超的革命思想（1898－1903）」『清華大學學報（哲學社會科學版）』、2023 年第 1 期。
- 孔祥吉・村田雄二郎「辛亥革命史料抉擗之困惑—馮自由『中華民國開國前革命史』与『革命逸史』異議」『廣東社會學』、2012 年第 1 期。
- 劉伯驥『美國華僑史』黎明文化事業股份公司、1982 年。
- 劉洋・王潤澤「聯通五洲—清季海外政治報刊『清議報』發行網絡研究（1898－1901）」『編輯之友』、2023 年第 7 期。
- 李恭忠「青年孫中山的革命想像—1895 年起義再探」『社會科學研究』、2005 年第 1 期。
- 『中山陵—一個現代政治符號的誕生』社會科學文獻出版社、2009 年。
- 「辛亥前後的“洪門民族主義言說”」『近代史研究』、2016 年第 6 期。
- 李夕菲・吳捷「從流亡生涯看梁啟超團結引領華僑在晚清變局中的作為」『清華大學學報（哲學社會科學版）』、2023 年第 1 期。
- 李元謹『東西文化的撞擊與新華知識分子的三種回應—邱菽園、林文慶、宋旺相的比較研究』新加坡國立大學中文系・八方文化企業公司、2001 年。
- 李海蓉「保皇会在澳洲的興起—基于『東華新報』的媒體傳播理論与量化分析」『華僑華人歷史研究』、2015 年第 2 期。
- 「澳洲保皇會創立探源—以『東華新報』及澳洲保皇會原始檔案為主的分析」『華僑華人

- 歷史研究』、2017年第3期。
- 「英國政府對康有為流亡態度之考計—兼論保皇會的沒落」『史林』、2019年第1期。
- 李永「借瘟疫之名—1900年舊金山唐人街“鼠疫事件”中的排華風潮」『世界民族』、2022年第6期。
- 馬忠文「光緒帝與戊戌政變—「密詔」問題再辨析」『福建論壇（人文社會科學版）』、2022年第9期。
- 麥礼謙『從華僑到華人—二十世紀美國華人社會發展史』三聯書店（香港）有限公司、1992年。
- 潘光哲「『時務報』和它的讀者」『歷史研究』、2005年第5期。
- 秦素菡「美國華僑對保皇會的支持與貢獻」『華僑華人歷史研究』、2009年第3期。
- 「保皇派在美國華僑社會的主要活動述評」『廣東社會學』、2009年第5期。
- 任貴祥「論華僑與保皇會」『華僑華人歷史研究』、1996年第4期。
- 『華僑與中國民族民主革命』中央編譯出版社、2004年。
- 『中華民國專題史華僑卷』南京大學出版社、2015年。
- 桑兵『庚子勤王與晚清政局』北京大學出版社、2004年。
- 『檀山華僑第二集』檀山華僑編印社、1936年。
- 湯熙勇「夏威夷華僑對孫中山先生革命的反應（1894—1911）」張希哲・陳三井編『華僑與孫中山先生領導的國民革命學術研討會論文集』國史館、1997年。
- 湯志鈞「論康有為與保皇會」『近代史研究』、1981年第3期。
- 「康有為的海外活動和保皇會前期評價」『歷史研究』、1994年第2期。
- 王大文「康有為改組「保皇會」前後史事考辨」『清史研究』、2013年第4期。
- 肖際唐・黃躍紅「盟友與對手之間—梁啟超與中國同盟會關係述論」『華南師範大學學報（社會科學版）』、2006年第3期。
- 小野寺史郎「大清國民與民國國民之間—以新政時期萬壽聖節為中心的探討」『華東師範大學學報（哲學社會科學版）』、2011年第5期。
- 顏清煌『海外華人史研究』新加坡亞洲研究學會、1992年。
- 俞可平「從「連座」看傳統中國的群己關係」『學術月刊』、2023年第5期。
- 余作之「隆都與華僑、港澳同胞」『中山文史總第20輯』政協廣東省中山市委員會文史委員會、1990年。
- 鄭東夢編『檀山華僑』檀山華僑編印社、1929年。

庄国土「論清代華僑與海外保皇派」『八桂僑刊』、2012年第2期。

周永明『中國網絡政治的歷史考察—電報與清末時政』商務印書館、2013年。

周興梁「試論1900年前後梁啟超與孫中山之關係」『貴州社會科學』、1984年第5期。

趙璐「孔子誕辰記念中的國家與社會（1912—1927）」『青島農業大學學報（社會科學版）』、2022年第1期。

鄒魯『中國國党史稿』商務印書館、1928年。

鄒振環「清末政治與文化漩渦中的馮鏡如」『華東師範大學學報（哲學社會學版）』、2014年第3期。

張朋園『梁啟超與清季革命』中央研究院近代史研究所、1982年。

張灝著、葛夫平·崔志海訳『梁啟超与中国思想の過渡（1890—1907）』江蘇人民出版社、1995年。

中國國民党中央執行委員會訓練委員會編印『中國國党史概要草案—縣各級幹部人員訓練教材』、1946年。

英語

Anderson, Patrick. *Sun Yatsen, Robert Wilcox and Their Failed Revolutions, Honolulu and Canton 1895*. Routledge, 2021.

Ben H. Williams. *The Policy of the United States in the Protection of American Citizens in China*. 1921. University of California, Berkeley, PhD thesis.

Chen, Zhongping. *Transpacific Reform and Revolution: The Chinese in North America, 1898-1918*. Stanford University Press, 2023.

Clarence Elmer Glick. *Sojourners and Settlers: Chinese Migrants in Hawaii*. University of Hawaii Press, 1980.

F. S. Rhodes. "The Chinese in Honolulu." *Overland Monthly*, Vol. 32, no. 191, Nov. 1898, pp. 467-475.

Kuhn, Philip A. *Chinese among Others : Emigration in Modern Times*. Rowman & Littlefield Publishers, 2009.

Karl, Rebecca E. *Staging the World: Chinese Nationalism at the Turn of the Twentieth Century*. Duke University Press, 2002.

Larson, Jane Leung. "Articulating China's First Mass Movement: Kang Youwei, Liang Qichao, the Baohuanghui, and the 1905 Anti-American Boycott." *Twentieth-Century China*, vol. 33, no. 1,

Nov. 2007, pp. 4–26.

———"From the Group Comes the Nation: China's First Mass Political Organization, the Baohuanghui".

The China Beat Blog Archive 2008-2012. 885. <http://digitalcommons.unl.edu/chinabeatarchive/885> (2023年11月15日閲覧) .

Ma, L. Eve Armentrout. *Revolutionaries, Monarchs, and Chinatowns: Chinese politics in the Americas and the 1911 revolution*. University of Hawaii Press, 1990.

Mohr, James C. *Plague and Fire : Battling Black Death and the 1900 Burning of Honolulu's Chinatown*. Oxford University Press, 2005.

The Chinese of Hawaii: volumeII. Overseas Penman Club, 1936.

Zhang, T. J. "The Chinese Civilizational 'Threat' and White Supremacy Construction in Hawaii before Annexation." *Culture & History Digital Journal*, vol. 12, no. 1, Spanish National Research Council, May 2023, pp. e013–13.